ISSN 1346-7670

国際会計研究学会　年報

2013年度第２号（通号34号）

グローバル化時代における国際会計研究の新潮流

グローバリゼーションの中の企業経営とＩＦＲＳ対応
～ＩＦＲＳ任意適用への課題

Japanese Association for International Accounting Studies

国際会計研究学会　年報

2013年度第２号（通号34号）

グローバル化時代における国際会計研究の新潮流

グローバリゼーションの中の企業経営とＩＦＲＳ対応～ＩＦＲＳ任意適用への課題

Japanese Association for International Accounting Studies

国際会計研究学会　年報

－2013 年度第 2 号（通号 34 号）－

目　次

Ⅰ　統一論題報告

「グローバル化時代における国際会計研究の新潮流」

「グローバリゼーションの中の企業経営と IFRS 対応
～IFRS 任意適用への課題」

■ グローバル時代における会計・監査研究の行方
～Cross−Country 研究に注目して～ ……胡　　丹　5

■ 新制度論を通してとらえた国際会計 ……平 賀 正 剛　23

■ IFRS の概念フレームワークにおける新潮流について
―概念フレームワークの金融化（現象）を中心として― ……岩 崎　　勇　41

Ⅱ　自由論題報告

■ 国際会計基準（IAS）第 41 号「農業」の生物資産の会計方針と
測定モデルの検証
―ASEAN 諸国のプランテーション産業（パーム油産業）の
実態を踏まえて― ……岡 田 博 憲　57

Ⅲ　Summary of Articles …… 75

Ⅳ　諸規則 …… 79

編集委員会規則
査読制度に関する申し合わせ
『国際会計研究学会年報』執筆要領

編集後記／菊谷正人

Ⅰ　統一論題報告

グローバル時代における会計・監査研究の行方
～Cross-Country 研究に注目して～

胡　　丹
名古屋大学

要　旨

モノ・カネ・ヒトのみならず，会計制度を含む制度までもが自由に国境を越えて移動する経済のグローバル時代において，会計・監査研究の領域で注目されてきているのが Cross-Country 研究である。Cross-Country 研究は，従来の比較制度分析をも包容するが，他国のデータ（財務数値・実験数値・アンケート数値等）を取得し，定量的に分析することも踏まえるものであると考えられる。

国内外の現状では，グローバル的なデータ・ベースの構築・拡充を背景に，Cross-Country 研究が盛んになりつつあるように見受けられる。また，先行 Cross-Country 研究の分析からは，監査領域における研究の関心が①法体制，②監査報酬，③監査の質，④利益の質，⑤企業特性および⑥監査市場，また会計領域における研究の関心が①利益の質，②ディスクロージャー，③経済的帰結，④法体制および⑤「○○GAAP」対「IFRS」のキーワードに集約できると考えられる。監査・会計研究領域の Cross-Country 研究は，法学・政治学・経済学や産業組織学の研究領域と重なっており，また，監査領域の研究における「ディスクロージャー」と「経済的帰結」をキーワードとする研究が期待される。

Cross-Country 研究に対する将来展望・提言において，一般論として，会計基準の基準間の差異への理解，企業別・国別の機関的特徴への熟知およびその上での実際のリサーチ・デザインでの細かな配慮（コントロール）の研究設計が期待される。また，注意しておくべきは，Cross-Country 研究でなくとも，単一の国を研究対象とする研究でも，国際的な示唆を提示する研究もあるということである。さらに日本の研究者にとって Cross-Country 研究への取り組みは，大きなチャンスであり，チャレンジである。

Ⅰ　はじめに

モノ・カネ・ヒトのみならず，制度（市場経済，企業組織，金融システムなど）までもが自由に国境を越えて移動する経済のグローバル時代に突入していると言われているが，その時代にふさわしい会計・監査研究の行方は会計・監査の研究者にとっての関心事である。2011 年のアメリカ会計学会の年度大会におけるコンカレント・セッション「Challenges and Opportunities in Cross－Country Accounting Research（Cross－Country 会計研究における挑戦および機会）」に掲げている「Cross－Country Accounting Research」というキーワードは，こうした会計・監査の研究者にヒントを与えるかもしれない。年度大会のセッション内容がその後論文となって，2013 年 3 月の Accounting Horizons 誌に公表された。本稿は，このアメリカ会計学会の年度大会での中心テーマとして掲げた「Cross－Country」研究を取り上げ，それに注目しながら，グローバル時代における会計・監査研究の現状への分析と行方への考察を課題とする。

一方，Cross－Country 研究は，従来の会計・監査制度などにおける比較研究とは異なるかという疑問が生じるかもしれない。筆者の理解では，グローバル時代において，1 つの学術研究が 1 つの国のみを対象とせず複数の国を跨いでの分析・検討は，この「Cross－Country」会計・監査研究を意味している。その意味では，従来の「多国間比較研究」などの言葉と同義であるとも考えられる。ただし，Cross－Country 研究は，伝統的な記述型の制度分析に加え，多国のデータを取得し定量的に分析するという新しい会計・監査分析手法の潮流を加えたものも含んでいる。その意味では，アメリカ会計学会などにおいて，従来の多国間比較研究などの言葉とは別に，Cross－Country 研究と名がつけられたと推測できる。

本稿では，まずⅡ節で，Cross－Country 研究の国内外の現状を確認・分析するとともに，代表的な先行研究をレビューする。次にⅢ節で，Cross－Country 研究をデザインするときの注意点を考察しながら，そのデザイン・フレームワークの提示を試みる。さらにⅣ節で，Cross－Country 研究の将来における可能性を探り，日本における当該研究を用いる会計・監査研究の行方を展望する。最後にⅤ節で，本稿の論点をまとめ，将来研究におけるオープン・クエスチョンを提示する。

Ⅱ　Cross－Country 研究の国内外の現状分析と先行研究のレビュー

図表 1 は Cross-Country 研究の国内外の現状を示している。トムソン・ロイター社の検索エンジンによれば，監査や会計分野において，諸外国文献数はそれぞれ 340 件，904 件であり，また各分野の日本文献数は Cinii によれば，それぞれ 109 件，691 件である。Cross－Country 研究において，会計分野の文献が日本でも諸外国でも監査分野より多いことが分かる。また，最も初期の先行研究においては，日本の文献が諸外国より若干早い時期に出現していることが見受けられる。その理由として，日本において第 2 次世界大戦後の社会的要請から Cross－Country 研究の一種である比較研究が始まっていたからであると推測される。

図表 2 と図表 3 は，図表 1 の「論文一覧」

図表 1　Cross−Country 研究の国内外の現状

	諸外国		日本	
	監査	会計	監査	会計
検索エンジン結果	Web of Knowledge（Thomson Reuters）にてトピックに「comparison」and タイトルに「auditing」: 340 件	Web of Knowledge（Thomson Reuters）にてトピックに「comparison」and タイトルに「accounting」: 904 件	Cinii にて論文名「比較　監査」: 109 件	Cinii にて論文名「比較会計」: 691 件
最初期先行研究	Senn, S. A.［1955］"Differences in British and US Auditing Practice," Journal of Accountancy.	Davidson, S. and J. M. Kohlmeier［1966］"A Measure of the Impact of Some Foreign Accounting Principles," Journal of Accounting Research.	岩田巌［1950］「監査基準について--米国の監査基準との比較」税経通信。久保田音二郎［1952］「米独の外部監査の比較」會計。	黒沢清［1949］「会計原則の比較研究」會計。
論文一覧	Khurana and Raman［2004］, Kwon et al.［2007］, Choi et al.［2008］, Francis and Wang［2008］, Choi et al.［2009］, Jaggi et al.［2012］, Francis et al.［2013］, Gul et al.［2013］	Ashbaugh and Olsson［2002］, Ball et al.［2003］, Hope［2003］, Leuz et al.［2003］, Frost et al.［2006］, Lang et al.［2006］, Daske et al.［2008］, Henry et al.［2009］, Shima and Gordon［2011］, Barth et al.［2012］	高田［2000］, 町田［2003］, 伊藤［2004］, 町田［2005］, 町田［2012］, 井上［2007］	岩崎［2000］, 川村［2000］, 櫻井［2000］, 胡［2003］, 辻［2003］, 胡［2005］, 増村［2005］, 胡［2010］, 胡［2012］

出所：筆者作成。
注：「論文一覧」の作成基準：①「Web of Knowledge」「Cinii」の論文の検査結果；②2000 年以降の論文；③諸外国の文献については，The Social Sciences Citation Index（SSCI）(1) ジャーナル論文である。

の行で取り上げた先行研究をそれぞれ「監査研究領域」と「会計研究領域」に分け，つぶさに詳細を明らかにしようとするものである。確認できるように，たとえば Compustat データ・ベースのグローバル版である Compustat Global database などのグローバル的なデータ・ベースの存在は，研究者が研究を行う上での素材となっている(2)。

図表 2 からは日本における先行研究が主に監査研究領域の固有テーマ（たとえば，コーポレート・ガバナンス，ゴーイング・コンサーン，監査委員会制度や監査の質）を扱っていることがわかる。また主に諸外国の監査領域における先行研究をレビューしていくと，研究の関心が①法体制，②監査報酬，③監査の質，④利益の質，⑤企業特性および⑥監査市場の 6 つのキーワードでまとめることができる。

「監査報酬」に関する研究は，監査領域における特有なテーマへの研究であると考えられる。既に監査研究者（たとえば，Simunic［1980］; Dye［1993］）が監査報酬を決定するモデルを提起している。Cross−Country 研究にはこれらのモデルを元に，新しい要素（たとえば法体制や重複上場）を入れることで，新しいモデルを立て，Cross−Country のリサーチ・クエスチョンに即した分析が行われていた（たとえば，Choi et al.［2008］; ［2009］）。

「監査市場」に関する研究も，監査領域における特有な研究になる。たとえば，Francis et al.［2013］は 42 カ国の監査市場を対象に，監査市場の集中度合いの利益の質に対する影響を分析した。特定の産業市場への分析，寡占状態市場への分析が産業組織学や経済学において永遠のテーマであると想起すれば，監査市場への研究は，監査研究・産業組織学や経済学の研究領域が交わったところにある研

図表 2　監査研究領域における Cross-Country 研究の先行研究

研究論文	分析・調査の概要	サンプルと年度・分析方法など	主な調査結果（一部）
Khurana and Raman **[2004]**	Big4に対して認識された監査の質の高さに対して、訴訟リスク要因か、それともレピュテーションリスク要因ががより影響を与えるかを分析。	米国、オーストラリア、カナダ、英国企業19,517個 ＜Compustat data, I/B/E/S database＞ 1990−1999年 国別に、事前的資本コスト（財務諸表の信頼性）を被説明変数、Big4ダミー等を説明変数とする回帰分析；米国のみに上記の関係が見られれば、訴訟リスク要因が強いと判断	①米国では、Big4クライアントの方が中小監査法人クライアントより、事前的資本コスト(ex ante cost of capital)が低いが、オーストラリア、カナダ、英国ではそうではない。 ②訴訟リスク要因がレピュテーションリスク要因よりも監査の質により影響を与えている。
Kwon et al. **[2007]**	監査人の業種特化と利益との関係を検証し、さらにその関係が法的環境によって左右されるか否かについて検証。	28カ国36,807個 ＜Compustat Global Vantage＞ 1993−2003年 裁量的発生高（Jonesモデル）やERCを用いた回帰分析	①業種特化の監査人のクライアント企業が業種特化でない企業より、裁量的発生高が有意に低く、ERCが有意に大きい。 ②法的環境が弱い国ほど、上記の関係は強くなる。
Choi et al. **[2008]**	Big 4プレミアム（監査報酬における）が存在するか、国の法体制の違いにより Big 4プレミアムが変化するかについてモデルを立て、分析。	15カ国21,559個 ＜Worldscope database＞ 1996−2002年 監査報酬を被説明変数、法体制やBig4とそれらの交差項などを説明変数とする回帰分析	①法体制が強いほど、高い監査報酬が要求されることを発見。 ②同一な法体制の下、Big4プレミアムの存在が確認。 ③そのプレミアムが強い法体制のところほど少ない。 ④前述の法体制が監査報酬に対する影響やBig4プレミアムが中小企業においてよい顕著である。
Francis and Wang **[2008]**	利益の質が企業が所在する投資者保護の環境とその企業がBig4を選ぶかという2つの事象にどのように影響を受けるかを分析。	42各国57,966; 85193; 68167個 （3つの利益の質代理変数の分析それぞれ） ＜Compustat Global Industrial and Commercial file＞ 1994−2004年 裁量的発生高、損失報告、EPS（Basu **[1997]** 利益保守フレームワーク）を用いた回帰分析（固定効果モデル）	①利益の質が投資者保護が強いところほど良いが、それはBig4のクライアント企業にのみ適用する。 ②Big4が提供している監査の質は世界的に同一でないことを示唆。 ③統一したグローバル監査基準が必要かもしれないが、その施行メカニズムなども適切でなければ均質な監査の提供が保証されないことを示唆。
Choi et al. **[2009]**	法体制の違う国での重複上場における監査の報酬のプレミアムについてモデルを立て、分析。	非米国14カ国17,837個 ＜Worldscope database＞ 1996−2002年 監査報酬を被説明変数、法体制や重複上場とそれらの交差項などを説明変数とする回帰分析	①強い法体制のところへの重複上場企業がそうでない企業より、高い監査報酬を支払っている。 ②強い法体制と本国の法体制の差が大きいほど、さらに高い監査報酬を企業が支払っている。 ③重複上場における監査報酬のプレミアムが本国より弱い法体制の国での重複上場の場合に存在しない。 ④強い法体制が高い監査の質を誘導したことから、株主がその監査報酬プレミアムを甘んじて支払うことが推測される。
Jaggi et al. **[2012]**	利益の質と産業スペシャリストによる監査との関係に、投資者保護のインパクトを分析。	28各国43,308個 ＜Compustat Global Dataset＞ 1996−2006年 裁量的発生高（Kothari et al **[2005]**モデル）を用いた回帰分析	①投資者保護が弱い国において、産業スペシャリストによる監査が高い利益の質につながっている。 ②投資者保護が弱くかつ法の実行が弱い国において、産業スペシャリストによる監査は特に利益の質の向上に貢献することを示唆。
Francis et al. **[2013]**	監査市場の集中度合いは監査の成果である利益の質に及ぼす影響を分析。	42カ国55,408個 ＜Global Vantage database＞ 1999−2007年 裁量的（全）発生高、利益の報告可能性や損失の適時認識を被説明変数、市場集中度などを説明変数とする回帰分析（国の固定効果モデル）	①Big4がその国の監査市場の大きいシェアを持つ国においてほど、高い品質の利益を計上している。 ②Big4の市場シェアが均等でなければ、利益の質が落ちる。
Gul et al. **[2013]**	投資者保護、企業の情報特性（規模、社齢、担当アナリスト数）およびBig N監査法人による監査が企業の負債コストに与える影響を分析。	30各国96,396個 ＜Compustat Global Industrial and Commercial file; I/B/E/S＞ 1994−2006年 負債コストを被説明変数とする回帰分析	①Big N監査法人が投資者保護が強い地域にのみ、負債コストを削減する役割を果たす。 ②投資者保護の強い国、アメリカ・カナダ・イギリス、アイルランドなどにのみ、社齢が短く中小企業・担当するアナリストが少ない企業がBig N監査法人に監査を担当させることで、負債コストの削減に寄与できる。
高田 **[2000]**	米国とドイツと日本の比較をしながら、コーポレート・ガバナンスを多角的に分析。	監査委員会制度を持つ米国、監査役会制度を持つドイツおよび監査役会・会計監査人監査制度を持つ日本を対比しながら、分析；檜田信男教授の論文を重点的に取り上げ分析	①コーポレート・ガバナンス問題を株主保護の視点か利害調整の視点から見るのかが国によって相違。 ②米独と比較して日本は、社外としての株主層からくる経営者の選・解任権の無ことが最大の相違点であり、檜田説によれば、日本の問題点が7点ある。
町田 **[2003]**	ゴーイング・コンサーン（GC）監査規定の国際比較を通じて日本のGC規定の特徴・問題点について分析。	GC監査規定導入の背景、GC問題への対応の枠組みおよびGC監査手続の3つの側面より、米（SAS59）・英（SAS130）国際（国際監査基準：ISA）・日（監査基準等）を比較分析	①日本は基本的にISAの枠組みを受け入れたが、米国基準も取り入れていることから、ISAより積極的にGC問題に対応。 ②日本のGC問題の課題3つ挙げた：開示規定の整備；GC実務の評価方法の明示；ビジネス・リスク概念へのGC規定の対応の必要性
伊藤 **[2004]**	日本公認会計士協会による監査時間の国際比較の調査結果を提示・分析。	米・英・独・仏・加・日5カ国224個 ＜大手監査法人やその海外提携法人の協力の下、調査票の送付・分析＞ 2002−2003 金融・製造・サービスその他別に、連結総資産額・売上高をX軸、監査時間数をY軸とする単回帰分析；監査時間の「海外」対「日本」の倍率計算	①海外の監査時間数は概ね日本の1.1−2.8倍。 ②海外と比べ日本においては、報告書作成他、監査計画、統制評価手続に充てる監査時間が占める割合が低く、実証手続に充てる時間に充てたことが想定される。
町田 **[2005]**	内部統制評定にかかる監査人の判断の国際比較分析。	3カ国46、33、30個（日・英・米） ＜日英：被験者と面談し、米：研究協力者を通じて、実験研究＞ 実施時期：2003；2004；2005（英・日・米） 監査の時間、報酬、内部統制報告の実施の追加コストや内部統制項目の脆弱性を調べることを目的に、仮想の企業モデルを被験者に提示し、実験調査（項目）を行う（答えてもらう）。	①日本の内部統制評定に必要とする時間が少ない。 ②日本の監査報酬額の低さが時間当たりの報酬額によるものでなく、監査計画上の監査時間、とりわけ内部統制評定時間の少なさに起因する。 ③内部統制監査に関わる追加的コスト（見積時間）が少ない。 ④日英米間の会計士において、ガバナンス、リスクの識別およびモニタリングに関する意識の違いがある。
井上 **[2007]**	国際比較による日本の監査委員会制度の現状分析。	英国と米国の監査委員会制度を比較・検討し、そのうえで日本の監査委員会制度と比較し、その現状を分析	①英国と米国の監査委員会制度の比較の結果、監査委員会（会）が備えるべき要件や職務と職責に関して同質性が認められるが、米国において内部監査プロセスの監督や内部統制システムのレビューの規定がない。 ②日本は英米と比較して、その規定が最小限にとどまっており、制度導入が進んでいない理由の一つとして考えられる。
町田 **[2012]**	（監査の品質をサロゲートする）監査時間の国際比較に基づく監査の品質の分析。	2カ国467、198個（日・米） ＜調査シートによる実態調査（守秘義務の誓約の下、日米の監査事務所への）＞ 2007−2009 日米の監査時間の差異、内部統制監査の導入の影響および低廉な監査報酬の原因について3つの課題（仮説）を立て分析	①日本の監査時間（対売上高比率）が米国の1/4。 ②内部統制監査の導入による監査時間への影響が発見されなかった。 ③日本の監査報酬の低廉の原因が監査時間の少なさ、特に内部統制評価や品質管理時間の少なさに起因する可能性が高く、監査の品質を保つという意味では大きな課題が残る。

出所：筆者作成。

究であると理解できる。

6 つのキーワードのうちの 2，3 を組み合わせた研究も見受けられる。たとえば，Khurana and Raman［2004］が法体制の違いを背景とする監査の質（Big4 に対して認識されたもの）への分析；Kwon et al.［2007］が監査の質（監査人が産業スペシャリストであること）と利益の質と法体制の 3 つの要素を同時に検証；Francis and Wang［2008］が利益の質と法体制と監査の質（Big4 の選択）を検証；Jaggi et al.［2012］が利益の質と監査の質（監査人が産業スペシャリストであること）と法体制を取り上げ；Gul et al.［2013］が法体制，企業特性と監査の質（Big4 の選択）を選択し分析した。これらの研究が監査領域の研究であるが，会計の研究領域とも関わりあって，「利益の質」や「企業特性」をキーワードとするリサーチ・デザインが多い。一方，日本では監査時間を扱う研究が目立つ（伊藤［2004］；町田［2005］；［2012］）。

先行研究の束を眺めてみると，国の法体制の違いに着目した監査研究が学者たちによって進められていることがわかる。法体制の違いという視点は，（後にも触れるが）監査研究領域に関わらず，会計領域にも存在する研究視点である。また法体制に対する研究が政治学や法学の研究領域でもあることから，このテーマに対する研究は，会計・監査領域の研究が政治学や法学の研究領域と重なる研究であると認識できる。

2000 年以降の監査領域における Cross−Country 研究の重要な研究成果のポイントを 6 つのキーワードに落とし込みながら総括・列挙すると，下記のように挙げられる。

＜法体制＞

・法体制が強い国（米国）のみ，大監査法人がよりよい監査の質を提供していることを示唆（Khurana and Raman［2004］; Francis and Wang［2008］），社齢が短く中小企業・担当するアナリストが少ないという企業特性を持つ企業が大監査法人に監査を担当させることで，負債コストの削減に寄与でき（Gul et al.［2013］），また法体制の弱い国において，特に高い監査の質（産業スペシャリストの監査人による監査を受ける）が高い利益の質につながる（Jaggi et al.［2012］）。

＜監査の質＞

・監査の質が高い（産業スペシャリストの監査人による監査を受ける）企業ほど，利益操作を抑制できるが，法的環境が弱い国ほど，その抑制作用が強くなる（Kwon et al.［2007］）。

・海外の監査時間数は概ね日本の 1.1−2.8 倍で（伊藤［2004］），また特に日本の内部統制評定にかかる時間が少ない（町田［2005］）。

＜監査報酬＞

・監査報酬における Big4 プレミアムは法体制の強い国ほど少なく，また，全体的に中小企業において顕著である（Choi et al.［2008］）。

・本国より法体制の強い国への重複上場をした場合のみ，その企業においては，監査報酬プレミアムが存在する（Choi et al.［2009］）。

・日本の監査報酬の低廉が時間当たりの報酬額の差によるものでなく（町田［2005］），監査時間の少なさ，特に内部統制評価や品質管理時間の少なさに起因する（町田［2012］）。

＜監査市場＞

・大監査法人が監査市場の大きいシェアを持つほうが利益の質へ貢献するが，それらの大監査法人間の市場シェアが均等でなければ，利益の質が落ちる（Francis et al.［2013］）。

図表 3 は，「会計研究領域」における Cross−Country 研究をまとめている。日本の先行研究には「会計研究領域」特有なテーマ（た

図表 3　会計研究領域における Cross−Country 研究の先行研究

研究論文	分析・調査の概要	サンプルと年度・分析方法など	主な調査結果（一部）
Ashbaugh and Olsson [2002]	IASとU.S. GAAPに基づく財務情報の3つのモデル（EC；BV；RIモデル）に対する適合性について分析。	15カ国62個; SEAQ国際資本市場上場 ＜Bloomberg; I/B/E/S＞ 1997年 ECモデル：1株当たり株価が非説明変数、利益が説明変数；BVモデル：純資産簿価が説明変数；RIモデル：純資産簿価と残余利益が説明変数とする回帰分析	①BVモデルがIASとU.S.GAAPに基づく財務情報をある程度説明できる。 ②RIモデルがU.S.GAAPを用いたものに最も当てはまりが良く、またIASを用いたものにはECモデルが最も良い。 ③IASとU.S.GAAPの両者の財務情報を同時に出している企業にとっては、RIモデルがより当てはまる。
Ball et al. [2003]	高質な会計基準を使っているが（"Common"グループ）、財務諸表の作成者のインセンティブが低いと思われる香港、マレーシア、シンガポールとタイの財務報告の質について分析。	香港、マレーシア、シンガポールとタイ2726個 ＜Global Vantage database＞ 1984−1996年 損失の即時性と持続性を測るBasu [1997]モデルを用いた回帰分析；Ball et al. [2000]で計算された"Common""Code"グループと比較	①財務報告の質は、基準自体の質ではなく、その国の機関的な環境による需要で決まる。具体的には、香港、マレーシア、シンガポールとタイが使っている会計基準が高質だが、財務諸表の作成者のインセンティブが低い環境にいることから、財務報告の質は集団として低い。その中において、香港は最も高い財務報告の質をもつ。 ②例として、IASの施行メカニズムの重要性を示唆。
Hope [2003]	アナリスト予測の正確性と年次ディスクロージャーの関係、そしてその正確性と会計基準の施行の水準との関係について分析。	20カ国1,309個 ＜CIFAR [1993, 1995]; I/B/E/S＞ 1991年と1993年 アナリスト予測の正確性を被説明変数、ディスクロージャ・スコア（CIFAR）と法の施行の水準などを説明変数とする回帰分析	①企業レベルの年度ディスクロージャーのレベルはアナリスト予測の正確性に有意に正の関係にある。 ②5つの変数で構成される法の施行水準はアナリスト予測の正確性に有意に正の関係にある。 ③担当するアナリストが少ないとき、ディスクロージャーのレベルがさらに予測の正確性に正の相関をもつ。
Leuz et al. [2003]	31各国における利益操作の差異について分析。	31カ国70,955個 ＜Worldscope Database＞ 1990−1999年 La Porta et al. [1997, 1998]の機関的変数の状況に応じて、クラスター分析により国たちを3つに分け；それら3つのグループにおいて、それぞれ4つの利益操作の変数で統合された「利益操作変数」を被説明変数、外部投資者の利益の反映、法の施行の水準などを説明変数とする回帰分析	①比較的分散した所有、強い投資者保護、大きい株式市場を有する国において利益操作水準が低く、比較的に集中した所有、弱い投資者保護、発展されていない株式市場を有する国において利益操作水準が高い。 ②利益操作が少数株主の権利の質（La Porta et al. [1998]）、法の施行水準と負に相関し、「投資者保護が強く、内部者が私的なコントロールによる利益を得にくいのであれば利益操作が減る」という筆者の予想が支持された。
Frost et al. [2006]	50の国際的取引所を対象に、証券取引所のディスクロージャー・システムと市場の発展具合の関係について分析。	50の国際的な証券取引所 ＜CIFAR [1995]; 1998 FIBV disclosure survey＞ 1997−1998年 5つの変数の平均として計算される市場の発展具合の変数を被説明変数、調査票等によって集計された12のディスクロージャー変数の集計変数と3つのサブ集計変数などを説明変数とする回帰分析	①ディスクロージャー・システムの強さ（ルール、モニター、施行力）は、取引所の規模、法的システム、情報環境などをコントロールした上、市場の発展具合と正に関係する。 ②ディスクロージャーの基準の厳格さの促進が市場の質を促進することを示唆。
Lang et al. [2006]	利益操作（①利益平準化、②利益ターゲットへの接近傾向、③株価への関連性および④損失の即時認識）の視点から、US GAAPへの調整表を持つ米国で重複上場した非米国企業とU.S.企業との比較分析。	34カ国698個 ＜CRSP; Compustat data＞ 1991−2002年 ①利益平準化と③株価への関連性の視点について、cross listerとUS企業の差の検定；②利益ターゲットへの接近傾向と④損失の即時認識の視点について、cross listerとUS企業のダミーをいれた回帰分析	①重複上場企業はUS企業より、利益平準化行動をし、小さいな正の利益の比率が多く、損失の即時認識をしなく、特にバッド・ニュースの場合における株価への関連性を失う。 ②投資者保護の視点から弱い国出身の企業ほど、4つの利益操作の傾向が強く、SECの監督がこの傾向を完全に克服させられなかったことを示唆。 ③重複上場企業のうち、調整表作成者の株価への関連性がUS GAAP（のみ）準拠者より低いことがわかった。
Daske et al. [2008]	世界規模においてのIFRSの強制適用の経済的帰結について分析。	41カ国105,527個 ＜Worldscope; Datastream; I/B/E/S＞ 2001−2005年 差の検定；パネル回帰；クロス・セクション回帰；月別変化の分析；回帰の場合の非説明変数：市場流動性（ゼロのリターンを占める割合、Amihud [2002]流動性の年度中央値、推定取引コスト、ビッド・アスク・スプレッド）、事前的資本コスト（4つの方法で計算）、トービンのQ	①IFRSの強制適用者がIFRSの強制適用後、それらの市場流動性の3−6%の増加が観測された。 ②事前的資本コストの減少とトービンQの増加は、IFRS導入の前にのみ観測され、市場参加者のIFRS導入前からの経済的帰結への参加を示唆。
Henry et al. [2009]	U.S. GAAPとIFRSの差がFASBとIASBの統一化プロジェクトやEUのIFRS導入によりどのような影響を受けるのかについて分析。	EUの14カ国75個 ＜the Bank of New York Mellon's Depositary Reveipts website＞ 2004−2006 差の検定；Harris and Muller [1999]の価値関連性の回帰分析	①U.S. GAAPとIFRSの利益および純資産における差異が2004−2006年の間、減少したことを発見。 ②年金とのれんの差異はU.S. GAAPとIFRSとの間の主な差異である。 ③IFRSからU.S. GAAPに準拠するものへの調整項目には価値関連性が認められる。
Shima and Gordon [2011]	米国投資者がIFRS適用の国への投資を増やすのかについて分析。	44カ国152個 ＜US Treasurey Department survey; World Bank et al.＞ 2003−2006 米国投資者による外国への投資（割るGDP）を非説明変数、IFRS適用、法的環境（法の基準および施行力）ダミーやその交差項を説明変数とする4つの回帰分析	①米国投資者はIFRS適用か否かによってその国への投資を増やさない。 ②法的環境、特に施行力が強い国ほど、米国投資者はその国への投資を増やす。 ③IFRS適用で、さらに法的環境が強い国ほど、米国投資者はその国への投資を増やす。
Barth et al. [2012]	非米国企業のIFRS適用でその会計数値に反映したものが米国企業のものと比較可能であるかについて分析。	27カ国16,428個（重複上場企業除外） ＜Worldscope; Datastream＞ 1992−2009年 De Franco et al. [2011]を使っての推定値との差の検定（「会計システムの比較」）；株価・リターン・キャッシュフローを被説明変数とする価値関連性の回帰分析の結果の比較；会計発生高、利益平準、損失の適時認識の会計の質の比較検定	①非米国企業のIFRS適用で米国企業との比較可能性（会計システムと価値関連性）が、自国基準適用企業より、改善された。 ②その改善が顕著な集団は、IFRS強制適用、コモン・ロー国所在、高い施行力国所在の集団である。 ③一般的に米国企業会計数値のほうは価値関連性が高いが、コモン・ロー国所在の企業との差がない。

岩崎 [2000]	英米の概念的枠組みについて分析。	英米の概念的枠組み、特にその会計計算構造に焦点を当て、その特徴・同異点および背景を分析	①（意思決定有用性アプローチの採用など、）両枠組の基礎的部分では類似。②（認識基準、利益観やリサイクルを行うか否かなど、）両枠組の展開部分では相違部分がある。 ③英国の枠組が米国を先行モデルとしているや国際化の流れによるものがある。米国では、投資意思決定に有用という論理展開があるのに対して、英国では、広範な利用者の情報ニーズを応えようとする考えが背景にある。
川村 [2000]	固定資産に係る減損の認識と測定問題（たとえば、現在価値の利用の仕方など）を米国・国際会計基準の比較検討を通じて、分析。	現在価値の概念整理（公正価値との関係を含め）、視覚的にモデルを示し、米国基準とIFRSの比較検討し、日本に対するインプリケーションを分析。	①現在価値は公正価値あるいは使用価値の推定値の2つを指す可能性がある。②減損の認識の判定基準値、自己創設のれんの計上などにおいて、米・IFRSに差異がある。 ③日本においては、減損の定義や認識・測定目的を明確にし、土地に係る減損の判定に数量的基準値の併用、自己創設のれんの計上問題を慎重に検討する必要がある。
櫻井 [2000]	日・米・英・独・豪の世界主要国のテレコム管理会計システムの比較研究。	世界の主要テレコム業者4社の管理会計システムを考察し、日本のテレコム業者が今後実施すべき戦略として業績評価の在り方とABCの実施状況を分析。	①業績評価について、相違があるのは、EVA、バランスト・スコアカード、キャッシュ・フローである。日本は今後、後両者の利用が課題。 ②接続料金の算定に、日本を除く世界の業者がABCを利用していることから、今後、それの利用が課題。
胡 [2003]	中国GAAPとIFRSに基づく財務情報の価値関連性の比較検証。	上海証券取引所でB株発行中国企業、261個 ＜証券取引所HP；認定された証券新聞と雑誌＞ 1994−1999 株価を被説明変数、一株あたり利益と純資産簿価を説明変数とする回帰分析	①IFRSに基づく財務数値がより保守的。 ②IFRSに基づく財務数値も価値関連性を持つが、中国GAAPのものと比較すると劣位にある。
辻 [2003]	企業結合会計の国際比較。	企業結合会計に係る会計処理方法や基準の基本的考え方等について、特に米とIASBやEUの動向を取り上げながら、実務については20カ国の先行研究の調査結果を示しながら、日本に対する示唆を考察。	①企業結合に係る会計処理方法として、パーティス法が理論上の選択。 ②日本の2003年の「企業結合に係る会計基準（案）」において、パーチェス法におけるのれんの償却および持分プーリング法の許容という2点が注目されるべき。
胡 [2005]	日本証券市場がUS GAAPに基づく財務諸表から日本基準への調整項目に対する反応、およびそこから導かれる示唆に対する分析。	US GAAPに基づく財務諸表作成日本企業、158個 ＜会社四季報；日経NEEDS Financial Quest＞ 1993−2003 株式リターン、株価純資産の比率を被説明変数、デフレートされた税引き前利益と調整項目が説明変数のパネルデータ分析（変量効果モデル採用）	①調整項目のうち、役員賞与調整項目や事業税及びリース取引が有意性が認められ、日本の市場関係者がそれらの差異に対する知識があることが確認された。 ②減損損失調整項目の価値関連性が認められなく、市場関係者が減損会計における日米の差異がないと認識していると示唆。
増村 [2005]	US GAAP準拠利益、日本基準への修正した利益、それぞれが有する情報内容を比較分析。	US GAAPに基づく財務諸表作成日本企業、206個 ＜黒川［1995］企業リスト；New York/NASDAQ証券取引所＞ 1996−2003 株価、株式時価総額を被説明変数、US GAAP準拠利益、日本基準準拠利益やその相違額等を説明変数とする回帰分析	①US GAAP準拠利益と日本基準準拠利益の差が有意；日本のほうが保守的。 ②US GAAP（日本）準拠利益を所有とし、日米（米日）利益相違額の増分情報内容が一部分ある（ある）。 ③US GAAP準拠の財務数値（利益と純資産簿価）が日本のより投資者にとって有用であることを示唆。
胡 [2010]	会計基準の相違などに踏まえ、ドイツGAAPとIFRSのもとで報告された利益および純資産簿価はどちらが株価により密接な関連をもつかについて分析。	ドイツGAAPとIFRSに基づく財務諸表作成独企業、116個 ＜Mergent Online＞ 2000−2005 株価を被説明変数、一株あたり利益と純資産簿価を説明変数とする回帰分析	①ドイツ会計の国際化へは、自らの選択とEU加盟国の選択によるものである。 ②ドイツGAAPとIFRSに基づく財務数値の差異が少ないが、ドイツGAAPの純資産簿価が有意に高い。 ③IFRSは微小ながら、ドイツGAAPより価値関連性がある。 ④純資産簿価における価値関連性が時間とともに低下。
胡 [2012]	日本・IASB・中国の比較を通じながら、中国における中小企業会計の現状や2011年のそれに関する草案を中心に分析。	中国における中小企業会計制度の体系を整理し、日本・IASB・中国の比較を用いながら、中国の中小企業の状況と区分、2011年のそれに関する草案内容を分析	①中国の「小企業」区分が日本の「中小企業」区分に類似。 ②2011年草案には、親会社や子会社が適用対象外、概念フレームワークがない。③小企業に対する基準が簡素化されてきたことが確認でき、財務諸表上の構成要素のそれぞれの構成にはIASBのものと相違がある。

出所：筆者作成。

とえば，概念フレームワーク，減損，管理会計システム，企業結合会計，中小会計）を他の国やIFRSと比較することで検討するというスタイルが多いように見受けられる。また，主に諸外国の会計領域における先行研究をレビューしていくと，研究の関心が①利益の質，②ディスクロージャー，③経済的帰結，④法体制および⑤「○○GAAP」対「IFRS」の5つのキーワードにまとめることができる。

「○○GAAP」対「IFRS」に関する研究は，詳細な会計基準そのものの違いが起点になっていることから，会計領域特有なテーマに対する研究であると考えられる。Ashbaugh and Olsson［2002］がそのキーワードの範囲において，モデルの適合性を確認し，またLang et al.［2006］が利益操作という視点から検証し，さらにHenry et al.［2009］やBarth et al.［2012］がそれぞれその差や比較可能性（利益の質の一種とも考えられる）の差について分析した。日本においては，胡［2005］および増村［2005］は，U.S. GAAPに基づく財務諸表および日本基準への調整表が日本企業から公表していることに注目し，その調整項目や増分情報内容などを検証した。加えて，胡［2003；2010］は，中国GAAPあるいはドイツGAAPとIFRSに基づく財務情報の価値関連性の比較に焦点を合わせた。

「ディスクロージャー」と「法体制」は

「法体制」としてもまとめられるが，会計領域においての「ディスクロージャー」そのものの重要性から，ここでは別のキーワードとして取り扱う。これらに関する研究は，前述したように，政治学や法学の研究領域と重なる部分がある。具体的には，Hope［2003］がアナリスト予測の正確性（利益の質の一種とも考えられる）とディスクロージャーと法体制のそれぞれの関係について分析し，またFrost et al.［2006］が証券取引所のディスクロージャー・システムの強さと市場の発展具合との関係について分析した。

「法体制」とその他のキーワード，たとえば「利益の質」を組み合わせたリサーチ・デザインもある。たとえば，Ball et al.［2003］，Leuz et al.［2003］およびShima and Gordon［2011］はそれぞれ法体制の世界的違いを背景とし，（会計基準そのものがコモン・ローのグループに属するが，法の施行力が弱いかもしれない）東アジアの 4 つの国を分析対象とし，各国の利益操作の差異や投資行動について分析した。

また世界的にIFRS導入の「経済的帰結」は，経済学の研究領域と重なり，また学術的にも興味深いテーマになる。Daske et al.［2008］は，そのニーズに応えた研究であり，彼らは，市場流動性，事前的資本コスト（ex ante cost of capital）およびトービンQの 3 つの側面から，IFRS導入による経済的帰結を検証した。

2000 年以降の会計領域における Cross−Country 研究の重要な研究成果のポイントを上記 5 つのキーワードに落とし込みながら総括・列挙すると，下記のように挙げられる。

＜「○○GAAP」対「IFRS」＞

・「US GAAP」対「IFRS」における利益および純資産の差異が減少したが，調整項目には価値関連性が認められ（Henry et al.［2009］），利益および純資産を同時に扱うモデルとしてUS GAAPに基づく財務情報がIFRS（日本）のものより当てはまりが良く（Ashbaugh and Olsson［2002］; 増村［2005］），また米国企業の会計数値のほうに価値関連性が高いが，コモン・ロー国所在の企業との差がなく（Barth et al.［2012］），さらに重複上場企業のうち，調整表作成者の株価への関連性がUS GAAP（のみ）準拠者より低い（Lang et al.［2006］）。

・日本基準準拠利益のほうがUS GAAP準拠利益より保守的であり，その差が有意，またUS GAAP（日本）準拠利益を所有とし，日米（米日）利益相違額の増分情報内容が一部分ある（ある）こと（増村［2005］）が確認され，その差の内容である調整項目のうち，役員賞与調整項目や事業税及びリース取引に有意性が認められ，日本の市場関係者がそれらの差異に対する知識があることが確認されたが，減損損失調整項目の価値関連性が認められなく，市場関係者が減損会計における日米の差異がないと認識していると示唆（胡［2005］）。

・（1994−1999 年）IFRSに基づく利益および純資産が中国GAAPのものより保守的であり，利益および純資産を同時に扱うモデルに中国GAAPに基づく財務情報がIFRSのものより当てはまりが良いが（胡［2003］），同モデルの下，（2000−2005 年）IFRSはドイツGAAPより当てはまりが良い（胡［2010］）。

＜ディスクロージャー＞

・企業のディスクロージャーのレベルが，（利益の質の一種である）アナリスト予測の正確性と有意に正の関係にあり，担当するアナリストが少ないとき，その正の関係がさらに強くなる（Hope［2003］）。

・証券取引市場のディスクロージャー・システムの強さは，証券取引市場の所在国の市場の発展具合と正に関係する（Frost［2006］）。

＜法体制＞

・一般的に法体制の強い国においてほど利益操作の水準が低く（Leuz et al.［2003］），アナリスト予測の正確性が高い（利益の質が高い）（Hope［2003］），利益の質には会計基準自体の質だけでなく，その国の法の施行力も影響を及ぼし（Ball et al.［2003］），法的環境（特に施行力）が強い国ほど，米国投資者はその国への投資を増やす（Shima and Gordon［2011］）。

＜経済的帰結＞

・市場流動性の側面に関するIFRS導入の経済的帰結では，その改善が観測された（Daske et al.［2008］）。

図表4は，上記の監査領域および会計領域研究における先行研究から浮かび上がったキーワードと他の分野研究との位置づけを示している。図表4の通り，監査と会計のCross−Country研究と法学・経済学・産業組織学や政治学の研究領域と交わっている。特に，監査領域の研究において，「ディスクロージャー」と「経済的帰結」をキーワードとする先行研究が現段階において筆者の知る限りほとんどないことから，これらをキーワードとするCross−Country研究を手がけることが期待される。

Ⅲ　Cross−Country研究のデザイン・フレームワーク

Cross−Country研究の国内外の現状や先行研究のレビューをⅡ節で行ったので，Ⅲ節ではCross−Country研究をデザインするときの注意点を考察しながら，そのデザイン・フレームワークの提示を試みる（図表5を参照。）。なお，注意点の考察時において，Ⅱ節で概説した先行研究を最大限に活用する。

研究者がCross−Country研究をデザインするとき，既にⅡ節の先行研究からもわかるように，国ごとの文化，法体制や政治体制の相違という研究背景に直面する。したがって，研究者がこれらの事情を踏まえ，リサーチ・クエスチョンを創造的に作り，明確な予測を立て，実行可能なリサーチ・デザインを構築しなければならない。

＜リサーチ・クエスチョン＞

リサーチ・クエスチョンを作るには，図表

図表4　Cross−Country研究の研究キーワードと各研究領域の関係〜既存の先行研究から

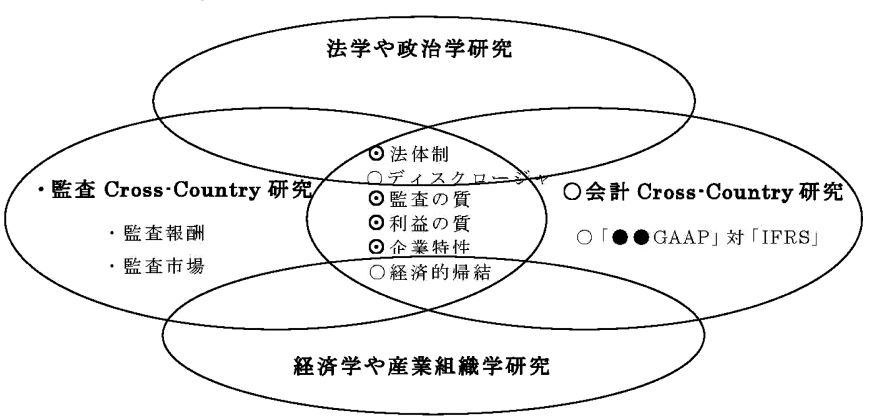

出所：筆者作成。

5 に示すような 4 点を踏まえることが必要条件であるといえる。それらは，①この研究はどの利害関係者（財務諸表の作成者，監査人，規制当局あるいは利用者）の立場に立っているか，②会計手法と選択がなぜ（その研究対象とする）国々によって違うか，③企業の基礎的活動の国別の違い，④それらの国において資本市場と債権市場が等しく効率的か，の 4 点である。

＜リサーチ・デザイン：研究主体の選択＞

また，リサーチ・デザインという視点をさらに（1）研究主体の選択，（2）方法論，（3）データ選択および（4）その他の 4 つの側面から分けることができる。研究可能性という実践的な視点があるが，理想論的には，リサーチ・クエスチョンの下，研究主体を選択しなければならない。その選択が Cross−Country 研究の場合は，①なぜ 1 つの国でなく，いくつかの国を調査するのかということを明確に，②研究主体の機関的特徴を把握するとともに，③その特徴が時間とともに変化するかについて確認しておく必要がある。

たとえば，Frost et al.［2006］は，リサーチ・クエスチョンとして証券取引所のディスクロージャーとその証券取引所が所在する国の市場の発展具合との関係を検証したため，1 つの国でなく，いくつかの国を調査する必要性が出た。また，彼女らは研究主体である各証券取引所のディスクロージャーと各国の市場の発展具合の機関的特徴やその時間の変化を捉えるため，まず国際取引所連合（WFE，前身 FIBV）の調査票や各証券取引所の HP などから最初の 12 個のディスクロージャーの変数を作り，その後その集計変数と 3 つのサブ集計変数を用いて研究主体のディスクロージャーの機関的特徴を考慮した測定に挑んだ。また GDP，国内上場企業数，その年の IPO 企業数という伝統的な市場の発展具合の変数に加え，市場活動（流動性）を表す取引数や取引量計 5 つの変数の平均として計算されるものを用いて各国の市場の発展具合を測る。逆に言うと，これらのリサーチ・デザインができたのも，研究主体の機関的特徴に対する理解がなければ成し遂げられないものであろう。

＜リサーチ・デザイン：方法論＞

方法論の要素に関しては，研究主体の選択が 1 つの国であれば，同じ国を土台とする企業レベルの分析になるが，いくつかの国であれば，企業レベル＋国レベルの分析になると考えられる。また，ここで考慮しておかなければならないのが，機関的特徴のコントロールであろう。企業レベルの分析であるとすれば，その企業がおかれている国レベルの機関的特徴に加え，その企業が所在する産業や規模，様々な企業レベルの機関的特徴をコントロールする必要があるかについて，検討しておく必要性がある。

Choi et al.［2009］のリサーチ・デザインから，しっかりと企業レベルと国レベルの機関的特徴のコントロール変数を分けているところは参考になるかもしれない。（図表 2 でも確認できるように）彼らが法体制の違う国での重複上場における監査報酬のプレミアムについて分析するために，監査報酬を被説明変数，法体制や重複上場とそれらの交差項などを説明変数とする回帰分析を基本モデルとした。そこで生じてくる問題として，基本モデルの中に，どのように企業レベルと国レベルの機関的特徴のコントロール変数をいれるかである。彼らがそこで総資産の自然対数，新増資・損失報告や大監査法人による監査の有無，セグメント数などを企業レベル，GDP，外国直接投資額，ディスクロージャー・レベ

ルを表す変数（CIFAR 調査より）や大監査法人の独占具合を国レベルのコントロール変数として使っており，その理由も克明に記した（Choi et al.［2009］, pp. 1437−1439）。

＜リサーチ・デザイン：データ選択＞

データ選択に関して，①限られたデータしかない場合どうするか，②国別による企業のサイズや産業の構成の違いをどう克服するか，③ランダム・サンプルの利用の可能性についての検討，④形式や言語の違い，の 4 点を考慮することが有効と思われる。データが有限であるということが研究に制限をかけることになるが，リサーチ・クエスチョンに即したデータ選択であれば，問題がないと考えられる。たとえば，Ashbaugh and Olsson［2002］が SEAQ 国際資本市場上場の 15 カ国 62 個，町田［2005］が日・英・米 3 カ国それぞれ 46，33，30 個，Henry et al.［2009］が EU の 14 カ国 75 個，いずれも 100 個のサンプルを下回っているが，データ選択が適切だったと思われる。

また，企業のサイズや産業構成の違いは時には方法論の中の企業規模や産業ダミーのコントロール変数の設定により解決できる。また，産業構成の違い，形式や言語の違いは，同一（産業や国）データ・ベースの選択により回避できよう。

Ⅳ　Cross−Country 研究の将来展望＆提言：チャレンジとチャンス

＜一般論＞

会計・監査領域の国際的な研究の研究機会が豊富である。進行中の会計基準の統一化，多国籍企業や資本市場の増殖はこの領域への公衆の興味を引き寄せている。Cross−Country における会計プロセス・ディスクロージャーの差異や，その差異の帰結に対する理解に関する研究成果は常に社会の関心を集めている。進行中の会計基準の統一化の流れを汲むことで，会計基準の統一化を研究する研究者は，

図表 5　Cross−Country 研究のデザイン・フレームワーク

フレームワーク要素		主要な論点
リサーチ・クエスチョン		・この研究はどの利害関係者（財務諸表の作成者、監査人、規制当局あるいは利用者）の立場に立っているか。 ・会計手法と選択がなぜ国によって違うか。 ・企業の基礎的活動の国別の違い。 ・資本市場と債権市場が等しく効率的か。
リサーチ・デザイン		
	研究主体の選択	・なぜ１つあるいはいくつかの国を調査するのか、明確に示さなければならない。 ・研究主体の特徴が時間とともに変化すること、あるいは国によって違うことを注意しなければならない。 ・研究主体の機関的特徴を理解しておかなければならない。
	方法論	・企業レベルまたは国レベルの分析なのか。 ・機関的特徴のコントロール変数をどうするか。
	データ選択	・限られたデータしかない場合どうするか。 ・国別による企業のサイズや産業の構成の違いをどう克服するか。 ・ランダム・サンプルの利用の可能性についての検討。 ・形式や言語の違い。
	その他	・国や産業の効果をコントロールする必要があるか。 ・国の内部変数と国間の変数の使い分けをどうするか。

出所：筆者が Gordon et al.（［2013］, p. 148）を参考に作成。

Ⅲ節でも述べたように，時間をかけて，基準間の差異を理解し，統一化された基準の実行に影響する企業別あるいは国別のファクターをコントロールした上でのリサーチ・デザインをするべきである。

インターネット，報道や学術的な研究成果を通じて世界経済に関する情報が溢れている今，研究者が研究デザインをするときに，制度的特徴の粗い広範な指定のみならず，社会経済における更なる特定的な指定（コントロール）が必要になるだろう。たとえば，Jaggi et al.［2012］は，広範な制度的特徴である国の「法的環境」のみを考慮するのをやめて，その法的環境をさらに「法自体の厳密さ」と「法の執行の厳密さ」の 2 つの側面から細分し，社会経済における特定的な指定を研究デザインに織り込むことに成功し，読者に新たな洞察眼と結果を提供したのである。

ただし，注意しなければならないのは，Cross－Country 研究でなく，単一の国を研究対象とする研究でも，国際的な示唆を提示する研究もあることである（たとえば，Blokdijk et al.［2006］; Gassen and Skaife［2009］）。重要なのは，単一の国で提示された証拠でも，類似した資本市場・法的環境やディスクロージャー規制を持つ他の国において示唆があることである。一方，研究者は，単一の国の設定における発見が他国への示唆を認識しないで研究を進めていると，その研究成果を目にする読者はその研究の国際的意義や普遍性に疑念を持つかもしれない。したがって，研究者は自身の研究の他国への示唆や世界的学界における意義を十分に留意して研究を進めるべきであろう。

＜日本の研究者にとって＞

日本の研究者は，国際的なデータ・ベース，たとえば，Compustat Global Database, Datestream, Mergent, Osiris, S&P Capital IQ Compustat, WRDS（Wharton Research Data Services）のアクセス権を購入し，大がかりなデータを使う Cross－Country 研究が可能であると思われる。たとえば，胡［2010］は Mergent 社のデータベースを使って，ドイツ企業の財務情報を入手し，「ドイツ GAAP」対「IFRS」に基づく財務情報の価値関連性を検証することができ，広範に興味を引く「○○GAAP」対「IFRS」の財務情報有用性という題材に触れることができた。

国際的なデータ・ベースがなくとも，国際的な調査や実験研究を手がけることや他国の研究成果と比較することも可能であると考えられる。たとえば，町田［2005；2012］は，それぞれ日・米・英の実験研究や日・米の実態調査研究を手がけ，内部統制や監査時間（監査の質の一種）という監査領域におけるホット・トピックス的な研究を進められた。また，加賀谷［2014］は，日本におけるアンケート調査を Dichev et al.［2013］のものを参考に実行し，彼らの研究結果や背景となる日米における財務報告のニーズの違いを検討しながら，実証的会計研究におけるイノベーションの探求という喫緊で重要なテーマに迫った。

また，日本を題材にしても，国際的な示唆を学界や実務界に与えられれば，十分に国際的に活躍できるチャンスがあると考えられる。たとえば，Herrmann et al.［1996］は，日本の財務諸表を米国 GAAP に準拠して再表示するメリットを探ることで，日本を題材にしながら，当時の非米国企業の米国上場時における問題：米国 GAAP に調整表を出すことについての是非に示唆を与えた。また，Skinner and Srinivasan［2012］は，日本という訴訟リスクが低い国という特徴・背景を

強調し，2006 年カネボウ事件で担当監査人のレピュテーションが著しく破損したケースを取り上げ，監査の質を維持するための監査人のレピュテーション・インセンティブという普遍なテーマに対して検証し，証拠を提示した。

さらに，日本の研究者は，国際的なデータ・ベースでなくても，他国のデータ・ベースを利用することで，2 カ国間の Cross−Country 研究を行える。たとえば，Herrmann et al.［2000］は，Compustat と日本の NEEDS データ・ベースからそれぞれ米国と日本のデータを入手し，世界の 2 大証券市場という位置づけをした米国と日本に上場している小売業と製造業について，利益構成要素の持続性と予測正確性を検証した。その結果，日米ともに利益を構成要素に細分類したほうが利益の予測正確性の改善が見られ，特に，その改善が日本よりも米国のほうが大きいことがわかり，詳細なガイドラインによる利益の細分類をサポートする体制の重要性という普遍的な示唆を与えた。

V　総括〜将来研究へのオープン・クエスチョンも取り上げながら

本稿では，グローバル時代における会計・監査研究の行方を検討すべく，Cross−Country 研究に注目し，既存の研究実態を分析して，Cross−Country 研究の今後のデザイン・フレームワークの提示を試み，将来における研究の可能性についての検討を重ねてきた。分析してきた要点を下記のようにまとめる。

（1）Cross−Country 研究は経済のグローバル化を背景としながら，国際的なデータ・ベースの整備に伴い，たとえば，米国において将来的に有力な研究ストリームの 1 つとして認識されるようになった。

（2）既存の Cross−Country 研究をまとめてみると（図表 1），監査領域における研究の関心が①法体制，②監査報酬，③監査の質，④利益の質，⑤企業特性および⑥監査市場の 6 つのキーワードに集約でき（図表 2），また会計領域における研究の関心が①利益の質，②ディスクロージャー，③経済的帰結，④法体制および⑤「○○GAAP」対「IFRS」の 5 つのキーワードにまとめられる（図表 3）。そこから先行研究で未開拓であるように見受けられる，監査領域の研究において，「ディスクロージャー」と「経済的帰結」をキーワードとする Cross−Country 研究を手がけることが期待できるかもしれない。監査・会計研究領域の Cross−Country 研究は，法学・政治学・経済学や産業組織学と研究領域が重なっている（図表 4）。

（3）Cross−Country 研究のデザイン・フレームワークには，まず，創造的なリサーチ・クエスチョンが必要で，また，実行可能なリサーチ・デザインを構築しなければならない。さらにリサーチ・デザインという視点をさらに①研究主体の選択，②方法論，③データ選択および④その他の 4 つの側面から分けることができる（図表 5）。

（4）Cross−Country 研究の将来展望・提言において，一般的に，国際的に進行中の会計基準の統一化・多国籍企業や資本市場の増殖を背景とする Cross−Country 研究が盛んになることが予測されるが，会計基準の基準間の差異への理解，企業別・国別の機関的特徴への熟知およびその上での実際のリサーチ・デザインでの細かな配慮（コントロール）の研究設計が必要である。一方，Cross−Country 研究でなくとも，単一の国を研究対象とする

図表 6　将来 Cross−Country 研究へのオープン・クエスチョン：国際財務報告の視点

＜IFRS 導入に関連＞ ・もし IFRS 導入が利点が多いのであれば、なぜすべての国と企業が IFRS を導入しないのか？会計システムの変更に必要なコストが高すぎるからか？政治的な要素が自国基準を放棄するのを選択しないからか？もしそうであれば、なぜそのような事態になったのか？それらの抵抗勢力は何なのか？ ・国際的な実行可能性をもつ基準を作ることはそもそも可能なのか？ ・国際的な単一的な会計基準が最適なのか？単一的な会計基準が最適でなくなる未確認の要素は存在するのか？たとえば、いくつかの状況において企業の根本的な経済の反映に失敗する可能性がないのか？もしあるとすれば、それはなぜなのか？
＜政治対基準＞ ・基準設定における政治の役割は？政治的な圧力はどのようなものが考えられるか？異なる国からの政治的圧力はお互いに相殺しあうのか増強しあうのか？ ・基準設定プロセスにおける政治的圧力の存在は、高いあるいは低い質の基準を導くのか？つまり、政治的圧力は、成果の質を妥協させるのかそれとも健康的な緊張感を提供しているのか？
＜財務報告の特徴＞ ・財務報告にもっとも重要な機関はどこなのか？ ・基準の統一化への障害は、IFRS 導入時に国や企業が直面する変換より発生しているのか？それとも、もっと広範において発生しているのか？ ・基準の適用および施行を国際的に首尾一貫的にするためにはどうすればいいのか？証券規制者の更なる活動を必要としているのか？監査法人の役割は？企業による自主的な活動に頼るべきであるのか？グローバル的な首尾一貫性の保証を手助けする機関あるいはインセンティブの構造はどのようなものなのか？ ・アナリスト、ニュース・メディア、新聞発表、経営者への格付け、市場マイクロストラクチャおよび債権者のようなローカル的な情報環境の役割は？全世界において、更なる即時的な報告、増強されたディスクロージャー、追加的なセーフガード、増加させた監査人の監視、よりよい施行力あるいは証券規制者への統一的なアプローチによる効果は？これらの効果を予言できるのか？このような変化に対する意図せざる帰結はあるのか？
＜コスト対ベネフィット＞ ・グローバル的な財務報告が企業の資本コストを削減させるのか？資本の配分や国間の貿易を促進しているのか？企業所在国の投資バイアスを削減させるのか？ ・グローバル的な基準がより高質なのか？世界的にグローバル的な財務報告によるベネフィットの証拠は？

出所：筆者が Barth（[2008], pp. 1175−1176）を参照しながら，Cross−Country 研究と結びつけながら，作成。

研究でも，国際的な示唆を提示する研究もあることに注意して研究に取り込むべきであろう。

（5）Cross−Country 研究への取り込みは，日本の研究者にとって大きなチャンス（チャレンジ）である。研究者は国際的あるいは他国のデータ・ベースの購入・利用により Cross−Country 研究が可能であろうし，また国際的な調査や実験研究を手がけることや他国の研究成果と比較することも Cross−Country 研究を進める上で有効であるかもしれない。

最後に Mary E. Barth が 2008 年の The Accounting Review に載せた「グローバル財務報告：米の学者への示唆」(3) にあるオープン・クエスチョンのうち，Cross−Country 研究と関係あるものを提示し（図表 6），今後の研究への期待を込めることで，本稿の結びとしたい。

＜注＞

（1）トムソン・ロイター社が提供する SSCI ジャーナル・リストは，下記の HP より取得できる。
http://wokinfo.com/products_tools/multidisciplinary/webofscience/ssci/

（2）Standard & Poor's 社の Compustat Global データ・ベースは，1987 年からサービス提供を開始しているものであり，世界 5 万社を超える企業の財務情報と市場データを提供し，世界の株式市場の 90%をカバーしているという。下記の HP よりそのカバー・リストを取得できる（Standard & Poor's 社の正式な HP

より取得できないため，国立台湾大学に付属している HP を参照)。
http://newweb.management.ntu.edu.tw/database/DBTAtest/COMPUSTAT/COMPUSTAT%20%28Global%29%20Annual%20Data%20Items.pdf

（３）Barth［2008］は，当該雑誌のシニア・エディター，Dan Dhaliwal の招待の下，投稿されたものである。彼女は，スタンフォード大学の教授，IASB のボードメンバー［2001−2009］，アメリカ会計学会の次期会長［2013−2014］である。

＜参考文献＞

Alford, A., J. Jones, R. Leftwich, and M. Zmijewski［1993］, The Relative Informativeness of Accounting Disclosures in Different Countries. *Journal of Accounting Research* 31（Supplement), pp. 183−223.

Amir, E., T. S. Harris, and E. K. Venuti［1993］, A Comparison of the Value−Relevance of U.S. versus Non−U.S. GAAP Accounting Measures Using Form−20−F Reconciliations. *Journal of Accounting Research* 31（Supplement), pp. 230−264.

Ashbaugh, H., and P. Olsson［2002］, An Exploratory Study of the Valuation Properties of Cross−Listed Firms' IAS and U.S.−GAAP Earnings and Book Values. *The Accounting Review* 77, pp. 107−126.

Ball, R., A. Robin, and J. Wu［2003］, Incentives versus Standards: Properties of Accounting Income in Four East Asian countries. *Journal of Accounting and Economics* 36, pp. 235−270.

Barth, M.［2008］, Global Financial Reporting: Implications for U.S. Academics. *The Accounting Review* 83（5), pp. 1159−1179.

Barth, M., W. Landsman, M. Lang, and C. Williams［2012］, Are IFRS−based and US GAAP−based accounting amounts comparable Journal of Accounting and Economics 54, pp. 68−93.

Blokdijk, H., F. Drieenhuizen, D. Simunic, and M. T. Stein［2006］, An Analysis of Cross−Sectional Differences in Big and Non−Big Public Accounting Firms' Audit. *Auditing: A Journal of Practice & Theory* 25（1), pp. 27−48.

Choi, J. H., J. B. Kim, X. Liu, and D. Simunic［2008］, Audit Pricing, Legal Liability Regimes, and Big 4 Premiums: Theory and Cross−Country Evidence. *Contemporary Accounting Research* 25, pp. 55−99.

Choi, J. H., J. B. Kim, X. Liu, and D. Simunic［2009］, Cross−Listing Audit Fee Premiums: Theory and Evidence. *The Accounting Review* 84（5), pp. 1429−1463.

Daske, H., L. Hail, C. Leuz, and R. Verdi［2008］, Mandatory IFRS Reporting around the World: Early Evidence on the Economic Consequences. *Journal of Accounting Research* 46（5), pp. 1085−1142.

Dye. R. A.［1993］, Auditing Standards, Legal Liabilities and Auditor Wealth. *Journal of Political Economy* 101（5), pp. 887−914.

Francis, J., and D. Wang［2008］, The Joint Effect of Investor Protection and Big 4 Audits on Earnings Quality around the World. *Contemporary Accounting Research* 25（1), pp. 1−39.

Francis, J. R., P. N. Michas, and S. E. Seavey［2013］, Does Audit Market Concentration Harm the Quality of Audited Earnings? Evidence from Audit Markets in 42 Countries. *Contemporary Accounting Research* 30（1), pp. 325−355.

Frost, C., E. Gordon, and A. Hayes［2006］, Stock Exchange Disclosure and Market Development: An Analysis of 50 International Exchanges. *Journal of Accounting Research* 44, pp. 437−483.

Davidson, S. and J. M. Kohlmeier［1966］, A Measure of the Impact of Some Foreign Accounting Principles. *Journal of Accounting Research* 4（2), pp. 183−212.

Dichev, I., J. Graham, C. R. Harvey, and S. Rajgopal［2013］, Earnings quality: Evidence from the field. *Journal of Accounting and Economics* 56, pp. 1−33.

Gassen, J., and H. Skaife［2009］, Can Audit Reforms Affect the Information Role of Audits? Evidence from the German Market. *Contemporary Accounting Research* 26（3), pp. 867−89

Gordon, E. A., A. Greiner, M. J. Kohlbeck, S. Lin, and H. Skaife［2013］, Challenges and Opportunities in Cross−Country Accounting Research. *Accounting Horizons* 27（1), pp. 141−154

Gul, F. A., G. Zhou, and X. Zhu［2013］, Investor Protection, Firm Informational Problems, Big N Auditors, and Cost of Debt around the World. *Auditing: A Journal of Practice & Theory* 32（3), pp. 1−30.

Herrmann, D., T. Inoue, and W. Thomas［1996］,

Are There Benefits to Restating Japanese Financial Statements According to US GAAP? *Journal of Financial Statement Analysis* 2, pp. 61−73.
Herrmann, D., T. Inoue2, and W. B. Thomas［2000］, The Persistence and Forecast Accuracy of Earnings Components in the USA and Japan. *Journal of International Financial Management & Accounting* 11（1）, pp. 48−70.
Henry, E., S. Lin, and Y. Yang［2009］, The European−U.S. "GAAP Gap": IFRS to U.S. GAAP Form［20−F Reconciliations. *Accounting Horizons* 23（2）, pp. 121−150.
Hu, D.［2012］, Management Attitudes Toward Adopting International Accounting Standards: How Japanese Management Attitudes Changed in the Past Decades. *Journal of International Business Research* 11（2）, pp. 57−72.
Hope, O.［2003］, Disclosure Practices, Enforcement of Accounting Standards, and Analysts' Forecast Accuracy: An International Study. *Journal of Accounting Research* 41（2）, pp. 235−272.
Jaggi, B., F. A. Gul, and T. S. C. Lau［2012］, Auditor Industry Specialization, Political Economy and Earnings Quality: Some Cross−Country Evidence. *Journal of International Financial Management & Accounting* 23（1）, pp. 23−61.
Khurana, I. and K. Raman［2004］, Litigation Risk and the Financial Reporting Credibility of Big 4 versusnon−Big 4 Audits: Evidence from Anglo−American Countries. *The Accounting Review*, 79（2）, pp. 473−495.
Kwon, S. Y., C. Y. Lem, and P. Tan［2007］, Legal Systems and Earnings Quality: The role of Auditor Industry Specialization. *Auditing: A Journal of Practice & Theory* 26（2）, pp. 25−55.
Lang, M., J. Raedy, and W. Wilson［2006］, Earnings Management and Cross Listing: Are Reconciled Earnings Comparable to U.S. Earnings? *Journal of Accounting and Economics* 42（1−2）, pp. 255−283.
Leuz, C., D. Nanda, and P. Wysocki［2003］, Earnings Management and Investor Protection: An International Comparison. *Journal of Financial Economics* 69（3）, pp. 505−527.
Liao, Q., T. Sellhorn, and H. Skaife［2012］, The Cross−Country Comparability of IFRS Earnings and Book Values: Evidence from France and Germany. *Journal of International Accounting Research* 11（1）, pp. 155−184.
Senn, S. A.［1955］, Differences in British and U.S. Auditing Practice. *Journal of Accountancy*（Sep）, pp. 57−60.
Shima, K., and E. Gordon［2011］, IFRS and the Regulatory Environment: The case of U.S. Investor Allocation Choice. *Journal of Accounting and Public Policy* 30（5）, pp. 481−500.
Simunic, D. A.［1980］, The Pricing of Audit Services: Theory and Evidence. *Journal of Accounting Research* 18（1）, pp. 161−90.
Skinner, D. J. and S. Srinivasan［2012］, Audit Quality and Auditor Reputation: Evidence from Japan. *The Accounting Review* 87（5）, pp. 1737−1765.
伊藤大義［2004］,「日本公認会計士協会 監査時間の国際比較調査結果と分析について」『企業会計』56（12）, pp. 1714−1719.
井上普就［2007］,「国際比較による日本の監査委員会制度の現状分析」『東北学院大学経営・会計研究』14, pp. 21−38.
岩崎勇［2000］,「英国会計の概念的枠組について−英米の概念的枠組の計算構造比較を中心として」『国際会計研究学会年報』2000, pp. 75−88.
岩田巌［1950］,「監査基準について−米国の監査基準との比較」『税経通信』5（10）, pp. 66−72.
加賀谷哲之［2014］,「実証的会計研究におけるイノベーションの探求：経営者の利益観の日米比較を通じて」『會計』185（1）, pp. 29−45.
久保田音二郎［1952］,「米独の外部監査の比較」『會計』61（2）, pp. 193−208.
川村義則［2000］,「減損会計における現在価値と公正価値−米国基準と国際会計基準の比較検討」『企業会計』52（2）, pp. 206−215.
黒沢清［1949］,「会計原則の比較研究」『會計』56（3）, pp. 1−6.
古賀智敏［1999］,「時価会計基準の国際比較」『企業会計』51（11）, pp. 18−25.
古賀智敏［2011］,『グローバル財務会計』森山書店.
古賀智敏・五十嵐則夫［1999］,『会計基準のグローバル化戦略』森山書店.
胡丹［2003］,「国際会計基準に基づく財務情報の価値関連性−上海証券取引所で上場した企業からの実証的証拠−」『会計プログレス』4, pp. 71−84.
胡丹［2005］,「U.S.GAAP による財務諸表と日本証券市場−価値関連性の研究」『會計』157（6）, pp. 94−109.
胡丹［2010］,「IFRS とドイツ GAAP の財務情報の価値関連性−上場ドイツ企業からの実証的証拠」『會計』178（5）, pp. 683−698.
胡丹［2012］,「中国における中小企業会計 2011 に

ついての一考察：国際的比較視点を用いながら」『経済科学』59（4），pp. 115−127.
櫻井通晴［2000］,「世界主要国のテレコム管理会計システム－日・米・英・独・豪の比較研究」『企業会計』52（2），pp. 148−155.
椎葉淳［2011］,「比較会計制度分析：コントロール機能の一つの分析視角」『管理会計学』19（2），pp. 53−74.
高田正淳［2000］,「コーポレート・ガバナンスと監査制度：国際的比較を中心として」『商學論纂』41（2），pp. 1−21.
辻峰男［2003］,「企業結合会計の国際比較」『会計学研究』15，pp. 45−54.
増村紀子［2005］,「利益の情報内容から見た日米会計基準の優劣比較」『會計』167（5），pp. 743−756.
町田祥弘［2003］,「ゴーイング・コンサーン監査規定の国際比較－わが国の特徴と課題」『企業会計』55（10），pp. 1423−1431.
町田祥弘［2005］,「内部統制評定にかかる監査人の判断の国際比較」『産業経理』65（3），pp. 69−81.
町田祥弘［2012］,「監査時間の国際比較に基づく監査の品質の分析」『會計』181（3），pp. 354−367.

新制度論を通してとらえた国際会計

平 賀 正 剛
愛知学院大学

要　旨

本稿の目的は，国際会計に関する諸問題を，新制度論をレンズとしてとらえ直した場合，どのような説明または解釈が可能となるかを示すことにある。具体的な問題として，会計基準の国際的収斂を取り上げる。2000 年代以降，新制度論を枠組みとした国際会計に関する研究論文が散見されるようになってきたが，その多くは IFRS の採用または各国会計基準の IFRS への収斂を論じたものである。そうした諸研究のサーベイから，会計基準の国際的収斂が制度的同型化として説明可能であることが明らかとなる。

また，会計基準の国際的収斂には，意思決定に有用な情報の提供を目的とする IFRS という 1 組の会計基準の普及という一面もうかがえる。Tolbert and Zucker［1996］の革新の制度化モデルを援用することにより，会計基準の国際的収斂は利用者志向会計の制度化としても解釈できることを示す。

各国の会計基準が IFRS に収斂する一方，特定の基準のカーブ・アウトや当該国独自の会計基準の容認などが確認されるケースも存在する。さらには，IASB に対し，特定の IFRS の改訂を求める会計基準設定主体の動きも見られる。このような動向は，制度的同型化と表裏一体の概念であるデカップリングとして，または Oliver［1991］が示した，制度的圧力への戦略的対応として説明可能なことを指摘する。

Ⅰ　はじめに

本稿の目的は，新制度論をレンズとして国際会計に関する問題，とりわけ会計基準の国際的収斂という問題をとらえ直した場合，それをどのように説明または解釈することが可能であるかを示すことにある。本稿で言うところの新制度論とは，Meyer and Rowan［1977］を端緒とし，主に組織論の領域で展開されてきた一連の議論を指す。正確な表現によれば，新制度派組織論または新制度派社会学などと呼称される議論がこれに該当する。

新制度論登場前の組織論では，当該組織の戦略をもっとも効率的に実行するのに最適な組織構造が各組織において選択・決定されるというのが通説であった（佐藤・山田［2004］，p. 147）。ところが現実には，多くの組織にきわめて類似した公式組織構造が観察される。この点を指摘し，組織構造の類似性を一定の組織構造の制度化として論じたのが Meyer and Rowan［1977］であった。換言すれば，従来コンティンジェントに成立しうるものと考えられてきた組織構造が実際には均一化されているという，いわば理論と現実の矛盾について合理的説明を試みたのが新制度論の出発点であったといえる。

組織論に関するこのような状況を念頭に置きながら，会計基準の国際的収斂に関するこれまでの学術的議論と現実を振り返ってみたい。「国際会計の父」（松井［2003］，p. 59）と称される Mueller は，1968 年に公表した論文において世界に観察される 10 の経営環境を示すことで，各国の環境と会計とが密接に関連していることを明らかにした。また同稿の結論として，会計原則の国際的多様性を望ましいものではないと判じながらも，環境の相違を理由としてアメリカの会計原則を他国で適用することの妥当性を否定している（Mueller［1968］，p. 97）。

また，その前年に公表された著作においては，いわゆる多国籍企業について次のような記述が見られる。

「国際企業は（中略）長い伝統に基礎づけられた，あらゆる前例と拘束からほとんど自由であるから，自らの特別な状況に特に適合し，かつ，一国の社会的，政治的，法律的，あるいは経済的影響に束縛されないような，会計，監査，および報告の基準と実務を工夫するのに理想的な立場にある」（Mueller［1967］，p. 222；邦訳［1969］，p. 292）

以上の点に鑑みれば，Mueller は会計基準の国際的相違を問題視しながらも，特定の環境下で設定された会計基準を異なる環境下で一律に適用することについては懐疑的であったといえる。会計基準の統一が図られるとすれば，それは，Perlmutter and Heenan［1979］がいうところの「世界志向」(1) 企業の間であるというのが，Mueller の基本的な考えであったように思われる。

その後に公表された会計基準の国際的調和化あるいは収斂に関する研究論文においても，Mueller の考えは基本的に踏襲されていったといえる。Briston［1978］，Samuels and Oliga［1982］，Hove［1986］，Taylor［1987］，Yu and Lee［1987］，Belkaoui［1988］，Perera［1989］，Riahi－Belkaoui［1994］，Hassan［1998］，Ndzinge and Briston［1999］など 80，90 年代を通じて公表されてきた論文では，国際会計基準（International Accounting Standards；IAS）または国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards；IFRS）を先進国，とりわけアングロ＝

サクソン諸国の環境を想定して設定された基準と位置付け，それ以外の国々での適用の困難性が指摘されてきた。これらの議論は，いずれも Mueller が指摘した，環境の相違に応じた会計の多様性の存在を論拠としているといえよう。

会計基準の国際的収斂に対し，学術的な見地からは懐疑的な見解が示されてきた一方で，現実には 90 年代後半から会計基準の国際的収斂が急速に進んだのは周知の通りである。各国における IFRS の適用状況について調査した Deloitte［2014］によれば，調査対象となった 173 法域のうち，上場企業の財務諸表作成にあたり IFRS を強制適用している，もしくは IFRS 適用を容認している法域は 7 割を超えている。

IFRS の一律適用は難しい，あるいは望ましくないとの指摘がなされてきたにもかかわらず，実際の会計基準は統一的な方向に向かうというこの状況は，冒頭で述べた 70 年代末の組織論をめぐる状況と類似している。組織論における理論と現実の矛盾を説明するために登場した新制度論は，会計基準の国際的収斂という現象の合理的説明にも援用できるのではないかと期待できる。新制度論を通じて会計基準の国際的収斂という現象をとらえ直す本稿の意図はここにある。

Ⅱ　会計基準の国際的収斂の新制度論的解釈 1―制度的同型化―

前出の Meyer and Rowan［1977］では，組織構造の均一化は「制度的神話（institutional myths）」を組織構造に取り入れた結果生じた「同型化（isomorphism）」として説明される（Meyer and Rowan［1977］, p. 345）。同型化の概念は，その後 DiMaggio and Powell［1983］によって精緻化され，「制度的同型化（institutional isomorphism）」という概念が示された。結論からいえば，会計基準の国際的収斂は各国会計基準の制度的同型化として説明可能である。そこで，制度的同型化とはどのような概念なのか，説明する。

制度的神話とは，端的に表現すれば，どの組織も当然備えているべきであると社会的に認識された要素といえる。Meyer and Rowan［1977］によれば，制度的神話とは次のように形成される。すなわち，社会においてネットワークが相互に密となるにつれ，そこで行われている特定の実務，職業的専門性，あるいは協調原理などが，法，教育，認定制度，および世論などに支持されることにより，組織構造に取り込まれるべきものとして神話化する（Meyer and Rowan［1977］, p. 347）。こうして形成された神話は，それが合理的な効率性を有したものであるという仮定に基づき，正統性（legitimacy）を帯びるようになる（Meyer and Rowan［1977］, p. 347）。この正統性は，法によって強制される場合もあれば，ネットワークにおける強大な上位組織によって実質的に強制される場合もある（Meyer and Rowan［1977］, pp. 347−348）。こうして新たな制度的神話が形成されると，各組織はその神話に合致するような組織構造をデザインする（Meyer and Rowan［1977］, p. 349）。そのため，いずれの組織も類似した組織構造を持つに至る。これが Meyer and Rowan［1977］が説明する同型化の概要である。

同型化を果たした組織は，さらに社会的に確立された評価基準によって自らを評価することで，各種利害関係者に対し，当該組織が社会に適合した正統性を持った存在であるこ

とを主張する（Meyer and Rowan［1977］, pp. 350−351）。同型化を通じて獲得された正統性は，当該組織に，その存続に必要な各種資源へのアクセスを容易ならしめる（Meyer and Rowan［1977］, p. 352）。これは，具体的には，当該組織が正統性を得たことにより「社会からの信頼を獲得し，借入金，寄付，投資などをより得やすくなる」（櫻井［2003］, p. 61）ことを意味する。

前述のように，同型化は DiMaggio and Powell［1983］によって，より精緻な理論へと昇華された。同論文の特徴は，同型化の説明にあたり，組織フィールド（organizational field）という概念を導入したこと，同型化を生じさせる理由に基づき同型化の分類を図ったことの 2 点であろう。

組織フィールドとは，いわば同型化が生じる「場」であり，「一般的に認められたある領域を，全体として構成する諸組織であり，具体的には，主要な供給先，資源および製品の消費者，規制当局，および同種のサービス・製品を生産するその他の諸組織を含む」（DiMaggio and Powell［1983］, p. 148）ものと定義される。組織フィールド内では「ある個体群の中の 1 単位が同じ環境条件に直面している他の単位に類似せざるを得なくなる強制的プロセス」（DiMaggio and Powell［1983］, p. 149）が生じる。これが DiMaggio and Powell［1983］による同型化の定義である。

DiMaggio and Powell［1983］は，同型化を競争的同型化（competitive isomorphism）と制度的同型化（institutional isomorphism）に大別している。前者は各組織が組織フィールド内の環境を考慮し，効率性・合理性を追求した結果生じる同型化であり（DiMaggio and Powell［1983］, p. 150），後者は競争的同型化として説明のできない同型化をすべて含むものである（DiMaggio and Powell［1983］, p. 150）。

制度的同型化は，さらに同型化を生じさせる外因的な 3 種類の圧力によって①強制的同型化（coercive isomorphism），②模倣的同型化（mimetic isomorphism），③規範的同型化（normative isomorphism）に類型化される。これらを端的に説明すれば次の通りである。

①強制的同型化：政府や法的環境，大組織や親会社などからの公式・非公式の圧力を受けた結果，各組織に生じる同型化である（DiMaggio and Powell［1983］, pp. 150−151）。

②模倣的同型化：ある組織が組織フィールド内ですでに経験を持つ他の組織をモデルとすることによって生じる同型化であり，特に強い不確実性が存在する場合に生じやすい（DiMaggio and Powell［1983］, pp. 151−152）。

③規範的同型化：高等・専門教育により，あるいは職業専門化の推進により，組織横断的なネットワークが存在する場合，組織間で人材が同質化していくことによって生じる同型化（DiMaggio and Powell［1983］, pp. 152−153）。

2000 年代に入り，IFRS の採用または各国基準の IFRS への収斂を，上記の新制度論を枠組みとして論じる研究が増えている。その中でも多く見られるのは，新興経済圏における IFRS の採用を制度的同型化として説明する研究である。中でも Irvine［2008］はとくに注目に値する。Irvine［2008］は，アラブ首長国連邦において進む IFRS の採用を制度的同型化として説明した研究であるが，DiMaggio and Powell［1983］による 3 種類の制度的同型化の議論を適用し，新興経済圏において IFRS の採用を促す 3 種類の制度的

圧力を論じており，その点で同様の研究の中ではもっとも体系的であるといえる。以下，Irvine［2008］の指摘する 3 種類の制度的圧力（institutional pressure）を紹介する。

①強制的圧力（coercive pressure）（Irvine［2008］, pp. 132−133）

世界銀行グループや資本市場を源泉とする制度的圧力。世界銀行は融資の条件として IFRS の採用を求めることがある。ゆえに IFRS 採用により，世界銀行からの支援融資対象国としての正統性が確保される。また，IFRS 採用を通じた会計基準の整備により，健全な金融市場を備えた投資対象国としての正統性を得ることができる。

②模倣的圧力（mimetic pressure）（Irvine［2008］, pp. 134−135）

IFRS を財務諸表の作成基準としている多国籍企業，または IFRS を自国基準として採用している貿易相手国から生じる圧力。多国籍企業や貿易相手国との経済関係を強化する中で，それらが採用している会計基準を採り入れることが不可欠と考えられ，これが IFRS 採用を促す圧力を構成している。

③規範的圧力（normative pressure）（Irvine［2008］, pp. 133−134）

国際的に活動する会計プロフェッション，とりわけビッグ 4 を源泉とする制度的圧力。国際会議の席上での IFRS 採用を促す発言や，クライアントに対する IFRS に準拠した財務諸表の作成指導を通じ，IFRS が普及していく。

他の国を事例とした研究においても，上記の 3 種類の圧力のうち，いずれかの存在が指摘されている。バングラディッシュを事例として取り上げた Mir and Rahaman［2005］は，同国で進む IFRS の採用には政府をその源泉とした強制的圧力が働いていることを，関係者へのインタビュー調査とその分析によって明らかにしている。また Hassan［2008］も，Mir and Rahaman［2005］と同様の手法により，エジプトにおいて IFRS と同じ内容を持つ会計基準が設定されている事実を，政府および規制当局からの強制的圧力，ならびに会計プロフェッションによる規範的圧力の結果として説明している。フィジー諸島における IFRS 採用を論じた Chand［2005］は，やはりインタビュー調査を通じ，模倣的圧力の存在を明らかにしている。

一方，複数国を対象とした実証研究も存在する。Judge et al.［2010］および Lasmin［2011］は，前節で紹介した Deloitte による調査結果から IFRS を採用している新興経済国を抽出し，3 種類の制度的圧力を独立変数，IFRS の採用を従属変数とした回帰分析を行っている。両研究ともに，3 種類の制度的圧力が IFRS 採用に対し，統計的に優位な説明力を有していると結論付けている(2)。

以上のように，IFRS の採用または IFRS への会計基準の収斂を制度的同型化として説明する試みが，定性的および定量的アプローチの双方によってなされている。

Ⅲ　会計基準の国際的収斂の新制度論的解釈 2―利用者志向会計の制度化―

新制度論を枠組みとした国際会計研究の多くは，前節で紹介したような，IFRS の採用や IFRS への収斂を制度的同型化として説明するものが多い。これらの研究は，すでに IFRS を，各国が備えるべき会計基準として位置付け，その上でなぜ各国が IFRS を採用

するのか，または各国基準を IFRS に収斂させようとするのかということに焦点を当てている。その一方で，IFRS 自体がなぜ正統な会計基準として認められるに至ったのかについては論じられない。このことは，上記の研究が枠組みとする，DiMaggio and Powell［1983］をはじめとする初期の新制度論の抱える問題点に由来している。

初期の新制度論における制度的同型化の議論については「制度の継続性に関しての説明には苦労しないが，どうしてある革新や構造が新たに制度化していくのか（中略）について説明することが難しいという問題点を持っている」（櫻田［2003］，p. 64）と指摘される。すなわち，会計基準の議論に置き換えれば，70，80 年代にさほど注目される存在ではなかった IFRS が，その後なぜ既存の会計基準に代わり普及していったのかという点について，DiMaggio and Powell［1983］を枠組みとしている限りは説明が難しいということである。

変化や革新がどのように普及していくのか，すなわち，制度化のプロセスの解明については，その後の新制度論において取り組まれている。革新の制度化プロセスをモデル化した研究の一つに Tolbert and Zucker［1996］があげられる。Tolbert and Zucker［1996］によれば，革新の制度化は 3 段階のプロセスとして説明される。まず，ある問題に対し，何か革新的な解決手段が考案されると，それが同様の問題に直面している組織によって模倣される。この第 1 段階は「習慣化（habitualization）」と呼ばれる（Tolbert and Zucker［1996］，pp. 181−182）。この革新的問題解決手段の採用について，そのリスクとベネフィットが観察され（モニタリング），その有効性が体系的に整理される（理論化）と，当該革新の正統性について社会的コンセンサスが形成されていき，それが異質の特徴をもった組織にも採用されるようになる。この段階は「対象化（objectification）」と呼ばれる（Tolbert and Zucker［1996］, pp. 182−183）。当該革新の採用により良好な結果を得られることが明らかにされ，その有効性に対し異議を唱える組織的勢力が存在しなければ，それは完全に各組織に浸透（制度化）していく。これが最終段階の「沈殿化（sedimentation）」である（Tolbert and Zucker［1996］, p. 184）。ただし，この制度化は，当該革新を規制当局や上位機関・組織が支持することによって加速的に進むということが Tolbert and Zucker［1983］や Delmas［2002］などの事例研究によって明らかにされている(3)。以上の制度化モデルは図表 1 のように整理される。

本稿が議論の対象とする会計基準の国際的収斂について，IFRS の世界的普及という側面に焦点を当て，Tolbert and Zucker［1996］の革新の制度化モデルを適用すれば，それは“利用者志向会計の制度化”としても説明が可能となるように思われる。その説明にあたり手掛かりとなるのが会計基準設定のための概念フレームワークである。

米国の財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board; FASB）が 1978 年以降，財務会計の諸概念に関するステートメント（Statement of Financial Accounting Concepts; SFAC）を公表して以来，多くの国および国際機関により概念フレームワークが公表されてきた（図表 2 参照）。これらの概念フレームワークでは，財務諸表または財務報告の目的は，投資を中心とした経済的意思決定に有用な情報の提供と定義される(4)。この点は，IASB のフレームワークも例外ではない(5)。財務報告の目的としての

図表 1：Tolbert and Zucker［1996］による革新の制度化モデル

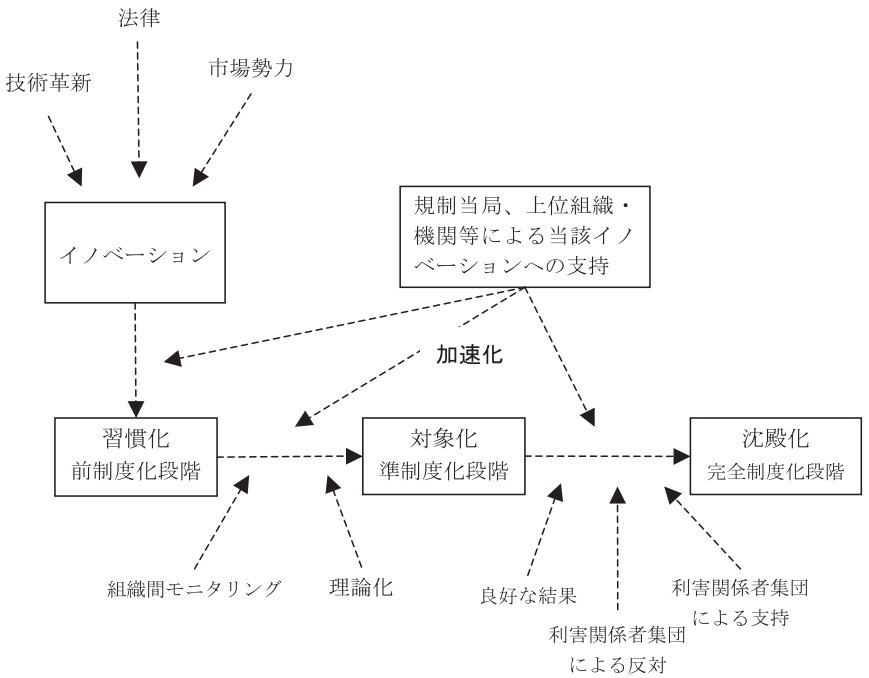

【出典】Tolbert and Zucker（1996, p. 182）に筆者が加筆し作成。

意思決定有用性志向は，現在では国際的に普及した理念であるといえよう。

ところが，会計に期待される役割は，元来，各国同一ではなかった。現に日本では「従来，「企業会計原則」をはじめとする会計基準においては，処分可能利益の算定が重視され，このフレームワーク内において投資意思決定情報の拡充が図られてきた」（広瀬［1997］, p. 3）という経緯がある。日本の会計制度がいわゆる大陸型として類型化されるとすれば，大陸ヨーロッパ諸国にも同様の指摘がなされよう。いずれにせよ，関係者間の利害調整が会計の目的として考えられてきた国があったことは間違いない。

ところで，意思決定有用性という概念は，意思決定を行う財務諸表利用者への役立ちという観点から会計情報の内容を規定していくという，いわば会計の利用者志向に由来している。財務諸表利用者のニーズを重視するという考えは，アメリカにおいて 1950 年代に登場した（AAA［1977］, p. 10）といわれる。その後，この利用者志向は，1966 年の『基礎的会計理論に関するステートメント（A Statement Of Basic Accounting Theory; ASOBAT）』において主張され，その後アメリカ公認会計士協会（American Institute of Certified Public Accountants; AICPA）の会計原則審議会（Accounting principles Board; APB）ステートメント第 4 号，『財務諸表の目的』（トゥルーブラッド委員会報告書）にも受け継がれ，SFAC の開発に重要な役割を果たした（Wolk et al.［2008］, pp. 183−184; 邦訳［2013］, p. 235）。こうして誕生した SFAC は「作成者志向アプローチから利用者志向アプローチへのパラダイムの変換を意味する」（津守［2002］, p. 252）という点で，財務会計の一種の革新と考えることができる。

図表 2：主要国による概念フレームワークの公表

西暦	国／団体名	文　書　名
1978	米国／FASB	*SFAC No.1 Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises* 公表
1980	米国／FASB	*SFAC No.2 Qualitative Characteristics of Accounting Information* 公表
1980	米国／FASB	*SFAC No.3 Elements of Financial Statements of Business Enterprises*，SFAC No.4 *Objectives of Financial Reporting by Nonbusiness Organizations* 公表
1984	米国／FASB	*SFAC No.5 Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises* 公表
1985	米国／FASB	*SFAC No.6 Elements of Financial Statements: A Replacement of FASB Concepts Statement No. 3* 公表
1988	カナダ／CICA	*Financial Statements Concepts* 公表
1989	IASC	*Framework for Preparation and Presentation of Financial Statements* 公表
	国連／会計・報告の国際基準に関する専門家による政府間ワーキング・グループ (Intergovernmental Working Group of Experts in International Standards of Accounting and Reporting)	*Objectives and Concepts Underlying Financial Statements* 公表
1990	オーストラリア／オーストラリア会計研究財団 (Australian Accounting Research Foundation; AARF)	*Statements of accounting concepts(SAC) No.1 Definition of the Reporting Entity*，SAC No.2 *Objective of General Purpose Financial Reporting*，SAC No.3 *Qualitative Characteristics of Financial Information* 公表
1993	ニュージーランド／ニュージーランド会計士協会 (New Zealand Society of Accountants)	*Statement of Concepts for General Purpose Financial Reporting* 公表
1995	オーストラリア／AARF	SAC No.4 *Definition and Recognition of the Elements of Financial Statements* 公表
1996	フランス／専門会計士協会 (Ordre de Experts Comptable)	*Cadre Conceptual de la Comptabilité* 公表，その後撤回
1998	マレーシア／マレーシア会計基準審議会 (Malaysian Accounting Standards Board)	*Proposed Framework for Preparation and Presentation of Financial Statements* 公表。2006 年に IASB のフレームワークと同一の内容のフレームワークを採用。
1999	英国／会計基準審議会 (Accounting Standards Board)	*Statement of Principles for Financial Reporting* 公表
	スペイン／企業会計経営協会(Asociación Española de Contabilidad y Adinistración de Empresas)	*Marco Conceptual para la Información Financiera* 公表
2000	米国／FASB	*SFAC No. 7, Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements* 公表
2002	ドイツ／ドイツ会計基準委員会 (Deustsches Rechnungslegungs Standards Committee)	*Entwurf Grundsätze ordnungsmäßiger Rechnungslegung* 公表。草案のまま現在に至る。
2003	韓国／韓国会計基準審議会	『財務会計概念体系』公表
2006	日本／企業会計基準委員会	『討議資料　財務会計の概念フレームワーク』公表。討議資料の段階のまま今日に至る。
2010	IASB／FASB	新概念フレームワーク *The Conceptual Framework for Financial Reporting* 公表。
2013	IASB	討議資料 *A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting* 公表。

【出典】平賀［2011］p. 57 に加筆の上作成。

この会計の利用者志向は概念フレームワークとともに世界的に普及していったといってよい。図表 2 は主要国における概念フレームワークの作成の経緯をまとめたものである。この年表が示すように，SFAC の公表後，概念フレームワークはまず，カナダ，オーストラリア，ニュージーランドの基準設定主体（または職業会計士団体）によって公表された。また，英国でも概念フレームワークの公開草案が 1991 から 1992 年の間に公表されている。これらの概念フレームワークの内容については，SFAC との類似性（広瀬［1995］，pp. 162−170）が指摘されている。さらに IASC も 1989 年に概念フレームワークを公表したが，これも「FASB の『概念フレームワーク』のエッセンスといっても過言ではない」（広瀬［1995］，p. 165）内容と評されるものであった。その後，90 年代後半から大陸欧州諸国や日本においても民間の基準設定主体が設立されると，それらの設定主体も概念フレームワークの作成を試みるようになり，さらに会計基準の国際的収斂が進む中で，IASB の概念フレームワークも多くの国で採用されるようになった。すなわち，会計の利用者志向が概念フレームワークの中で明文化される形で普及したのである。

この概念フレームワークの普及プロセスは，Tolbert and Zucker［1996］が示した革新の制度化モデルによって説明できる。このモデルによれば，特定の問題解決のために生み出された革新は，同様の問題を抱えた組織によって模倣される。概念フレームワークは，80 年代後半から 90 年代初頭にかけ，まずアングロ・サクソン諸国において模倣的に作成されたことに注目されたい。

アングロ・サクソン諸国の会計制度は，いわゆる英米型会計制度あるいはアングロ＝アメリカン型会計制度として類型化される。この会計制度の特徴の 1 つが，民間の会計プロフェッションによる自主規制体制にあることは，国際会計のテキストを通じ定説となっているところである(6)。

そのような制度の下では「会計プロフェッションの権威に基づき，会計実務に信頼性が付与される」（村瀬［1996］，p. 48）ことになる。そのため「会計プロフェッションは会計基準を設定し，それだけで不十分とあれば，さらにその会計基準を支える理論として概念フレームワークを設定する」（村瀬［1996］，p. 48）ようになる。事実，FASB による概念フレームワーク設定の背景には，「アメリカの会計基準が常にパブリック・セクターとプライベート・セクターのいずれが設定主体となるべきかという歴史的な対峙関係」（広瀬［1995］，p. 126）が存在しており(7)，概念フレームワークの設定には，パブリック・セクターによる直接規制を回避するために「プライベート・セクターとしての自主規制能力を証明しよう」（広瀬［1995］，p. 128）という意義があったと指摘される。

さらに年金や退職給付，金融商品など，会計処理に多くの主観的判断を必要とする会計問題が登場するようになると，それらを従来の「配分」や「対応」といった理論で十分に説明することができなくなる。ゆえに，FASB はそれらに代わる新たな理論として利用者志向に基づく概念フレームワークを作成したというのが村瀬［1996，pp. 48−50］の指摘である。

このような自主規制体制崩壊の危機は，同じく自主規制を特徴とする英米型会計制度を持つ国に共通の問題であり，その解決のために生み出された概念フレームワークと利用者志向が最初にそれらの国々で普及した事実は，

Tolbert and Zucker［1996］による革新の制度化モデルの第一段階，習慣化として説明できよう。

その後 90 年代後半から 2000 年代前半にかけ，いわゆる大陸型会計制度の国々でも概念フレームワークの作成が試みられるようになった。ゆえにこの時期は，利用者志向会計の対象化の進んだ時期と位置付けられる。もっともスペイン，ドイツ，韓国，日本において概念フレームワークを公表したのは各国の民間の会計基準設定主体であり，その意味では，革新が，それを生んだ組織とは異質な組織へ普及していくという Tolbert and Zucker［1996］の対象化の定義には当てはまらないようにも思える。

これらの国々とは別に注目すべきはポルトガルである。同国の会計標準化委員会（Comissao de Normalizacao Contabilistica; CNC）が設定した『プラノ・オフィシアル・デ・コンタビリダーディ（Plano Oficial de Contabilidade; POC）』の第 3 章では，財務諸表の目的として利用者の意思決定有用性，さらに意思決定有用性を構成する質的特徴として，目的適合性，信頼性，および比較可能性について記述されている。また，1997 年に同委員会から公表された『会計指針（Directriz Contabilistica; DC）』18 号では，財務情報の目的から，情報の質的特徴，財務諸表の構成要素の測定・認識基準，さらに資本や資本維持の概念が段階的に演繹されていくことが説明されている。

CNC は財務省の管轄下にある組織であり（Ferreira［2003］, p. 12.09），パブリック・セクターといえる。ゆえに POC や DC はそれ自体に法的強制力を備えており，純粋な会計基準とは言い難い (8)。ところが，そのような組織（民間の基準設定主体とは異質な組織）でも概念フレームワークに見られる利用者志向が取り入れられていることは，とりもなおさず，この時期に会計の利用者志向の対象化が進んだことを表している。

ただし，対象化の段階に進むにあたり，会計の利用者志向の有効性について，モニタリングや理論化がなされたとは必ずしもいえない。たとえば藤井［2006］は，1990 年代と 2000 年代前半に行われた，包括利益の価値関連性に関する国内外の実証研究が「包括利益には純利益を上回る価値関連性は認められないという経験的証拠を，ほぼ一貫して提示し続けてきた」（藤井［2006］, pp. 5−6）ことを指摘している。

包括利益は SFAC 第 5 号において提示され，その後普及していったという点では，利用者志向から導出された利益概念といえよう。とすれば，藤井［2006］の指摘には，利用者志向会計は必ずしも利用者のために有用となりえていないという含意がある。このことは，利用者志向という革新の有効性が，会計研究によって必ずしも理論化されなかったことを意味する。

利用者志向の制度化を促進したのは，証券監督者国際機構（International Organization of Securities Commissions; IOSCO）や欧州連合（European Union; EU）などの規制機関による IFRS 支持であったように思われる。1987 年に IOSCO が IASC のオブザーバーとなった 2 年後に，IASC が概念フレームワークを公表し，利用者志向が正式に表明されると，1995 年には EU が域内の会計基準について IASC および IOSCO と連携を図っていくことを発表した（EC［1995］）。2000 年には IOSCO が IAS のレビューを終了し，IAS をコア・スタンダードとして承認するとともに，EU も 2005 年以降の IAS 域内強

制適用を発表した（EC［2003］）。この一連のIOSCOおよびEUによるIAS（IFRS）支持は，IFRSの採用と同時に会計の利用者志向の普及を急速に促進したと考えらえる。

以上，IFRSに向けた会計基準の国際的収斂は，Tolbert and Zucker［1996］の革新の制度化モデルを援用すれば，FASBの概念フレームワークに端を発する利用者志向会計の世界的な制度化と解釈することも可能となる。

Ⅳ　現存する会計基準の国際的相違の新制度論的解釈

各国の会計基準がIFRSへ収斂していく一方で，現地の会計基準とIFRSとの相違が根強く残っているケースもいまだ散見される。その一例としてマレーシアをあげることができる。同国の会計基準設定主体であるマレーシア会計基準審議会（Malaysian Accounting Standards Board; MASB）は2008年に，2012年までに会計基準をIFRSに完全に収斂させる計画を公表し（MASB［2008］），2011年11月にその作業を終了した（MASB［2011］）。ところが，2014年4月現在まで，MASBは農業および不動産開発に関する会計基準について，IFRSとは異なる独自の措置を採っている。

MASBは2012年1月をもってIAS41号『農業』をマレーシア財務報告基準（Malaysian Financial Reporting Standards; MFRS）141号として採用したものの，同基準の企業への適用開始時期は2014年1月まで延期された（MASB［2012］）。その後2014年に入ると，適用開始時期をさらに1年延長することが決定された（MASB［2013］）。すなわち，マレーシアは，IAS41号を暫定的にカーブ・アウトしている状況にあるといえる。

またMASBは2010年に国際財務報告基準解釈指針委員会（International Financial Reporting Interpretations Committee; IFRIC）の解釈指針であるIFRIC15号を，MASBの解釈指針委員会（Interpretations Committee; IC）の解釈指針（IC15号）『不動産の建設に関する契約』として採用したが，同指針もその適用開始時期について3度の延期が図られ，現在は2015年1月以降に適用される予定となっている（MASB［2013］）。同時に，MASBは，マレーシア独自の会計基準である財務報告基準（Financial Reporting Standard; FRS）201号『不動産開発業』を維持し，その適用を容認している。

このような一部基準のカーブ・アウトや独自基準の維持は，新制度論ではどのように説明されるのであろうか。結論からいえば，マレーシア基準にみるこのようなIFRSからの乖離は，デカップリング（decoupling）という概念で説明できる。デカップリングとは，新制度論の草分けであるMeyer and Rowan［1977］においてもすでに論じられている，新制度論の重要な概念の1つである。Meyer and Rowan［1977］は，同型化を通じて制度的神話を組織に取り込んだ場合，次のような矛盾が生じることを指摘する。すなわち，①制度的神話に依拠したルール（制度的ルール）があまりに一般化されすぎてしまっているなどの理由で，現場で生じる具体的かつ多様な問題に適用できない（Meyer and Rowan［1977］, p. 355）。②相互に相容れない内容を持つ複数の制度的ルールを採り入れてしまったがために，それらが内部の構成要素間に矛盾を生じさせてしまう（Meyer and Rowan［1977］, p. 356）。Meyer and Rowan［1977］は，このような矛盾の解決手段として，デカッ

プリングを説明する。すなわち，現場における実際の活動に対して行われる，制度的ルールに準拠した監視，評価，監督を最小限にとどめるなど，非公式な調整を図ることにより，組織の正統性を保ちながら，組織の安定性を図ること（Meyer and Rowan［1977］, p. 355）がデカップリングと定義される(9)。

IFRS からの乖離をデカップリングとして説明する研究は国内外ともに極めて少ない(10)。その中で藤井［2003］は，この問題について言及した数少ない研究の一つといえる。藤井［2003］は，英米主導の会計基準の調和化を制度的同型化ととらえた上で，基準調和化を受け入れるための戦略としてデカップリングを位置付けている（藤井［2003］, p. 30）。その事例として，シンガポール，ドイツ，日本の IAS（当時）に対する対応を指摘している（藤井［2003］, pp. 30−31）(11)。

本節の冒頭で述べたマレーシアにおける 2 つの IFRS からの乖離について，なぜそのような措置が取られているのであろうか。まず IAS41 号の適用開始時期延期の理由として，MASB はマレーシアの主要産品であるパーム油や天然ゴムを生む果実生成型生物資産（アブラヤシやゴムの木）に，IAS41 号が求める公正価値測定を適用することの困難性をあげている。当該資産に市場が存在しないこと，さらには測定にあたり過大な主観や不確実性を伴うこと（MASB［2010a］, pp. 3−4）がその具体的理由として指摘されている。一方，MASB に IC15 号の適用延期を決定させる契機となったのは，マレーシア不動産住宅開発業協会（Real Estate and Housing Developers' Association Malaysia）による陳情である（MASB［2010b］）。これを受けた MASB は，マレーシアにおける不動産開発業のビジネスモデルの特殊性を理由に，更なる検討と IASB への情報提供を行うべく，延期を決定した（MASB［2010b］）。

端的にいえば，マレーシア主要産業であるプランテーションや不動産開発業への IFRS の適用が，当該産業の財務報告の内容に大きな影響を及ぼすことを懸念したことが，適用開始時期延期の理由と考えてよい。したがって，MASB によるこうした措置は，デカップリングの一種，とりわけ Meyer and Rowan［1977］が「問題の回避（avoidance）」（Meyer and Rowan［1977］, p. 357）と呼ぶ行動と考えられる。

ところが，農業と不動産開発の会計基準に関し，MASB が採ったのは回避的行動だけではない。IASB に対し，マレーシアの事情を汲んで基準の見直しを求める積極的な行動も見られる。MASB が指摘した IAS41 号の適用困難性は，アジア・オセアニア基準設定主体グループ（Asian−Oceanian Standard−Setters Group; AOSSG）から 2011 年に公表された『IAS41 号に関する論点書（Issues Paper on IAS41 Agriculture）』において取り上げられ，果実生成型生物資産への IAS16 号の適用が提言された（AOSSG［2011］, p. 4）。同論点書は 2012 年 9 月に IASB の公表した IAS41 号に関するスタッフ・ペーパーにおいて，参照文献としてその全文が引用されている。また MASB は，IASB が 2007 年に公表した IFRIC 解釈指針草案 D21 号『不動産販売』に対するコメント・レターに FRS201 号の全文を添付し，IASB にその内容を検討するよう進言した（MASB［2007］, p. 4）。このような能動的な対応はデカップリングの概念に当てはまらない。

Meyer and Towan［1977］をはじめとする初期の新制度論では，人や組織が単に制度的ルールを当然のものと考え，それに従うだ

けのきわめて受動的な存在として描かれている（佐藤・山田［2004］, p. 244）。したがって，MASB が見せたような制度に対する能動的な対応を説明することはできない。このような弱点を克服すべく，その後の新制度論研究では，関係者や組織を能動的な存在として扱い，それらが制度に働きかけ，制度のあり方に影響を及ぼしている側面にも焦点があてられるようになった。その代表的研究の 1 つとして Oliver［1991］があげられる。

Oliver［1991］は，制度的圧力を受けた場合に組織が取りうる基本戦略として，①黙従（acquiesce），②妥協（compromise），③回避（avoid），④拒否（defy），⑤操作（manipulate）の 5 つを指摘する（Oliver［1991］, pp. 152−158）[12]。さらに Oliver［1991］は，組織がいずれの戦略的対応を採用するかを予測するための要素として次の 5 つをあげている。すなわち，①なぜ制度的圧力が行使されているのか（理由：cause），②誰が制度的圧力を行使しているのか（関係者の構成：constituents），③どのような規範や規定に従うよう求める制度的圧力なのか（内容：content），④いかなる手段で制度的圧力が行使されているのか（統制手段：control），⑤どのような環境的背景で制度的圧力が行使されているのか（背景：context）である（Oliver［1991］, p. 160）[13]。

上記の 5 つの戦略的対応のうち「黙従」は，基本的には制度的ルールに完全に準拠することであり（Oliver［1991］, pp. 152−153），制度的同型化が生じている状態と解される。また，「妥協」は，端的にいえば，制度的ルールへの部分的準拠であり（Oliver［1991］, pp. 153−154），「回避」は制度的ルールから逃れようとする試みである（Oliver［1991］, pp. 154−156）。したがって，これら 2 つの戦略的対応は，およそデカップリングに該当するものと考えられる。一方，「拒否」は，制度的ルールを無視する，制度的ルールから離脱を表明する，あるいは制度的圧力の源泉を非難するといった対応を含んでいる（Oliver［1991］, pp. 156−157）。「操作」は制度的圧力の源泉を自らの組織に取り込む，組織自ら制度的ルールを形成する，制度的圧力の源泉を自らの支配下に置く，などを具体的内容としている（Oliver［1991］, pp. 157−159）。農業および不動産開発の会計基準をめぐる MASB の一連の動きは，単に「妥協」または「回避」的対応にとどまらず，「操作」的対応をも含む行動と解釈できる。

各国の基準設定主体の中には，上記の MASB 以上に能動的な動きを見せる組織もある。その代表は FASB であろう。2002 年のノーウォーク合意とその後複数回にわたる覚書の取り交わしにより，FASB が IASB との協働体制の確立を図ったのは周知の通りである。このことに関し，SEC はスタッフ・ペーパーにおいて今後の FASB の役割について言及した。具体的には，米国の考えを IFRS に反映させた上で，IFRS を米国基準に取り込む形で，IASB の基準設定に関わっていくことを FASB に期待している（SEC［2011］, p. 8）。IASB との協働が，このような意図の下に進められたのであるとすれば，FASB の動きは，会計基準の国際的収斂を促す圧力に対する「操作」として説明できよう。

いずれにせよ，IASB および IFRS に対して各国（および各国の基準設定主体）が採り得るあらゆる行動は，Oliver［1991］による「戦略的対応」の概念を用いることにより，新制度論の枠組みの中で説明することが可能となる。

V　むすびにかえて

本稿では，新制度論というレンズを通し，会計基準の国際的収斂という現象をとらえ直した。2000 年代以降，新制度論を枠組みとした国際会計研究が散見されるようになってきたが，それらの多くは，各国基準の IFRS への収斂を制度的同型化として説明した研究である。それらの概要の紹介を通じ，IFRS への収斂が，強制的圧力，模倣的圧力および規範的圧力という 3 種類の制度的圧力を受けた結果生じる制度的同型化として説明可能であることが明らかとなった。

次に，会計基準の国際的収斂を，IFRS の普及という側面に焦点を当ててとらえた場合，それは，70 年代に FASB が概念フレームワークによって具現化した“利用者志向会計”の普及に置き換えられる。この利用者志向は，いわば米国発の，財務会計における一種のイノベーションである。そこで新制度論研究の成果である革新の制度化モデルを援用し，IFRS の普及を利用者志向会計の制度化として説明した。

会計基準の国際的な収斂が進む一方で，各国基準に改めて注目すると，一部の基準に IFRS からのカーブ・アウトが見られる，あるいは IFRS とは異なる，または IFRS には存在しない独自基準が残されているケースも散見される。さらに，IFRS の内容を自国に有利な基準へ導くため，IASB に対し，さまざまな働きかけが行われているケースもある。前者は制度的同型化と表裏一体の概念であるデカップリングとして，一方後者については，Oliver［1991］による制度的圧力への戦略的対応として，それぞれ説明可能であることを示した。

新制度論を応用した研究が増加している理由は，国際会計研究の現在の発展段階と大きな関係があるように思われる。Carlson［1997］は，1960 年代以降の国際会計研究をレビューし，それまでの研究を 4 つの発展段階に分けている。Carlson［1997］によれば，国際会計研究は，①国際会計という研究領域の認識（Carlson［1997］，pp. 109−112），②各国の会計制度・実務の記述的研究（Carlson［1997］，pp. 112−118），③会計制度・実務に国際的相違を生じさせる原因や会計基準の調和化に関する研究（Carlson［1991］，pp. 118−126）の諸段階を経た後，④会計の国際的相違を説明する理論の探求の段階に入っていること（Carlson［1991］，pp. 126−131）を指摘している。Carlson［1991］の指摘を敷衍すれば，現在の国際会計研究の課題は，会計制度または実務に国際的相違が生じてきた理由，あるいは会計基準が国際的に収斂しつつある理由を，一貫した理論に沿って体系的に説明することと考えられる。

新制度論は，会計基準には解決困難な国際的相違が存在しているにもかかわらず，一方で会計基準の収斂が進む理由を説明するのに有用な理論である。とはいえ，新制度論だけが国際会計研究に援用可能な理論ではない。そうした説明理論を学際的に求め，会計の領域で生じる様々な事象を体系的に説明していくことが，今後の国際会計研究の課題となるのではないだろうか。

【注】

（1）Perlmutter and Heenan［1979］によれば，世界志向の企業では，意思決定や人材登用に関し，親会社の国籍による影響は生じず，もっぱら世界ベースでの最適資源配分という姿勢が最優先される（Perlmutter and Heenan, ［1979］，pp. 20−21; 邦訳［1990］，p. 21）。Mueller［1967］が考える「国際企業」はこの

ような企業であったのではないだろうか。

（2）3種類の制度的圧力（強制的圧力，模倣的圧力，規範的圧力）を表す変数として，Judge et al.［2010］は，GDPに占める海外からの援助額の比率，GDPに占める輸入財・サービス額の比率，総人口に占める中等教育の入学者率を用いている。一方，Lasmin［2011］は，強制的圧力および規範的圧力についてはJudge et al.［2010］と同様の変数を用いているが，模倣的圧力を表す変数に関してはGDPに占める株式時価総額を用いている。

（3）Tolbert and Zucker［1983］は米国における市役所の市民サービス改革案の採用について分析した事例研究であり，おそらくはこの研究がTolbert and Zucker［1996］に示した革新の制度化モデルの基礎となっていると思われる。この事例研究の結論では，革新の普及の速度とパターンは当該革新の正統性が上位組織に認められているか否かによって決まることが指摘されている（Tolbert and Zucker［1983］，p. 35）。Delmas［2002］は国際標準化機構（International Organization for Standardization; ISO）の規定する環境マネジメントシステムに関する規格であるISO14001の企業の採用状況に関する研究である。Delmas［2002］の調査結果は，ヨーロッパ規制当局の環境マネジメントの積極的な取り組みが，欧州企業のISO14001採用率を上昇させた（Delmas［2002］，pp. 101−106）。ことを示唆している。

（4）唯一の例外と考えられるのは1996年にフランスの専門会計士協会から公表された概念フレームワークである。そこでは会計の目的が「企業が創造した富の測定」（CPDC［1996］，par. 2）にあるとされ，意思決定有用性の概念には触れられていない。このフレームワークの全文は，*Revue Françoise de la Comptabilité* No. 278（pp. 17−51）に収録されている。またフレームワークの内容の詳細な検討については藤田［1997］を参照されたい。

（5）1989年に当時の国際会計基準委員会から公表された概念フレームワーク（par.12）も，2010年に公表された現行の概念フレームワーク（par.OB2）も，この意思決定有用性については同様である。

（6）とはいえ，会計基準の国際的収斂が進んだ昨今では，会計制度の類型化について述べたテキストは極めて少なくなっているのも事実である。たとえば国内の国際会計のテキストの中で，会計制度の類型化について詳しく述べたもっとも新しいものの1つは，中村他［2000］であろう。同書では，主要国の会計制度がおよそフランコ・ジャーマン型会計制度とアングロ・アメリカン型会計制度に類型化され，後者の特徴として，会計基準設定にあたりプライベート・セクターが重要な役割を果たしている点が指摘されている（中村他［2000］，p. 13）。

（7）換言すれば，会計プロフェッションによる基準設定が失敗に終われば，証券取引委員会（Securities and Exchange Commission; SEC）がその任に直接乗り出す可能性は常に存在していたといえる。この点については，FASBが概念フレームワーク作成に至った経緯を詳細に記したGore［1992, pp. 7−27］およびStorey and Storey［1997, pp. 4−44］（（財）企業財務制度研究会訳［2001］『財務会計の概念および基準のフレームワーク』中央経済社，pp. 9−91）を参照されたい。

（8）事実POCは政令（Decreto−Lei）であり，法的強制力を持っている。一方，DCは法律ではないものの，財務省の公報の中で公表されることから，実質的に強制力を有している（Ferreira［2003］，p. 12.10）。

（9）デカップリングの卑近な例として，佐藤・山田［2004］は，大学における授業のシラバスをあげている。

（10）IFRSの採用に際して生じるデカップリングを論じた研究としてはKholeif［2010］およびZelinschi［2012］があげられる。ただ，これらの研究は，個々の企業の実務のレベルでIFRS柔軟に適用した事例をデカップリングとして説明するものであり，一国の会計基準に見られるIFRSからの部分的乖離を論じたものではない。

（11）具体的には「国際基準を早期に国内化しつつ，国内化した国際基準には強制力を持たせない」シンガポール（藤井［2003］，p. 30），「国際基準の国内化は連結財務諸表で受け止め，「証拠に基づく記録」と「責任ある報告」を具備した会計は個別財務諸表において維持する」ドイツ（藤井［2003］，p. 31），および「リース会計基準の事例にみるように，国内化された国際基準にもとづく情報については脚注開示を容認する」日本（藤井［2003］，p. 31）の3つをデカップリングの事例としてあげている。

（12）これら5つの基本戦略は，それぞれ3つの戦術に細分化され，合計15パターンの戦略的対応が指摘されている。紙幅の都合上，これらの戦略的対応の紹介については平賀［2013］を

参照されたい。

（13）これら 5 つの要素には，それぞれ 2 つのディメンションが与えられ，それらの度合いの高・低により戦略的対応が予測される（Oliver［1991］, pp. 159−172）。これらの予測要素の紹介も，紙幅の都合上，平賀［2013］を参照されたい。

【参考文献】

AOSSG［2011］, *Issues Paper on IAS41 Agriculture*, http://www.aossg.org/docs/WG/Agriculture/Annexure_A_Issues_paper_on_IAS41_Nov_2011.pdf

American Accounting Association［1977］, *Statement on Accounting Theory and Theory Acceptance*, American Accounting Association.（染谷恭次郎訳［1980］『会計理論及び理論承認』, 国元書房）

Belkaoui, A.［1988］, “Accounting for the Developing Countries,” in Belkaoui［1988］, *The New Environment in International Accounting*, Wesport, Quorum Books.

Briston, R. J.［1978］, “The evolution of accounting in developing countries,” *The International Journal of Accounting*, Vol. 14, No. 1, Fall, pp. 103−120.

Carlson, Peter［1997］, “International Accounting Diversity: Is a Theory in Sight?” *Advances in International Accounting*, Vol. 10, pp. 103−138.

Chand, Parmod［2005］, “Convergence of Accounting Standards in the South Pacific Island Nations,” *The journal of Pacific Studies*, Vol. 28, No. 2, pp. 269−290.

Comissão de Normalização Contabilística［1991］, *Plano Oficial de Contabilidade*, available in http://www.cnc.min-financas.pt/POC/POContabilidade.pdf.

————［1997］, *Directriz Contabilística No. 18*, available in http://www.cnc.min-financas.pt/Directrizes/Dir18_pc_pcg%20aceites.pdf.

Comité Permanent de Doctrine Comptable［1996］, “Cadre Conceptuel de la Comptabilité,” *Revue Française de la Comptabilité*, No. 278, Mai, pp. 17−51.

Delmas, Magali A.［2002］, “The Diffusion of Environmental Management Standards in Europe and in the United States: An Institutional Perspective,” *Policy Science* Vol. 35, pp. 91−119.

Deloitte［2014］, *Use of IFRS by jurisdiction*, http://www.iasplus.com/en/resources/use-of-ifrs/#Note14

DiMaggio, P. J., & W. W. Powell［1983］, “The Iron Cage Revisited: Institutional Isomorphism and Collective Rationality in Organizational Fields,” *American Sociological Review*, Vol. 48, pp. 147−160.

European Commission［1995］, *Commission Proposes A New Strategy for the Improvement of the Financial Reporting Framework for Companies in Europe*, European Commission, http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/95/1234&format=HTML&aged=1&language=EN&guiLanguage=en

————［2003］, *Financial Reporting: Commission Adopts Regulation Endorsing International Accounting Standards, European Commission*, http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/03/1297&format=HTML&aged=1&language=EN&guiLanguage=en

Fantl, I. L.［1971］, “The case against international uniformity,” *Management Accounting*, May, pp. 13−16.

Ferreira, Leonor Fernandes［2003］, “Portugal,” in *European Accounting Guide* 5th. Ed. edited by David Alexander and Simon Archer, New York, Aspen Publisher, pp. 12.01−12.83.

Financial Accounting Standards Board［1984］, *Statement of Financial Accounting Concepts No. 5 Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, Financial Accounting Standards Board（広瀬義州訳［2002］「財務会計諸概念に関するステイトメント第 5 号　営利企業の財務諸表における認識と測定」平松一夫，広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念』中央経済社, pp. 195−266.

藤井秀樹［2003］,「会計基準の調和化をめぐる国際的動向と日本の調和化戦略」,『會計』第 163 巻第 2 号，pp. 177−195.

————［2006］,『会計の制度形成と進化の可能性（京都大学大学院経済学研究科 Working Paper）』, 京都大学大学院経済学研究科。

藤田晶子［1997］,「フランス版会計概念フレームワークの教訓」,『商事法務』No. 1465，8 月，pp. 60−67。

Gore, Pelham［1992］, *The FASB Conceptual Framework Project 1973−1985*, Manchester, Manchester University Press.

Hassan, Mustafa Kamal［2008］, The Development of Accounting Regulation in Egypt −Legitimating the International Accounting Standards,

Managerial Auditing Journal Vol. 23 No. 5, pp. 467−484.

Hassan, Naim A.［1998］, "The Impact of Socioeconomic and Political Environment on Accounting System Preferences in Developing Countries," *Advances in International Accounting, Supplement 1*, pp. 42−88.

平賀正剛［2011］,「会計基準の国際的収斂の本質―意思決定有用性志向会計の制度化―」,『経営学研究（愛知学院大学）』第 20 巻第 2 号, pp. 133−150.

――――［2013］,「会計基準の国際的統一への戦略的対応―マレーシアを事例に―」,『経営管理研究所紀要（愛知学院大学）』第 20 号, pp. 153−167.

広瀬義州［1995］『会計基準論』, 中央経済社。

――――［1997］,「「企業会計原則」の見直しに伴う課題」,『旬刊商事法務』No. 1446, pp. 2−8.

Hove, Mfandaidza R.［1986］, "Accounting Practices in Developing Countries: Colonialism's Legacy of Inappropriate Technologies," *The International Journal of Accounting*, Vol. 22 No. 1, pp. 81−100.

IASB［2010］, *Conceptual Framework for Financial Reporting 2010*, London, IASB.

――――［2012］, *Staff Paper −IAS 41 Agriculture: Bearer Biological Assets (BBAs)*, http://www.ifrs.org/Meetings/MeetingDocs/IASB/Archive/Agriculture/AGRI-0912-13B.pdf

IASC［1989］, *Framework for Preparation and Presentation of Financial Statements*, London, IASC.

Irvine, H.［2008］, "The Global Institutionalization of Financial Reporting: The Case of the United Arab Emirates," *Accounting Forum*, Vol. 32, pp. 125−142.

Judge, William, Shaomin Li, and Robert Pinsker［2010］, "Nation adoption of International Accounting Standards: An Institutional Perspective," *Corporate Governance: An International Review*, Vol. 18 No. 3, pp. 161−174.

Lasmin［2011］, An Institutional Perspective on International Financial Reporting Standards Adoption in Developing Countries, *Academy of Accounting and Financial Studies Journal* Vol. 15, Special Issue, Number 2, pp. 61−71.

MASB［2008］, *Malaysia's Convergence with IFRS in 2012*, http://www.masb.org.my/index.php?option=com_content&view=article&id=1239:malaysias-convergence-with-ifrs-in-201216&catid=24&Itemid=37

――――［2010a］, *IASB Exposure Draft: Fair Value Measurement［ED］−Request for Input on Application in Emerging and Transition Economies*, http://www.masb.org.my/images/stories/archive/2009-2010/2010/CL_ED_Fair-value-measurement-request-for-input_29Jan2010.pdf

――――［2010b］, *MASB announces deferment of IC Interpretation 15 Agreements for the Construction of Real Estate*, http://www.masb.org.my/index.php?option=com_content&view=article&id=1515:masb-announces-deferment-of-ic-interpretation-15-agreements-for-the-construction-of-real-estate42&catid=59&Itemid=37

――――［2011］, *MASB issues internationally compliant accounting framework and new FRSs*, http://www.masb.org.my/index.php?option=com_content&view=article&id=1659:masb-issues-internationally-compliant-accounting-framework-and-new-frss-19-november-2011&catid=66&Itemid=37

――――［2012］, *MASB extends transitional period for agriculture and real estate companies*, http://www.masb.org.my/index.php?option=com_content&view=article&id=1713:masb-extends-transitional-period-for-agriculture-and-real-estate-companies&catid=70&Itemid=37

――――［2013］, *MASB extends transitional period for Transitioning Entities*, http://www.masb.org.my/index.php?option=com_content&view=article&id=1855:masb-extends-transitional-period-for-transitioning-entities-7-august-2013&catid=99&Itemid=37

松井泰則［2003］,「国際会計類型研究に関する一考察―G. G. Mueller 学説を中心に―」,『立教経済学研究』第 56 巻第 4 号, pp. 59−72.

Meyer, J. W. and B. Rowan［1977］, "Institutionalized organizations: Formal structure as myth and ceremony," *American Journal of Sociology*, Vol. 83, No. 2, pp. 340−363.

Mir, Monir Zaman and Abu Shiraz Rahaman［2005］, "The Adoption of International Accounting Standards in Bangladesh −An Exploration of Rationale and Process," *Accounting, Auditing & Accountability Journal* Vol. 18 No. 6, pp. 816−841.

Mueller, G. G.［1967］, *International Accounting*, New York, Macmillan.（兼子春三監修, 国際会計研究会訳［1969］『G. G. ミューラー　国際会計論』ぺりかん社）

――――［1968］, "Accounting Principles generally

accepted in the United States Versus those generally accepted elsewhere," *The International Journal of Accounting*, Spring, pp. 93−101.
村瀬儀祐［1996］,「制度としての概念フレームワーク」,『会計』, 第 149 巻, 第 1 号, pp. 41−52.
中村宣一朗, 伊豫田隆俊, 田村威文, 斉野純子［2000］,『イントロダクション国際会計』, 同文舘。
Ndzinge, Shabani and Richard J. Briston［1999］, "Accounting and Economic Development," *Research in Accounting Emerging Economies, Supplement 1*, pp. 29−42.
Oliver, Christine［1991］, "Strategic Responses to Institutional Process," *Academy of Management Review*, Vol. 16 No. 1, pp. 145−179.
Perera, M. H. B.［1989］, "Accounting in Developing Countries: A Case for Localised Uniformity," *British Accounting Review* Vol. 21, pp. 141−158.
Perlmutter, H. V. and D. A. Heenan［1979］, *Multinational Organization Development*, Addison−Wesley Publishing Company, Inc., Massachusetts（江夏健一・奥村皓一監修, 国際ビジネス研究センター訳［1990］,『D. A. ヒーナン　H. V. パールミュッター　グローバル組織開発』文眞堂）.
Riahi−Belkaoui, Ahmed［1994］, *Accounting in the Developing Country*, Westport, Quorum Books.
桜田貴道［2003］,「組織論における制度学派の理論構造」,『経済論叢（京都大学）』第 172 巻第 3 号, pp. 214−229.
Samuels, J. M. and J. C. Oliga［1982］, "Accounting standards in developing countries," *The International Journal of Accounting*, Vol. 18 No. 1, Fall, pp. 379−397.
佐藤郁哉, 山田真茂留［2004］,『制度と文化　組織を動かす見えない力』, 日本経済新聞出版社。
SEC［2011］, *Work Plan for the Consideration of Incorporating International Financial Reporting Standards into the Financial Reporting System for U.S. Issuers? Exploring a Possible Method of Incorporation*, http://www.sec.gov/spotlight/globalaccountingstandards/ifrs-work-plan-paper-052611.pdf
Storey, Reed K. and Sylvia Storey［1997］, *The Framework of Financial Accounting Concepts and Standards*, Norwalk, Financial Accounting Standards Board（財団法人企業財務制度研究会訳［2001］,『財務会計の概念および基準のフレームワーク』中央経済社）.
Taylor, S. L.［1987］, "International accounting standards: An alternative rationale," *Abacus*, September, pp. 157−171.
Tolbert, P. S. and I. G. Zucker［1983］, "Institutional Sources of Change in the Formal Structure of Organizations: The Diffusion of Civil Service Reform 1880 − 1935," *Administrative Science Quarterly*, Vol. 28 pp. 22−39.
————［1996］, "The Institutionalization of Institutional Theory," in Clegg, Stewart R, Cynthia Hardy, Thomas Lawrence, Walter R. Nord（ed.）［1996］, *Handbook of Organization Studies* edited by Stewart R. Clegg, Cynthia Hardy, and Walter R. Nord.
津守常弘［2002］,『会計基準形成の論理』, 森山書店。
Yu, Sengjae and Jungho Lee［1987］, "Functions of Accounting in Developing Countries for Economic Planning," in Someya（ed.）［1987］, *Accounting Education and Research to Promote International Understanding*, Quorum Books, Westport, pp. 471−477.

本稿は, 国際会計研究学会第 4 回西日本部会（大阪経済大学）の統一論題報告を加筆修正したものである。座長の高須教夫先生をはじめ, 部会に参加された先生方に対して感謝申し上げる。

IFRSの概念フレームワークにおける新潮流について
―概念フレームワークの金融化（現象）を中心として―

岩崎　勇
九州大学

要　旨

本稿では，国際会計研究の対象となる財務会計の内容，特に国際会計基準審議会（IASB）が公表する国際財務報告基準（IFRS）の概念フレームワーク（以下,「概念的枠組み」という）について，どのような新潮流があるのかを検討し，従来の産業資本主義的な考え方に基づく過去キャッシュ・フロー（収支）を基礎とした取得原価主義会計から，金融資本主義的な考え方に基づく将来キャッシュ・フローをベースとして，金融商品の会計処理に適した公正価値と将来キャッシュ・フローを主軸に据えた会計へと概念的枠組みが転換しつつある（「概念的枠組みの金融化（現象）」ないし「会計の金融化（現象）」）という新潮流があることを明らかにすることを目的としている。ここで,「概念的枠組みないし会計の金融化（現象）」とは，個別会計基準の設定基準たる概念的枠組みが，金融・資本市場に投資を行う広義の投資家（資金提供者）の意思決定のために有用な企業の財務情報を提供するために，（一般の商品・サービスの処理表示を適切に行うためのものというよりも）大枠として金融商品に適した処理・表示の考え方に基づいて全体として構成される（現象の）ことであり，このために会計目的，財務情報の質的特性，財務諸表の構成要素の定義，認識規準，測定及び開示等が規定され，これに伴ってそこで規定された概念的枠組みを基礎として個別の会計基準が設定・改廃されることである。

Ⅰ　はじめに

本稿では，国際会計研究の対象となる財務会計の内容，特に国際会計基準審議会（IASB）が公表する国際財務報告基準（IFRS）の概念フレームワーク（以下，「概念的枠組み」という）について，どのような新潮流があるのかを検討し，従来の産業資本主義的な考え方に基づく過去キャッシュ・フロー（収支）を基礎とした取得原価主義会計から，金融資本主義的な考え方に基づく将来キャッシュ・フローをベースとして，金融商品の会計処理に適した公正価値と将来キャッシュ・フローを主軸に据えた会計へと概念的枠組みが転換しつつある（「概念的枠組みの金融化（現象）」ないし「会計の金融化（現象）」）という新潮流があることを明らかにすることを目的としている。ここで，「概念的枠組みないし会計の金融化（現象）」とは，個別会計基準の設定基準たる概念的枠組みが，金融・資本市場に投資を行う広義の投資家（資金提供者）の意思決定のために有用な企業の財務情報を提供するために，（一般の商品・サービスの処理表示を適切に行うためのものというよりも）大枠として金融商品に適した処理・表示の考え方に基づいて全体として構成される（現象の）ことであり，このために会計目的，財務情報の質的特性，財務諸表の構成要素の定義，認識規準，測定及び開示等が規定され，これに伴ってそこで規定された概念的枠組みを基礎として個別の会計基準が設定・改廃されることである(1)。なお，この概念的枠組みの金融化の議論は，あくまでも概念的枠組みの大枠ないし全体的な骨格部分のものであり，細かな点では，これに該当しないケースが見られることはいうまでもないことである。

Ⅱ　IFRSの概念的枠組みにおける新潮流についての検討

1　概念的枠組みの金融化と金融商品会計の特徴点

本稿で概念的枠組みの金融化を検討するに当たり，まず金融化した場合の特徴的な会計処理である金融商品に適した公正価値会計の特徴点を，従来の取得原価主義会計ないし動態論に基づく発生主義会計と比較して示せば，表1のとおりである。

基本的思考の経済的な背景には，取得原価主義会計においては基本的に産業の発展により経済を豊かにしていこうとする産業資本主義的な思考がその基礎にあるのに対して，公正価値会計では，特に1980年代後半からの金融工学をベースとして生み出された新金融商品の発展とともに広まってきた英米の思考である金融資本主義的な思考（金融資本の増殖により経済を豊かにしていこうとする考え方）がその基礎にある。会計思考の背景に関しては，取得原価主義会計では基本的に適正な期間損益計算を行うことを重視するのに対して，公正価値会計では投資対象である企業の財務実態とリスクの開示を重視する。利益観に関しては，取得原価主義会計においては長期志向でゴーイング・コンサーンを前提とした製造業的な思考の下での会計観に適合する収益費用中心観を基礎とするのに対して，公正価値会計ではファイナンス理論的な観点から（企業それ自体も一つの商品として捉え，企業を売買することを視野に入れた）短期志向で投資の清算価値を常に念頭に置く投資家的な思考の下での会計観に適合する資産負債中心観を基礎としている。認識測定ベースに関しては，取得原価主義会計においては実際

表 1　取得原価主義会計と公正価値会計の比較

摘　　要	取得原価主義会計	公正価値会計
①思考の経済的背景	産業資本主義的な思考	金融資本主義的な思考
②会計の基本思考	適正な期間損益計算	財務実態とリスクの開示
③利益観	収益費用中心観	資産負債中心観
④キャッシュフローの視点	過去キャッシュ・フロー（収支）	将来キャッシュフローの割引現在価値
⑤重視の対象	経営者の意図	市場・時価（公正価値）・外形
⑥思考の前提	ゴーイング・コンサーン	投資の清算価値
⑦志向の内容	製造業的・長期志向	投資家的・短期志向
⑧会計の本質・中心概念	配分	評価
⑨認識測定ベース	(実際)取引ベース	仮想的市場計算ベース
⑩財務報告情報の質的特性	信頼性（・目的適合性）	忠実な表現（・目的適合性）
⑪フロー対ストック	フロー重視	ストック重視
⑫中心的な利益	純利益	包括利益

取引ベースの会計を前提とし，原価測定を中心とするのに対して，公正価値会計では必ずしも実際の取引に参加することを要求しない仮想的市場計算ベースの（投資の清算価値・売却価値を意味する）出口価格を基本としている。会計の本質・中心概念に関して，取得原価主義会計においては実際の取引をベースとして，その取得原価を，減価償却等を通じて配分していくという取引ベースの配分を会計の中心的なプロセスと考えるのに対して，公正価値会計では仮想的市場計算ベースでの評価を会計の中心的なプロセスと考える。なお，財務情報の質的特性に関しては，取得原価主義会計では信頼性と目的適合性を重視するのに対して，公正価値会計では忠実な表現と目的適合性を重視する。また，フロー対ストックに関しては，取得原価主義会計では収益費用というフローを重視するのに対して，公正価値会計では期末の資産（資源）や負債（請求権）というストックを重視する。そして，中心的な利益に関しては，取得原価主義会計では純利益を重視するのに対して，公正価値会計では，公正価値評価を基礎とした包括利益を重視する。なお，周知のように，会計上，時価評価が本格的に導入されたのは，1990 年代の米国の S&L 危機以降のことである（浜本［1996］）。それゆえ，基本的に 89 年の概念的枠組みは時価を前面に押し出していなかったのに対して，2010 年版等では公正価値会計が既に一般化している。

以下では，主に 2010 年改訂概念的枠組み（特に「会計目的」と「財務報告情報の質的特性」の部分）と 2013 年討議資料（以下，両者を合わせて「新しい概念的枠組み」という）で示された新しい内容を中心として，従来のそれと比較して，概念的枠組みの金融化（現象）が見られることを明らかにしていくこととする(2)。

2　会計目的

(1) 従来の取扱

会計目的（財務報告目的）に関連して，従来の概念的枠組みでは，まず一般目的の財務諸表（「一般目的財務諸表」）（IASC［1989］，

par.6）をその対象とし，意思決定有用性アプローチの観点から「財務諸表の目的は，広範な利用者が経済的意思決定を行うにあたり，企業の財政状態，業績及び財政状態の変動に関する有用な情報を提供することにある」（Ibid., par.12）と同時に，「財務諸表はまた，経営者の受託責任又は経営者に委託された資源に対する説明責任の結果も表示する」（Ibid., par.14）としている。このように，従来の概念的枠組みでは，財務諸表の目的として経済的意思決定のために有用な財務情報の提供目的と受託責任の解除目的を並列的に挙げている。

（2）新しい概念的枠組みでの取扱

新しい概念的枠組みでは，まずその範囲が，「一般目的財務諸表」から「一般目的財務報告」（IASB［2010］, par.OB2）へと拡大している。そして，「一般目的財務報告の目的は，現在の及び潜在的な投資者，融資者及び他の債権者が企業への資源の提供に関する意思決定を行う際に有用な，報告企業についての財務情報を提供することである」（Ibid., par.OB2）としている。同時に受託責任（stewardship）に関しては，「将来の正味キャッシュ・イン・フローに関する企業の見通しを評価するために，現在及び潜在的な投資者，融資者及びその他の債権者が必要としているのが，企業の資源，企業に対する請求権，及び企業の経営者や統治機関が企業の資源を利用する責任をどれだけ効率的かつ効果的に果たしたかに関する情報である」（Ibid., par.OB4）として，受託責任という用語の使用を止めると共に，これを会計目的として考慮するとはするものの，伝統的な財務諸表の作成者の観点ではなく，財務報告の利用者の観点から彼等の行う意思決定の一側面として，広義の意思決定に包含している。さらに，財務報告の主たる利用者に関して，「現在の及び潜在的な投資者，融資者及び他の債権者の多くは，情報提供を企業に直接に請求することができず，必要とする財務情報の多くを一般目的財務報告書に依拠しなければならない。したがって，彼らは一般目的財務報告書が対象とする主要な利用者である」（Ibid., par.OB5）とし，投資家のみではなく，融資者及びその他の債権者を含め，貸借対照表の貸方の資金提供者を主たる利用者としている。以上のことを纏めれば，表 2 のとおりである。

（3）金融化の検討

IASB の概念的枠組みは，「一般目的財務報告の目的は，本『概念フレームワーク』の基礎をなすものである。本『概念フレームワー

表 2　会計目的等の比較

摘　　要	従来の概念的枠組み	新しい概念的枠組み
①対象	財務諸表	財務報告
②報告内容	財政状態、業績及び財政状態の変動	（経済的）資源、請求権及びそれらの変動
③受託責任	受託責任は独立の目的	受託責任という用語を削除し、かつそれを意思決定に包含
④主たる利用者	広範な利害関係者（ないし投資家*）	資金提供者

＊：利用者の共通ニーズを表すものとして使用されている。
（出所）岩崎［2014b］，17 頁（一部修正）。

ク』のその他の側面，すなわち，報告企業の概念，有用な財務情報の質的特性及び制約，財務諸表の構成要素，認識，測定，表示及び開示は，その目的から論理的に生じるものである」（Ibid., par.OB1）と述べ，基本的に演繹的アプローチを採用している。このように，会計目的（財務報告目的）が定義，質的特性，認識及び測定等へ大きな影響を及ぼすこととなる。それゆえ，この会計目的の変化においてまず概念的枠組みの金融化が見られるか否かを検討することとする。

まず，概念的枠組みにおける報告の「対象」が，財務諸表から財務報告へ拡大したことに関しては，この変更はリスク資本を提供する資金提供者の財務諸表よりも広い財務実態とリスク開示のニーズに応えるためのものであり，概念的枠組みの金融化の流れと矛盾することなく，整合的である。次に，「報告内容」については，従来のものが財政状態と業績を並列的に列挙していたのに対して，新しい方は財政状態の構成要素である資源と請求権を中心として，その変動として業績等を捉えるというように，財政状態計算書上のストックのリアリティを重視する資産負債中心観の考え方がより強く打ち出されている。これは，財務実態とリスクの開示を志向する概念的枠組みの金融化の観点と一致する。また，「受託責任」の取扱については，両者において大きな違いが見られる。すなわち，従来においては，受託責任を重視し，これを遂行するのに最も適する測定基礎として「企業が最も一般的に採用している測定基礎は，取得原価である」（IASC［1989］, par.101）と考えていたのに対して，新しい方では財務実態とリスクの開示志向から取得原価ではなく，公正価値を重視する観点から取得原価と結びつく受託責任 (3) の文言を目的規定から削除すると共に，受託責任を財務諸表の作成者の観点ではなく，財務諸表の利用者の（意思決定の）視点へと変更している。

以上のように，会計目的に関しては，その対象，報告内容及び受託責任の観点から見て，いずれも概念的枠組みの金融化の方向と矛盾するものはなく，かつ受託責任の用語の削除やそれを意思決定の一側面に包含することは，概念的枠組みにおいて金融化の方向が打ち出されていると考えられる。

3　財務報告情報の質的特性

（1）従来の取扱

財務情報の質的特性に関して，IASB は演繹的アプローチを採用するので，会計目的（財務報告目的）を頂点として，意思決定有用性アプローチの観点から財務情報を有用とする質的特性を考えている。この場合，従来の概念的枠組みでは，並列列挙型の規定方法で質的特性として理解可能性，信頼性，目的適合性及び比較可能性の 4 つを挙げている。そして，この場合，目的適合性と信頼性を有する情報に対する制約として適時性，コスト・ベネフィット，質的特性間の均衡（トレード・オフ関係）を挙げている（IASC［1989］, pars. 24−25）。

（2）新しい取扱

新しい概念的枠組みでは，（主副区分）重層型の規定方法で質的特性を「基本的特性」（財務報告を有用とするために基本的に必要とされる特性）と「補強的特性」（あった方が好ましいが，必ずしも必要とされない質的特性）の 2 つに区分している（IASB［2010］, pars.QC4−QC32）。この場合，基本的特性は，従来のように目的適合性と信頼性とがトレード・オフ関係でチェックし合う関係では

なく，有用性を頂点とする序列関係にあるものと位置づけている（IASB［2006］, par.QC44, IASB［2010］, par.QC18）(4)。

さらに，従来（基本的な）質的特性とされた信頼性を削除し，忠実な表現に置き換える（Ibid., par.QC5）と同時に，信頼性の重要な構成要素である検証可能性を補強的特性に格下げしている（Ibid., par.QC26）。

以上のことを纏めれば，表 3 のとおりである。

検証可能性の取扱いに関して，例えば，レベル 3 の金融商品について，「評価モデルの相違により見積りの幅が合理的な許容範囲を超え重要な差異を生む状況では，財務諸表本体の信頼性ないし検証可能性が失われ，忠実な表現を担保し得るだけの中立性も保証されない。レベル 3 公正価値のうち未成熟モデル評価区分を識別すると（便宜的に『レベル 4』と呼称），そうした領域で補完的な追加フォーミュラが合意されない限り，取得原価による

表 3　質的特性の比較

摘　要	従来の概念的枠組み	新しい概念的枠組み
①アプローチ	意思決定有用性アプローチ	意思決定有用性アプローチ
②規定方法	並列列挙型の規定方法	（主副区分）重層型の規定方法
③区分	質的特性として理解可能性、目的適合性(重要性)、信頼性(忠実な表現、実質優先、中立性、慎重性、完全性)及び比較可能性の４つ	(1)基本的な質的特性：目的適合性、忠実な表現、(2)補強的な質的特性：比較可能性、適時性、検証可能性及び理解可能性
④関係	目的適合的と信頼性とのトレード･オフ関係	目的適合的と忠実な表現との序列関係
⑤信頼性	有（信頼性）	なし（忠実な表現へ変更）
⑥検証可能性	共同プロジェクトを行っていた FASB の概念的枠組みでは信頼性の構成要素。IASC の概念的枠組みでは明示なし。	補強的な質的特性として軽視

（3）金融化の検討

以下では，この財務情報の質的特性の変化に関して概念的枠組みの金融化が見られるか否かを検討することとする。

① 信頼性と検証可能性

両者の「アプローチ」は，共に意思決定有用性アプローチで共通している。他方，質的特性に関する「規定方法」,「区分」,「関係」,「信頼性」及び「検証可能性」に関して，全体として質的特性の中で最も問題となるのは，①信頼性と検証可能性の取扱い及び②トレード・オフ関係の問題である。前者の信頼性や測定とし注記情報の拡大で意思決定有用性に寄与するのが原則（である）として整理すべきであろう」（越智［2011］, 33 頁，後者のカッコ内は著者挿入）というように，その信頼性の低いことに対して問題の指摘がなされている。このように，市場価格が観察できないレベル 3 の金融商品等については，財務情報の信頼性や検証可能性が必ずしも確保できないことを IASB も知っているので，この問題を回避するために，新しい概念的枠組みでは，信頼性を忠実な表現へ変更すると共に，検証可能性を補強的特性へ格下げしているのである。このように，信頼性と検証可能性の

図 1　信頼性からの忠実な表現への変更と 2 重のトレード・オフ関係の解消

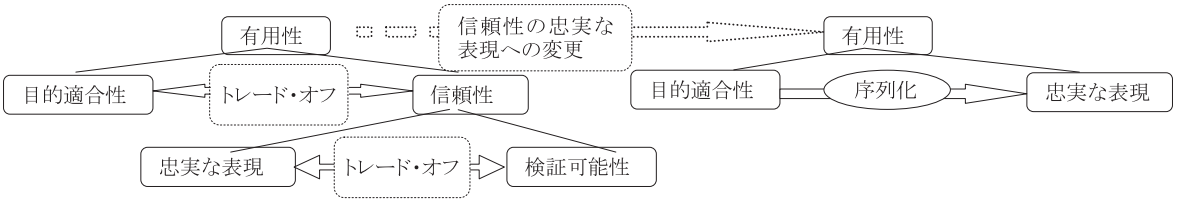

（出所）岩崎［2011a］，33 頁。

側面において，概念的枠組みにおける金融化の影響が見られる。

② トレード・オフ関係

後者のトレード・オフ関係に関しては，上述のような変更によって，図 1 のように，新しい概念的枠組みでは，目的適合性と信頼性とのトレード・オフ関係及び忠実な表現と検証可能性とのトレード・オフ関係という 2 重のトレード・オフ関係の双方を解消し，信頼性及び検証可能性のチェックを受けないように目的適合性及び忠実な表現を解放し，金融商品の処理に適した財務情報の質的特性と位置づけている。

言い換えれば，このような変更によって将来事象に関する多くの見積・予測を伴う公正価値による測定値が有用な財務情報の質的特性を有しているものとして概念レベルでの基礎を与えること，すなわち公正価値会計の制限のない展開のための概念的基礎づけを与えようとしている(5)。このように，トレード・オフ関係の削除という観点から概念的枠組みにおいて金融化の影響が見られる。

このように，財務情報の質的特性に関して新しい概念的枠組みでは，いずれも概念的枠組みの金融化の方向と矛盾するものはなく，かつ（通常の商品サービスの場合には，このような変更は不要であるのにもかかわらず）金融商品の時価評価のためには都合の悪い従来重視されてきた信頼性及びそれを保証するための検証可能性の縛りを出来る限り弱め，反対に金融商品の処理に適合する目的適合性や忠実な表現を重視するという金融商品に適した会計処理を基礎づけるための概念的枠組みとなっており，この観点からは，概念的枠組みの金融化が見られる。

4　財務諸表の構成要素とその定義

(1) 従来の取扱

財務諸表の構成要素と定義に関して，従来の概念的枠組みでは，財務諸表として貸借対照表，損益計算書，財政状態変動計算書及び注記を挙げ，また，これらの構成要素として貸借対照表で資産，負債及び持分を，そして損益計算書で収益及び費用を表示することとしている（IASC［1989］, pars.7, 47）。また，資産負債中心観の観点からそれぞれ次のように定義を行っている。すなわち，「資産とは，過去の事象の結果として企業が支配し，かつ将来の経済的便益が当該企業に流入すると期待される資源をいう。…負債とは，過去の事象から発生した企業の現在の債務で，その決済により，経済的便益を有する資源が当該企業から流出することが予想されるものをいう。…持分とは，企業のすべての負債を控除した残余の資産に対する請求権である。…収益とは，当該会計期間中の資産の流入若しくは増価又は負債の減少の形を採る経済的便益の増加であり，持分参加者からの出資に関連するもの以外の持分の増加を生じさせるものをいう。…費用とは，当該会計期間中の資産の流

出若しくは減価又は負債の発生の形をとる経済的便益の減少であり，持分参加者への分配に関連するもの以外の持分の減少を生じさせるものをいう」（Ibid., pars.49−70：…は著者省略挿入）としている。

（2）新しい取扱

新しい概念的枠組みでは，表 4 のように，財務諸表として財政状態計算書，損益及びその他の包括利益計算書，持分変動計算書，キャッシュ・フロー計算書及び注記を挙げ，これらの構成要素として，財政状態計算書では資産，負債及び持分を，損益及びその他の包括利益計算書では収益，費用を，さらに持分変動計算書とキャッシュ・フロー計算書においても各々の構成要素を想定している（IASB［2013a］, pars.2.2−2.5）。

また，これらの定義に関しては，従来のものと同様に，資産負債の増減変化によって収益費用を定義するという資産負債中心観を採用して，資産負債から定義を始めている。しかし，その内容は従来のものと異なっており，資産とは，「過去の事象の結果として企業が支配している現在の経済的資源」のことであ

表 4　財務諸表の報告内容と構成要素

財務諸表の体系	報告の内容		構成要素
①財政状態計算書	財政状態	資源と請求権	資産、負債、持分
②損益及びその他の包括利益計算書	財務業績	資源と請求権の変動	収益、費用
③持分変動計算書	持分の変動		持分の拠出、持分の分配、種類持分間の移転
④キャッシュ・フロー計算書	キャッシュ・フロー		キャッシュ・インフロー、キャッシュ・アウトフロー
⑤注記	その他の資源と請求権の変動		—

（注）①から④までが主要財務諸表である。なお，損益，その他の包括利益合計（TOCI）及び包括利益合計（TCI）は財務諸表の構成要素ではない（IASB［2013a］, par.2.39）。
（出所）IASB［2013a］, pars.2.2−2.5, 岩崎［2014a］, 174 頁。

表 5　財務諸表の構成要素等の比較

摘　要	従来の概念的枠組み	新しい概念的枠組み
①財務諸表の体系	貸借対照表、損益計算書、財政状態変動計算書及び注記	財政状態計算書、損益及びその他の包括利益計算書、持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び注記
②構成要素	貸借対照表において資産、負債及び持分、損益計算書において収益及び費用	財政状態計算書において資産、負債及び持分、損益及びその他の包括利益計算書において収益及び費用
③利益観	資産負債中心観	資産負債中心観
④資産負債等の定義	資産とは過去の事象の結果として企業が支配し、かつ将来の経済的便益が当該企業に流入すると期待される資源をいう。負債とは過去の事象から発生した企業の現在の債務で、その決済により、経済的便益を有する資源が当該企業から流出することが予想されるものをいう。	資産とは過去の事象の結果として企業が支配している現在の経済的資源をいう。負債とは過去の事象の結果として企業が経済的資源を移転する現在の義務をいう。経済的資源とは権利又はその他の価値の源泉で、経済的便益を生み出す能力のあるものである。

り，負債とは，「過去の事象の結果として企業が経済的資源を移転する現在の義務」のことであるとしている。この場合，経済的資源とは，「権利又は他の価値の源泉で，経済的便益を生み出す能力のあるもの」である（Ibid., par.2.11）としている。

以上のことを纏めれば，表 5 のとおりである。

（3）金融化の検討

以下では，財務諸表の構成要素及びそれらの定義に関して概念的枠組みの金融化が見られるか否かを検討していくこととする。

まず，「財務諸表の体系」に関して，名称等に関して大きな変更があるが，このうち最も重要なものは，「損益計算書」が「損益及びその他の包括利益計算書」（包括利益計算書）へ変更になっていることである。これに伴って，従来と比較して，金融商品の公正価値会計等による時価評価を行った項目で，損益計算書に計上されない部分をその他の包括利益に計上するための区分（ないし計算書）が新たに導入されている。この点で，概念的枠組みの金融化が見られる。また，「構成要素」に関しては，基本的に両者は同様なものとなっている。そして，「利益観」に関しては，両方とも資産負債中心観によっている。

最後に，財務諸表の構成要素の「定義」に関しては，次のように，両者の間には大きな違いがある。

① 将来の経済的便益の流入ではなく，資源であると考えること

新しい概念的枠組みでは，資産とは将来の経済的便益の流入ではなく，現在の資源であるということを強調している（IASB［2013a］, par.2.10）。これは，従来の資産の定義における経済的便益の流れについての明確な言及が，資源ないし債務と経済的便益の流れとの区別を曖昧にする危険性があると考えるからである。それゆえ，新しい定義では，経済的便益への言及を経済的資源についての新しい定義へ移すことによって，この混乱の原因を排除しようとしている。そして，資産の定義の明確化をサポートするガイダンスとして，資産は，最終的な将来の経済的便益の流入ではなく，基礎となる資源である（IASB［2013a］, p. 7）と考えている。例えば，（将来の経済的便益の流入をもたらす）「原資産に対するコールオプションの場合には，資源は，原資産ではなく，原資産を購入する権利である」（IASB［2013c］, par.13）としている。

このように，新しい概念的枠組みでは，資産とは将来の経済的便益の流入ではなく，現在の資源であるということを，金融商品の例を用いて根拠付けしており，この点で概念的枠組みの構成要素の定義において金融化が見られる。

② 不確実性の役割

前述のように，現行の資産の定義では，「将来の経済的便益は『期待される』（expected）ものでなければならないという考え方（notion）が含まれている。この考え方を，ある人は，経済的便益の流入の蓋然性は一定の最低限の識閾を満たさなければならないという要件であると解釈している。しかし，そのような蓋然性識閾は，多くの買入オプション（purchased option）のような，明らかに資産である多くの項目を排除してしまうであろう」（Ibid., par.13）。それゆえ，経済的資源に関する新しい定義は，「資産は経済的便益の流入を生み出す能力がなければならない。（しかし）当該流入は確実である必要はない」（IASB［2013a］, par.2.10：括弧内著者挿入）ということを明確にしている。そして，IASB は，蓋

然性の程度は，認識に影響させず，測定に影響させるものと暫定的に結論している（Ibid., par.2.35）。

このように，財務諸表の構成要素の定義に関して新しい概念的枠組みでは，資産について蓋然性の識閾は必要でないということを，（通常の商品サービスの場合には，このような変更は不要であるのにもかかわらず）金融商品の例を用いて根拠付けしている。このように資産負債の定義上蓋然性を削除することによって，概念的枠組みにおいて金融商品に適した会計処理を行うことが可能となる理論的根拠を与えている。このような観点から概念的枠組みにおける構成要素の定義において金融化が見られる。

5　認識規準

（1）従来の取扱

現行の概念的枠組みでは発生主義を前提として，認識規準に関しては，「構成要素の定義を満たす項目は，次の場合に認識しなければならない。（a）当該項目に関連する将来の経済的便益が，企業に流入するか又は企業から流出する可能性が高く，かつ，（b）当該項目が信頼性をもって測定できる原価又は価値を有していること」（IASC［1989］, par.83）という 3 つの条件が満たされた場合に，項目が認識されることとなっている。また，認識においてコスト・ベネフィットが考慮され，コストが便益を上回る場合には，認識を要求しないこととなっている（Ibid., par.44）。

（2）新しい取扱

新しい概念的枠組みでは，表 6 のように，後述の「ものを除いて，企業はすべての資産及び負債を計上すべきである」としている。この理由は，「一部の資産又は負債が認識されない場合には，企業の資源及び義務に関して結果として生じる描写は，不完全なものとなり，企業の財政状態に関して忠実性の低い表現となる」（IASB［2013a］, par.4.24）からであると考えている。

そして，例外的なケースとして，次の場合には，「企業がある資産又は負債を認識する必要がないか又は認識すべきでないと IASB が判断する可能性がある」（Ibid., par.4.25）

表 6　認識規準の構造

(1) 原則：全ての資産負債の認識	―
(2) 例外：次のものは認識する必要がないか又は認識してはならない。 ①目的適合性がないか又はコスト・ベネフィットの観点から目的適合性がないもの ②どのような測定値も忠実な表現とならないもの	㋐（結果の広範囲性）訴訟のように、結果の範囲が非常に広く、その結果の可能性を見積もるのが、非常に困難である場合 ㋑（低蓋然性）資産負債が存在するが、経済的便益の流出入が生じる蓋然性が非常に低い場合 ㋒（識別困難性）資源や債務を識別することが非常に困難である場合 ㋓（配分の困難性）資源や債務を測定するのに、測定される項目だけに関連せずキャッシュ・フローの配分が必要となり、それが非常に困難であるか又は非常に主観的になる場合 ㋔（目的への不必要性）自己創設のれんのように、資産の認識が財務報告の目的に不必要な場合

（出所）IASB［2013a］, pars.4.24−4.26，岩崎［2014b］，19 頁。

としている。すなわち，「(a) 資産（又は負債）を認識することで，目的適合性がないか又はコストを正当化するのに十分な目的適合性のない情報を財務諸表の利用者に提供することになる場合　(b) 必要な記述及び説明のすべてを開示したとしても，資産（又は負債）のどの測定値も，資産（又は負債）及び資産（又は負債）の変動の十分に忠実な表現とならない場合」（Ibid., par.4.25）。また，この目的適合性のないものの具体例として，表 6 のようなものがある。

このように，新しい概念的枠組みにおける認識規準の特徴点としては，①「アプローチ」に関しては，従来の認識規準が限定認識アプローチを採用していたのに対して，新しいものでは全部認識アプローチに変更されていること，及び②「認識規準」に関して，財務諸表の構成要素の定義を満たすものを基本的に全て認識することとし，定義において蓋然性を削除したことに伴って，認識規準において蓋然性を削除していること，また，財務情報の質的特性に関して信頼性を取消し，忠実な表現に変更したことに伴って，認識規準において信頼性を削除したことが挙げられる。

以上のことを纏めれば，表 7 のとおりである。

(3) 金融化の検討

以下では，財務諸表の認識規準に関して概念的枠組みの金融化が見られるか否かを検討していくこととする。

認識規準における「蓋然性と信頼性の削除」に関しては，前述のように，蓋然性の低いものも金融商品として計上できるようにするために，財務諸表の構成要素の定義における蓋然性の削除を行ったことに伴うものである。他方，信頼性の削除については，前述のように，例えば，レベル 3 の金融商品のように，信頼性の低い金融商品を計上するためのものである。これらの結果として，認識アプローチが全部認識アプローチへ変更されている。それゆえ，両者とも金融商品に適した会計処理を行うためのものであり，このような観点からは，概念的枠組みの金融化が見られる。

6　測定属性

(1) 従来の取扱

従来の概念的枠組みでは，測定属性に関して並列列挙型の規定方法に基づき，取得原価，現在原価，実現可能（決済）価額，現在価値という 4 つの測定基礎を列挙しており（IASC［1989］, par.100），どのような場合にこれら

表 7　認識規準の比較

摘　要	従来の概念的枠組み	新しい概念的枠組み
(1)アプローチ	限定認識アプローチ	全部認識アプローチ
(2)認識規準	①定義（定義） ②将来の経済的便益が流入ないし流出する可能性が高いこと（蓋然性） ③信頼性を持って測定可能な原価又は価値を有すること(信頼性)	①【原則】全ての資産負債の認識 ②【例外】認識をしなくてもよいか、してはならない事項 ・目的適合性がないか又はコスト・ベネフィットの観点から目的適合性がないもの ・どのような測定値も忠実な表現とならないもの ㋐結果の広範囲性、㋑低蓋然性、㋒識別困難性、㋓配分の困難性、㋔目的の不適合性

が選択されるのかに関しては，具体的な指針を示してない。なお，「企業が最も一般的に採用している測定基礎は，取得原価である」（IASC［1989］, par.101）としている。

（2）新しい取扱

新しい概念的枠組みでは，測定属性に関する主な内容は，次のとおりである。

「特定の測定の目的適合性は，投資家，債権者及びその他の融資者が，その種の資産又は負債がどのように将来キャッシュ・フローに寄与するかをどのように評価する可能性が高いのかに応じて決まる。したがって，測定の選択は，

（ⅰ）個々の資産については，当該資産がどのように将来キャッシュ・フローへ寄与するのかに応じて決めるべきである。

（ⅱ）個々の負債については，企業が当該負債をどのように決済ないし履行するのかに応じて決めるべきである。」（IASB［2013a］, p. 14）

新しい概念的枠組みにおける測定に関する全体的な枠組みは，表 8 のとおりである。

新しい概念的枠組みにおける測定に関する全体的な枠組みは，①基本思考としての企業の財務実態とリスクの開示思考，②利益観としての資産負債中心観，③測定属性観としてのホーリスティック観，④測定モデルとしての混合測定モデル，⑤当初測定として取引形態別分類（構成要素アプローチ）で，事後測定の分類視点からの測定属性の決定，⑥事後測定の分類視点として資産については将来キャッシュ・フローへの貢献 (6)，負債については負債の履行又は決済，⑦資産の将来キャッシュ・フローへの貢献方法としては，使用・売却・回収のための保有・使用権料のための資産の 4 分類である。

以上のことを纏めれば，表 9 のとおりである。

（3）金融化の検討

以下では，測定の考え方に関して，概念的枠組みの金融化が見られるか否かを検討していくこととする。

両者とも最終的には，前述のように，混合測定モデルを採用することでは変わりはない。

表 8　新しい概念的枠組みにおける測定に関する全体的な枠組み

摘　要	内　　容
①基本思考	企業の財務実態とリスクの開示
②利益観	資産負債中心観
③測定属性観	ホーリスティック観
④測定モデル	混合測定モデル
⑤当初測定	取引形態別分類（構成要素アプローチ）で、事後測定の分類視点からの測定属性の決定
⑥事後測定の分類視点	・資産については将来キャッシュ・フローへの貢献 ・負債については負債の履行又は決済
⑦資産の将来キャッシュ・フローへの寄与の方法	・将来キャッシュ・フローへの貢献方法分類 ・使用・売却・回収のための保有・使用権料のための資産の 4 分類

（出所）岩崎［2014b］，22 頁（一部修正）。

表 9　測定属性の比較

摘　要	従来の概念的枠組み	新しい概念的枠組み
①測定モデル	混合測定モデル	混合測定モデル
②規定方法	並列列挙型	将来キャッシュ・フローの観点からの規定方法
③測定属性	次の 4 つの測定基礎の列挙 取得原価、現在原価、実現可能（決済）価額、現在価値	・測定基礎として原価ベースの測定、公正価値を含めた現在市場価格、その他のキャッシュ・フローベースの測定の 3 種類 ・資産については、どのように資産が将来キャッシュ・フローへ貢献するのかに応じて測定属性の決定 ・負債については、企業がどのようにその負債を決済ないし履行するのかに依存して測定属性の決定

しかし，測定を考える際のキャッシュフローの視点に大きな変化が見られる。すなわち，従来においては発生主義を概念的枠組みの前提に据え（IASC［1989］, par.22），測定において「企業が最も一般的に採用している測定基礎は，取得原価である」（Ibid., par.101）として，どちらかといえば過去キャッシュ・フロー（収支）を基礎とする会計を少なくとも一般的なものとして許容（ないし承認）してきた。これに対して，新しい方では，測定を考えるのに，「将来キャッシュフローへの寄与」ないし貢献（IASB［2013a］, p. 14）という観点から考えている。ここに「過去キャッシュフローの視点」から「将来キャッシュ・フローの視点」(7) への思考方法の大きな転換が見られる。言い換えれば，従来は過去キャッシュフロー（収支）を基礎として，それを配分していく会計 (8) が一般的・基本的なものであると考えていたのに対して，新しい方では，将来キャッシュ・フローを基礎として，可能であれば，直接的に評価に結び付け，測定を行おうとしている(9)。これはまさに金融商品に適した公正価値会計の考え方であり，この観点からは，大枠としては概念的枠組みの金融化が見られる。

Ⅲ　むすび

以上のように，本稿では，IFRS の概念的枠組みにおける新潮流について検討し，会計上，1990 年代の米国の S&L 危機以降，個別の会計基準において時価評価が本格的に導入されたことに伴って，金融商品に適する会計処理を行うための理論的基礎を与える概念的枠組みとなっており，次の観点から大枠としては概念的枠組みの金融化（現象）が見られることを明らかにした。

①会計目的に関しては，受託責任の用語の削除やそれを意思決定の一側面に包含すること，②財務情報の質的特性に関しては，金融商品の時価評価のためには都合の悪い従来重視されてきた信頼性及びそれを保証するための検証可能性の縛りを弱め，反対に金融商品の処理に適合する目的適合性や忠実な表現を重視していること，③財務諸表の構成要素の定義に関しては，資産について蓋然性の識閾は必要ないということを，金融商品の例を用いて根拠付けしていること，④認識規準における蓋然性と信頼性の削除に関しては，蓋然性の低いものも金融商品として計上出来るようにするために，財務諸表の構成要素の定義における蓋然性の削除を行ったことに伴うも

のであり，また，信頼性の削除については，例えば，レベル 3 の金融商品のように，信頼性の低い金融商品を計上するためのものであること，⑤測定に関しては，（過去の収支を配分するのではなく）将来キャッシュ・フローを基礎として，金融商品に適した会計処理として可能であれば，直接的に評価に結び付け，測定を行おうとしていること。

なお，新しい概念的枠組みは，大枠としては金融化が見られるが，典型的には測定のところで見られるように，個別の項目，例えば，使用目的資産については原価が使用されるというように，他の測定属性を包摂し得るものとなっている。また，もしこれと同様なものが最終化された場合には，この金融化された概念的枠組みを基礎として個別の会計基準が設定される可能性（危険性）がある。本稿は，討議資料等を基礎とした分析なので，最終的な概念的枠組みがどのようなものとなるのかによって，結論が変わる可能性もある。

〔注記〕

（1）勿論，現在，新しい概念的枠組みが完成していないので，これに基づく個別の会計基準の設定は基本的になされていない。しかし，概念的枠組みは，それ自体個別の会計基準を設定・改廃するときの基準となるメタ基準であるので，概念的枠組みが金融化すれば，そこから導かれる個別会計基準も理論的には基本的にそれと整合ないし首尾一貫したものと合理的に推定され得る。

（2）厳密には両者（2010 年のものと 2013 年のもの）は，FASB が参加しているか否か及び審議会のメンバーが交代していることに伴って，同質のものとはいえない。しかし，2013 年討議資料では，2010 年のものをそのまま前提として議論しているので，ここでは両者を新しい概念的枠組みとして取扱っている。なお，両者の状況の違いとして，例えば，前議長の下では公正価値会計の方向性が強く打ち出されていたのに対して，現在の議長の下では，測定属性アプローチが明確化されている等の公正価値会計への傾斜への「揺り戻し」が見られる。

（3）実際の取引を基礎とする財務情報の硬度が高い取得原価が受託責任の遂行上，最も適合することは，一般に承認されている。例えば，「株式会社においては株主と取締役の委任・受任の関係に基づいて，取締役が受託責任をどのように履行したかを財務的側面から明らかにすることにアカウンタビリティの中心課題であり，会計的にそれを支える思考が取得原価主義である」（浦崎［2011］，377 頁）ということである。

（4）なお，詳しくは藤井［2011］を参照されたい。

（5）このことによって，企業価値評価の新しいパラダイムとして，（不完全であるとは知りながら）貸借対照表項目を時価評価し，貸借対照表から直接的に企業価値評価を行おうとしているらしい（斎藤［2002］，4 頁）のである。別の観点からは，「IFRS は……企業の買収価格（資産と負債の即時清算価値）を提供しようとしている」（田中［2013］，67 頁）とも考えられる。

（6）企業会計基準委員会の訳語では，contribution を「寄与」と訳しているが，会計では伝統的に利益に対しては，例えば，貢献利益というように，「貢献」という概念を使用している。ここでは，将来キャッシュ・フローを問題としているが，その純キャッシュ・イン・フローは利益に相当するものなので，寄与ではなく，貢献という用語を使用している。

（7）将来キャッシュ・フローモデルないし会計といっても，将来キャッシュ・フローを直接的に集計表示するというものではなく，あくまでも，例えば，金融商品に典型的にみられるように，将来キャッシュ・フローに直接的に貢献する項目について，将来キャッシュ・フローに着目し，それを基礎にして現在価値へ割引計算等を行って計算表示を行うものである。なお，将来キャッシュ・フローに直接的に寄与しないものについては，別の計算手法を想定している。

（8）典型的には，取得原価主義会計での減価償却等がそれにあたる。

（9）勿論，直接的な評価が行えないものに関しては，代替的な方法を用いて測定を行うこととなる。具体的には，使用資産については歴史的原価の適用等である。

〔参考文献一覧表〕

岩崎勇［2011a］,「IFRS の概念フレームワークについて」『會計』第 180 巻第 6 号，29−41 頁。
――― ［2011b］,「IFRS における概念フレームワークについて」『經濟學研究』第 78 巻第 1 号，81−107 頁。
――― ［2012a］,「IFRS の概念フレームワークについて」『国際会計研究学会　年報』2011 年度第 1 号，47−62 頁。
――― ［2012b］,「純利益と包括利益について」『會計』第 182 巻第 4 号，13−24 頁。
――― ［2012c］,「IFRS の概念フレームワークにおける会計目的について」『經濟學研究』第 78 巻第 5・6 合併号，59−88 頁。
――― ［2012d］,「IFRS の概念フレームワークの認識問題について」『經濟學研究』第 79 巻第 4 号，71−94 頁。
――― ［2013a］,「IFRS 概念フレームワークにおける測定問題について」『産業経理』第 73 巻第 1 号，31−40 頁。
――― ［2013b］,「IASB の概念フレームワークにおける測定問題について　−2013 年討議資料等を中心として」『經濟學研究』第 80 巻第 4 号，55−80 頁。
――― ［2014a］,「IFRS の概念フレームワークについて　−構成要素の定義を中心として」『経理研究』第 57 巻，172−183 頁。
――― ［2014b］,「IASB の概念フレームワークについて　−2013 年討議資料等を中心として−」『産業経理』第 74 巻第 1 号，16−26 頁。
浦崎直浩［2011］,「公正価値」363−400 頁　斎藤静樹，徳賀芳弘編著『体系現代会計学　第 1 巻　企業会計の基礎概念』中央経済社。
太田康広［2012］,「会計研究の新しい潮流」『企業会計』第 64 巻第 4 号 4−5 頁。
越智信仁［2011］,「IFRS 導入と公正価値評価への対応」『国際会計研究学会年報 2010 年度』，33−45 頁。
斎藤静樹編著［2002］,『会計基準の基礎概念』中央経済社。
田中弘［2013］,『会計学はどこで道を間違えたのか』税務経理協会。
浜本道正［1996］,「アメリカの S&L 危機と会計政策」『会計検査研究』第 14 号。
http://www.jbaudit.go.jp/effort/study/mag/14-3.html
藤井秀樹［2011］,「FASB/IASB 改訂概念フレームワークと資産負債アプローチ」『国民経済雑誌』第 204 巻第 1 号，17−40 頁。
角ヶ谷典幸［2009a］,『割引現在価値会計論』森山書店。
津守常弘［2012］,「現代会計の『メタ理論』的省察」『企業会計』第 64 巻第 8 号，17−30 頁。
IASB［2008］, *Exposure Draft of An improved Conceptual Framework for Financial Reporting: Chapter 1: The Objective of Financial Reporting, Chapter 2: Qualitative Characteristics of Decision−useful Financial Reporting Information.*
――― ［2010］, *Conceptual Framework for Financial Reporting 2010*（IASC 財団編，企業会計基準委員会　財務会計基準機構監訳『2011　国際財務報告基準』中央経済社）.
――― ［2013a］, *Discussion Paper: A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting*. July 2013（企業会計基準委員会訳『「財務報告に関する概念フレームワーク」の見直し』）.
――― ［2013b］, *Discussion Paper: Snapshot: Review of the Conceptual Framework*. July 2013.
IASC［1989］, *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*.

国際会計基準（IAS）第 41 号「農業」の生物資産の会計方針と測定モデルの検証
―ASEAN 諸国のプランテーション産業（パーム油産業）の実態を踏まえて―

岡 田 博 憲
関西学院大学大学院

要　旨

本稿では，ASEAN 諸国のプランテーション産業のなかで，とくにパーム油産業を展開する主たる企業の生物資産に係る会計方針の開示実態をもとに，アブラヤシのような果実生成型の生物資産の会計方針が，いわゆる「マレーシア型」と「インドネシア・タイ型」に分類されることを整理するとともに，最近の IASB による IAS 第 41 号の改訂の考えやその動向などの理論的整合性について検証する。

いずれの国の企業においても，果実生成型の生物資産が成長し，農産物が採取できる段階になる前に発生した支出を資産計上する点では共通するものの，その後の農産物の収穫期間にわたって当該資産を償却するかどうかについては考え方が異なっている。

一方で，IAS 第 41 号の改訂案は，果実生成型植物のみを IAS 第 41 号の範囲に含めないこととし，IAS 第 16 号を適用することを提案している。この提案によれば，果実生成型植物は，IAS 第 16 号が適用される有形固定資産として取り扱われ，同基準のすべての規定に準拠することになるが，果実生成型植物が成熟する前は累積原価 (1) で測定され，成熟した後の事後測定においては，IAS 第 16 号における原価モデルのほか，再評価モデルを選択することが可能となっている。

この検証を通じて，IAS 第 41 号の改訂案が，「マレーシア型」あるいは「インドネシア・タイ型」の分類と比較してどのような理論的整合性があるのかを明らかにするとともに，両者の考えを踏まえ，生物資産の測定モデルのあり方について検証を加える。

Ⅰ　はじめに

2012 年 6 月 30 日，マレーシア会計基準審議会（MASB）は，農業および不動産業への国際財務報告基準（IFRS）の強制適用の延期を公表した。マレーシアでは原則として，2012 年 1 月 1 日以後開始事業年度より IFRS の強制適用が開始されているが，農業および不動産業については国際会計基準審議会（IASB）における議論の行方を見極めるために 1 年間延期（2013 年 1 月 1 日以後開始事業年度から）されていた。しかし，IASB における議論が遅れていることを理由に，その適用を 2014 年 1 月 1 日以後事業年度からとさらに 1 年間延期したのである。

現行の IAS 第 41 号「農業」においては，生物資産（biological asset: BA）を一律に公正価値で測定することを求めており，この適用にあたっては，マレーシアのようなプランテーションを重要な産業とする国の企業や会計基準設定主体からも懸念が表明されていた。伝統的にマレーシアやインドネシアにおいては，農業生産物のなかでもアブラヤシから採取できるパーム油の生産ならびに輸出が盛んであり，これらの産業に属する企業が，IFRS の強制適用にともなって公正価値測定をめぐる問題点に直面しているのである。一般的に何らかの収穫物を生む果実生成型の生物資産は，農産物を生産するためのいわば手段であり，製品を製造する機械と同様に，有形固定資産の会計処理を適用することが適切であると考えられている。しかしながら，現行の IAS 第 41 号は，生物資産の要件 (2) をみたすものはすべて一律に公正価値測定を求めており，生物資産に公正価値測定を強制する実務が，プランテーション産業に属する企業の財務諸表の有用性を損なうものとして，MASB による IAS 第 41 号の適用延期の原因となっているのである。

この論点については，MASB が問題点の分析を行うと同時に，アジア・オセアニア地域の会計基準設定主体で構成されるアジア・オセアニア会計基準設定グループ（AOSSG）のワーキンググループがこの問題を検討し，関連する文書を IASB に提出している (3)。そこでは，果実生成型の生物資産は，機械設備といった有形固定資産に類似するものであるため，IAS 第 16 号に従って会計処理すべきであるという問題提起だけでなく，これらの生物資産に対する市場が存在しないなかで公正価値測定を行うことに伴うコスト，複雑性，その評価の信頼性，ならびに公正価値測定に伴う純損益のボラティリティ等に関する懸念があると指摘している（AOSSG［2011］, pp. 2−3）。

本稿では，主要な ASEAN 諸国のプランテーション産業（パーム油産業）の実態を踏まえて，企業が選択する生物資産に係る会計方針は，生物資産の生物学的変化がもたらす経済的実態を反映すべきであるという問題意識のもと，現行の IAS 第 41 号ならびに IAS 第 41 号改訂案の果実生成型生物資産の測定モデルが抱える問題点を明らかにするとともに，理論的および実務的に果実生成型生物資産についていかなる測定モデルが望ましいのか検証をおこなう。

そこでまず第 2 章において，ASEAN におけるプランテーション産業の現状について整理する。とくに ASEAN 諸国における主要産業の歴史的な変遷にともなう経済構造の変化のなかで，プランテーション産業がどのように変化してきたのかをマレーシアやインドネシアの主力産業であるアブラヤシから採取

されるパーム油の生産・輸出の現状に焦点をあてる。

次に第 3 章において，現行の IAS 第 41 号の基準と現行基準の改訂をめぐる動きを整理するとともに，そこで用いられる公正価値の概念を国際的な会計基準の枠組みのなかで整理する。

さらに第 4 章において，マレーシア，インドネシアおよびタイにおけるプランテーション産業（パーム油産業）に属する主要な上場企業の生物資産の会計方針に係る開示例を整理し，その特徴につき分類を試みる。

また第 5 章においては，生物資産に公正価値測定を用いることの問題につき，現行の IAS 第 41 号ならびにその改訂案の測定モデルが抱える問題点を指摘するとともに，アブラヤシの経済的実態を踏まえて，果実生成型生物資産のあるべき測定モデルを明らかにする。

Ⅱ　ASEAN におけるプランテーション産業の現状

第二次世界大戦前の ASEAN 諸国は，タイを除くすべての地域がイギリスやオランダといった欧米諸国の植民地支配のもとにあり，経済的にゴム，砂糖，ココナッツなどの農産物や石油などの鉱産物の生産に依存した一次産品輸出経済で形づくられていた。このうち農産物の多くは，プランテーションまたはそれらに準ずる企業，またはそれを取り巻く小農民（スモールホルダー）が生産を担っており，それが当時の ASEAN 諸国におけるプランテーション産業の特徴となっていた。

第二次大戦後に ASEAN 各国は次々に独立し，1950 年から 60 年にかけては輸入代替工業化の流れが，1970 年から 80 年にかけては，輸出指向工業化が進展し，徐々に一次産品輸出型の経済モデルからの脱皮が進んでいった。その結果，各国経済に占める一次産品，とりわけプランテーション型産業の割合は急速に低下していったといわれている（加納［2010］，p 29）。

しかし，一方で，現在においてもプランテーション産業は ASEAN 諸国のなかでは主力産業のひとつであり，とくにコーヒー，茶，ゴム，アブラヤシなどのプランテーション農産物の生産とその加工品の輸出は，第二次大戦後も継続的に拡大してきたといえるのである。そのなかでもとくに注目されるのは，マレーシアやインドネシアにおけるアブラヤシの急速な生産拡大であり，とくにマレーシアにおいてはアブラヤシの生産が同国の農業部門の中心的産業となっている。

以下の表は，ASEAN 主要 5 か国における最上位輸出 3 品目の変遷を，1960 年から 2010 年まで 10 年単位で見ることにより，各国の経済構造の変化を把握しようとするものである。この表で明らかなように，各国とも時代が新しくなるにしたがって，従来の輸出用一次産品から製造工業製品の輸出への転換が図られており，このような経済構造の変化のなかで，プランテーション型産業とその産品が目立たない存在になっているようにも見える。たとえばマレーシアにおける GDP に占める農業部門の割合は，1970 年代には 28.8%あったものの，2011 年現在では 7.7%まで低下している（マレーシア統計庁［2012］，p. 23）。しかしながら，マレーシアを中心として天然ゴムの生産合計は 1960 年代からむしろ大きく伸びており，アブラヤシの生産とパーム油の輸出は未曽有の成長を遂げているのである。

表１　ASEAN 五か国の最上位３輸出品目の変化（対輸出総額比（%））

年		1960	1970	1980	1990	2000	2010
国	順位	品目名	品目名	品目名	品目名	品目名	品目名
タイ	１位	天然ゴム (30.6%)	米 (17.0%)	原料別製品 (21.7%)	雑製品 (26.1%)	機械類及び輸送用機器 (43.7%)	機械類及び輸送用機器 (42.2%)
	２位	米 (30.5%)	天然ゴム (15.2%)	米 (14.7%)	機械類及び輸送用機器 (22.0%)	原料別製品 (15.4%)	食料品及び動物 (12.3%)
	３位	トウモロコシ (6.5%)	果実・野菜 (11.0%)	天然ゴム (9.3%)	原料別製品 (13.7%)	食料品及び動物 (14.1%)	工業製品 (12.2%)
フィリピン	１位	コブラ (24.7%)	木材 (23.8%)	砂糖 (11.4%)	雑製品 (16.4%)	機械類及び輸送用機器 (36.9%)	機械類及び輸送用機器 (70.1%)
	２位	砂糖 (23/8%)	砂糖 (18.7%)	ココナツ油 (9.8%)	機械類及び輸送用機器 (12.5%)	雑製品 (7.0%)	雑製品 (7.5%)
	３位	木材 (16.4%)	銅 (18.0%)	銅 (9.4%)	原料別製品 (9.3%)	食料品及び動物 (3.4%)	工業製品 (6.6%)
インドネシア	１位	天然ゴム (45.0%)	鉱物性燃料 (32.8%)	石油・同製品 (58.7%)	石油・同製品 (29.0%)	鉱物性燃料 (25.2%)	鉱物性燃料 (29.6%)
	２位	鉱物性燃料 (26.3%)	天然ゴム (23.6%)	ガス (13.2%)	原料別製品 (22.2%)	原料別製品 (19.9%)	工業製品 (13.9%)
	３位	錫 (6.0%)	木材 (10.0%)	木材 (8.3%)	ガス (14.4%)	機械類及び輸送用機器 (17.3%)	機械類及び輸送用機器 (12.4%)
マレーシア	１位	天然ゴム (61.2%)	天然ゴム (32.0%)	石油・同製品 (24.7%)	機械類及び輸送用機器 (35.7%)	機械類及び輸送用機器 (62.5%)	機械類及び輸送用機器 (43.9%)
	２位	錫 (17.3%)	原料別製品 (22.7%)	天然ゴム (16.4%)	石油・同製品 (14.9%)	鉱物性燃料 (9.6%)	鉱物性燃料 (15.8%)
	３位	鉄鉱石 (4.8%)	木材 (15.8%)	木材 (14.2%)	木材 (9.6%)	雑製品 (8.0%)	雑製品 (9.5%)
シンガポール	１位	天然ゴム (41.0%)	天然ゴム (24.7%)	石油・同製品 (28.5%)	機械類及び輸送用機器 (50.2%)	機械類及び輸送用機器 (67.4%)	機械類及び輸送用機器 (51.1%)
	２位	鉱物性燃料 (11.3%)	石油・同製品 (23.1%)	機械類及び輸送用機器 (26.8%)	石油・同製品 (18.1%)	石油・同製品 (9.7%)	鉱物性燃料 (16.1%)
	３位	繊維製品 (4.1%)	機械類及び輸送用機器 (11.0%)	原料別製品 (8.3%)	雑製品 (9.0%)	雑製品 (8.1%)	化学製品 (11.3%)

出所：ASEAN−JAPAN Statistics 2011　ASEAN－日本統計集（日本アセアンセンター）より作成

次の表 2 は，マレーシアにおけるパーム油の輸出重量と輸出価額の推移を 1960 年代から 10 年単位でまとめたものである。マレーシアにおけるプランテーション産業の GDP に占める割合は大幅に減少しているものの，パーム油の生産に関しては，2011 年現在で農業部門における GDP の 37.0%を占めており（マレーシア統計庁［2012］，p. 24），その輸出重量や輸出価額は，1960 年代平均と 2000 年代平均を比較して，重量で 63 倍，価額で 187 倍と大幅に増加している。

表 2　パーム油のマレーシアからの輸出

区分	年度				
	1961-70 平均	1971-80 平均	1981-90 平均	1991-2000 平均	2001-2010 平均
重量（千トン）	201	1,227	3.728	7,011	12,753
価額（100 万米ドル）	38	569	1,468	3,206	7,131

出所：FAOSTAT Statistical database のデータから算出

一方で，マレーシアと並ぶパーム油の生産国であるインドネシアを見ても，その輸出重量や輸出価額は大幅に増加している。輸出重量に関しては，1960 年代と 2000 年代を比較して約 75 倍に，輸出価額は 253 倍にも増加しているのである。

このように，過去 40 年間の間にマレーシアやインドネシアのパーム油産業は急速に発達し，現在は全世界の生産量の半分にまで至っている。もともとアブラヤシの原産地は西アフリカであり，1970 年半ばまではアフリカ諸国の生産量が世界の他の地域を上まわっていた。しかし，1970 年末にマレーシアの生産がアフリカの全体を抜き，1990 年代初めには，インドネシアもそれを抜いた。このような ASEAN の両国における世界的に急激な増産は，食料加工技術の変化とそれにともなうパーム油の需要の急増に加えて，アブラヤシの栽培技術の発達と単位面積あたりの収穫量が抜群に高いアブラヤシ単作プランテーションが拡大したことによると言われている。

以上のことから，両国の間でパーム油を中心としたプランテーション産業が国の主要産業のひとつであることが理解できる。

Ⅲ　IAS 第 41 号「農業」と公正価値の概念

1. 現行の IAS 第 41 号「農業」の概要

IAS 第 41 号「農業」は，農業活動に対す

表 3　パーム油のインドネシアからの輸出

区分	年度				
	1961-70 平均	1971-80 平均	1981-90 平均	1991-2000 平均	2001-2010 平均
重量（千トン）	139	346	609	2,173	10,505
価額（100 万米ドル）	24	145	193	852	6,072

出所：FAOSTAT Statistical database のデータから算出

る世界的な会計の多様性を背景に，2001 年に国際会計基準委員会（IASC）によって発行された。本基準の目的は，農業活動に関連する会計処理および開示を定めることである。ここでいう「農業活動」とは，生物資産を販売または農産物への転換や追加的な生物資産を得るため，企業が生物資産の生物学的変化やその収穫を管理することをいう。また，「農産物」とは，企業の生物資産から収穫された成果物をいい，「生物資産」とは，生きている動物または植物をいう。さらに「生物学的変化」とは，成長，変性，生産および生殖させることによって生物資産を質的または量的に変化させるプロセスをいう（IASB［2011］，par.5）。

IAS 第 41 号は，特に，生物資産の成長，変性，生産および生殖の期間中における生物資産の会計処理ならびに農産物の収穫時点における当初測定の会計処理を定めている。IAS 第 41 号は，生物資産の当初認識時から収穫時点に至るまでの間，当初認識時に公正価値が信頼性をもって測定できない場合を除いて，売却費用控除後の公正価値による測定を要求している。企業の生物資産からの収穫物である農産物については，その収穫時点においてのみ本基準を適用する。その後は，IAS 第 2 号「棚卸資産」または他の該当する基準が適用される。したがって，例えば，ぶどうを育てた業者がぶどうからワインを作る過程のような，収穫後の農産物の加工処理は取り扱わない。

現行の IAS 第 41 号は，さらに生物資産を消費型生物資産（consumable biological assets: CBA）と果実生成型生物資産（bearer biological asset: BBA）の 2 つに区別している。つまり CBA とは，それ自体が農産物として収穫される生物資産であり，BBA とは，CBA 以外の生物資産である。たとえば，BBA は農産物ではないが，パーム油のような農産物を産出する。パーム油は，アブラヤシというヤシ科アブラヤシ属に分類される植物から採取される。その高さ 10－20m になり，1 本につき 20－40 枚の葉がつく。葉は羽状複葉で長さは 10m 前後であり，小葉は細長く数十 cm から 1m 近くになる。葉の付け根に大きな房状に 5cm ほどの長さの卵形の果実がなり，1 個の果房に対して 1000 個以上の果実がつく。果実は油分の多い多肉質の果肉（中果皮）と，同じく油分に富んだ 1 つの種子から構成され，重さは 1 房あたり 40－50kg ほどになる。この果肉と種子から油脂が取れ，農産物としてマレーシアやインドネシアを中心に大規模な栽培が行われている。アブラヤシからはパーム油が約 25 年間収穫

表 4　IAS 第 41 号の適用範囲

IAS 第 41 号「農業」		IAS 第 2 号「棚卸資産」
生物資産 （Biological assets）	農産物 （Agricultural produce）	収穫後の加工処理による製品 （Products that are the result of processing after harvest）
羊（Sheep）	羊毛（Wool）	毛糸、カーペット（Yarn, carpet）
乳牛（Dairy cattle）	牛乳（Milk）	チーズ（Cheese）
ぶどうの木（Vines）	ぶどう（Grapes）	ワイン（Wine）

出所：IASB［2011］，par.4 を一部加工

できるが，最初の収穫までに 3－5 年，最盛期が 10 年－15 年後で，栽培のための投資をしても資本回収までに長期間を要すると言われている。このようにアブラヤシは，現行基準における BBA としてそれ自体収穫されることはないが，長期間栽培することによりパーム油という農産物が収穫されるのである。

IASC は，生きている動物や植物がもつ生物学的変化といった物質的な態様の変化が，直接的に企業の経済的便益を増加させたり減少させたりするということを認識していた。つまり，生きている動物や植物が時の経過とともに成長，変性等によって質的，量的に変化することが，企業に将来キャッシュ・フローへの期待をもたらすと考えたのである。

IAS 第 41 号を最終的に基準化するにあたっては，このような生物学的変化を会計上表現するために，取得原価と公正価値のいずれが適正な測定基礎であるか検討する必要があった。最終的に IASC は，生物資産の公正価値の変動と企業の経済的便益への期待の変化の間に直接的な関係が存在するとの理由から，生物学的変化によってもたらされるその効果の変動は，生物資産の公正価値を参照することによって測定することができると判断したのである。その結果，コストの発生のパターンと経済的便益への期待との間には直接的な関係は存在しないものとして，現行の IAS 第 41 号から取得原価による測定基礎が排除されたのである。たとえば，アブラヤシの成長のパターンは，将来パーム油が採取されることによる当該企業の経済的便益への期待を惹起させるが，取得原価を測定基礎とするならば，少なくともパーム油が採取される 3－5 年後にならないと収入が認識・測定できないのである。それゆえ IASC は，生物資産からの期待される経済的便益の測定基礎として公正価値をもちいることが，目的適合性，信頼性，比較可能性そして理解可能性といった財務諸表に係る質的特性と整合すると考えたのである。では，生物資産に適用される公正価値とはどのような概念であろうか。国際的な会計基準の枠組みのなかで整理する。

2. 公正価値概念の整理

2011 年 5 月 12 日，国際会計基準審議会（IASB）は，IFRS 第 13 号「公正価値測定」を公表した。この会計基準は，IASB と米国財務会計基準審議会（FASB）による，いわゆる「覚書」（Memorandum of Understanding: MOU）のプロジェクトのひとつである公正価値プロジェクトの成果である。

一方，FASB は，2006 年 9 月に財務会計基準書（SFAS）第 157 号「公正価値測定（Fair Value Measurement）」を公表しており（現在では，FASB による会計基準のコード化体系の Topic 820「公正価値測定」に組み込まれている），公正価値によって測定することが要求または容認されている会計基準において，どのように公正価値を測定するのかについての指針を提供した。IASB が公表した IFRS 第 13 号は，SFAS 第 157 号に相当する会計基準を IFRS に含めることを意図したものである。IASB と共同で審議を行う過程で，FASB も米国会計基準（US GAAP）を一部改訂すべきであるという結論に至り，FASB は IFRS 第 13 号が公表された同じ日に，会計基準更新書（ASU）第 2011－04 号「Topic 820 公正価値測定：米国会計基準と国際財務報告基準における公正価値の測定及び開示に関する規定を共通化するための改訂」を公表した。IFRS 第 13 号と ASU 第 2011－04 号の公表により，公正価値測定に関する両会計基準の内容は，実質的に収斂したといっ

てよい。

IFRS 第 13 号によれば，「公正価値」とは，「測定日において市場参加者間の秩序ある取引において，資産の売却によって受け取るであろう価格または負債の移転のために支払うであろう価格をいう」と定義されている。

ところで，2010 年 7 月 9 日に ASBJ により公表された，企業会計基準公開草案第 43 号「公正価値測定およびその開示に関する会計基準」（以下，「ASBJ ED」という）によれば，「公正価値とは，測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に，資産の売却によって受け取るであろう価格または負債の移転のために支払うであろう価格（出口価格（Exit price））をいう」（第 4 項）とし，IFRS 第 13 号における公正価値の定義と共通化されていることがわかる。従来，わが国の会計基準では，「公正価値」に相当する概念としていわゆる「時価」という概念が用いられており，解釈上は国際的な会計基準の公正価値概念と同様の取り扱いがなされていたものの，今回の ASBJ ED で明示的にそれらと同様の定義が与えられることになったのである。以下，IFRS 第 13 号の公正価値の定義にもとづいて，（a）測定の時点，（b）取引主体，（c）取引内容，（d）取引価格といった 4 つの視点から公正価値概念を整理する。

（a）測定の時点

「測定日において」とは，公正価値が測定時点の価格であることを明示しており，これは，測定時点で仮に取引をおこなったらいくらになるかといった意味を含んでいる。

（b）取引主体

公正価値は報告企業に固有の価値ではなく，「市場参加者の視点」からみた価値であるといえる。市場参加者とは，次のすべての特徴を有する，資産または負債に関する主要な（または最も有利な）市場における買い手と売り手をいう。

イ）IAS 第 24 号「関連当事者に関する開示」に定義する関連当事者 (4) ではなく，相互に独立している。ただし企業が，関連当事者取引が市場の条件で行われたことについて証拠を有している場合には，その関連当事者の価格を公正価値測定のインプットとして用いることができる。

ロ）知識を有している。すなわち，利用可能なすべての情報（通常のデュー・デリジェンスによって得た情報を含むことがある）を用いて，資産または負債および取引ついて合理的な理解をしている。

ハ）資産または負債に関する取引を行う能力がある。

ニ）取引が強制されたものではなく，資産または負債に関する取引を行う意志がある。

（c）取引内容

国際的な会計基準によれば，当該資産を売却しまたは当該負債を移転する取引とは，秩序ある取引（Orderly transaction），つまり測定日前の期間における市場のエクスポージャーを想定し，情報の流布やマーケティングによる最も有利な価格での取引を測定日に行うものであり，強制された取引（たとえば，売り手が金融上の困難に直面している場合）ではないと定義している。

IASB が，2008 年 10 月に金融危機の混乱のなかで公表した「市場が不活発であるときの公正価値測定の適用に関する教育的ガイダンス」では，「強制された取引」について，需要と供給の不均衡（たとえば，売り手より

も買い手が少ない）は必ずしも強制取引の決定要因とはならず，売り手は財政的な逼迫にあるかもしれないが，それでも市場には 1 人以上の潜在的な買い手がいて当該商品をマーケティングする十分な時間があれば，市場で売却することは可能であるとしている（IASB［2008］，par.24）。

（d）取引価格

公正価値は，測定日における秩序ある取引において，資産を売却することによって受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格をいうが，直接的に観察可能な価格も，評価技法を使って見積もった価格も公正価値となり得るのである。

公正価値の定義にもとづく価格は，いわゆる出口価格であるとされている。出口価格は市場参加者の観点から見た，資産に関連する将来キャッシュ・インフローおよび負債に関連する将来キャッシュ・アウトフローについての現在の期待をあらわし，必ずしも購入価格（入口価格）とは一致しない。また，出口価格は市場参加者が資産の売却で受け取り，または負債の移転によって支払う金額であり，報告企業が受け取る金額または支払う金額ではない。つまり，仮定された取引によって成立する価格であるといえる。

以上のように，公正価値とはまさに独立した第三者間で成立する市場価格であり，報告企業の立場から見れば，市場において資産を売却する際に通常成立する価格に他ならない。もし市場で取引されていない資産に公正価値測定を適用する場合，仮に市場で取引されたらいくらで売却できるかについて，各種の評価技法を使って報告企業が主体的に見積もる必要がある。そこでのパラメータに客観的な数値を採用したとしても，生物資産のすべてが市場において取引されていない現状においては，測定の複雑性と主観性から実務的に生物資産に公正価値測定を適用することは非常に困難であると言わざるを得ない。また，実際に市場で取引されるのは生物資産から採取される農産物であって，その生産手段である生物資産でないことは明白である。

3. 現行の IAS 第 41 号に対する提案

2012 年 9 月，AOSSG は，国際会計基準審議会（IASB）に対して，現行の IAS 第 41 号の改訂を要請した文書を提出した。

この文書の目的は，BBA に対する定義を新たに加えるとともに，IAS 第 16 号「有形固定資産」の範囲のなかに BBA を含むことにある。つまり，CBA は従来どおり IAS 第 41 号の範囲に含まれるものの，BBA が有形固定資産と類似性を持つことから，BBA につき，IAS 第 16 号のなかの有形固定資産と同じ取り扱いをしようとするものである。

生物資産や農業活動に係る会計は，インドネシア，ブラジル，中国，インド，マレーシアといった多くの新興経済国において重要なものとされている。たとえば，第 1 章でみたとおり，伝統的にマレーシアやインドネシアではパーム油や天然ゴムの生産ならびに輸出が盛んであり，ブラジルは，コーヒーの生産に関して世界のリーダーである。また，インドは紅茶の最大生産国であり，中国の農産物生産高は世界で最も大きいものとなっている。

このような背景のなかで，2009 年 4 月にマレーシアのクアラルンプールでの Regional Standard Setters（RSS）(5) ミーティングにおいて，農業分野における AOSSG のワーキング・グループ（AOSSG WG）(6) のメンバーが，現行の IAS 第 41 号の適用における多くの問題点を研究し，どのように改善すべ

きか検討することのコミットメントを再確認した。

また，2009 年 12 月には，クアラルンプールで開催された IASB の公正価値測定ラウンドテーブル・ミーティングにおいて，参加者たちが BBA の測定基礎として公正価値が妥当か否かについて問題提起するとともに，BBA が有形固定資産をもつ工場と比較しうることの見解を述べた。製造業の工場においては，有形固定資産は取得原価から減価償却累計額や減損損失累計額を控除した額で計上され，企業はそのまま有形固定資産を原価で据え置くか，公正価値で再測定することを選択しうる。参加者たちは，なぜ BBA の会計処理の原則が，これら有形固定資産と異なるのかについて疑問を呈したのである。

その後 2010 年の 1 月において，AOSSG WG のメンバーは，現行 IAS 第 41 号の適用について，プランテーションの評価をめぐる問題点を明らかにしたレターを IASB に対して送るとともに，その年の 4 月には，韓国のソウルにおける National Standard Setters（NSS）(7) ミーティングにおいて，AOSSG WG のメンバーが多数の適用上の問題点を取りあげ，NSS のメンバーもその年の 9 月に更に踏み込んだ議論をするためのミーティングに合意した。

このことを踏まえ 2010 年 9 月のイタリアのローマでの NSS ミーティングにおいて，AOSSG WG のメンバーが IAS 第 41 号の適用上の問題点を提示し，ブラジル，カナダ，フランス，インド，南アフリカ，台湾，スーダンの代表者は，IASB が IAS 第 41 号の見直しを検討することに対してのサポートを表明した。また，同月のわが国東京におけるセカンド・ミーティングで，それらの国が，中国，香港，インド，インドネシア，韓国，マレーシアといった国とともに農業分野における AOSSG WG を創設することに合意した。

このミーティングにおいては，AOSSG WG のメンバーは，BBA を IAS 第 41 号の適用範囲外とし，IAS 第 16 号のもとで測定されることを推奨していた。加えて，いまだ成熟していない BBA に対しては，成熟するまで IAS 第 41 号における公正価値測定か IAS 第 16 号における原価測定のどちらかを選択すべきであるとしていた。なぜこのような 2 つのオプションを推奨したのかといえば，公正価値アプローチは，乳牛のような消費型と果実生成型の両方の態様を組み込んだ生物資産に適しているが，パーム油栽培のような単一の果実生成型には原価アプローチが適しているからである。また CBA に関しては，AOSSG WG のメンバーは，IAS 第 41 号による公正価値測定を推奨していた。しかし，このような提案は，ブドウの木といった特定の BBA では機能するものの，家畜のような生物資産に対してはさらなる検討が必要であると考えられていた。また，ここでは，BBA と CBA の両方の態様をもつ生物資産の分類問題については言及されていなかった。たとえば，羊はウールという農産物を採取するという意味で BBA の態様を示すが，羊そのものを消費するという意味で CBA という態様をもっている。

以上のような NSS でのフィードバックを経て，AOSSG WG は BBA と CBA の定義の改訂が必要だという提案をおこなった。

4. IASB による IAS 第 41 号「農業」の改訂の動き

IASB は 2013 年 6 月 26 日に，公開草案「農業：果実生成型植物（IAS 第 16 号及び IAS 第 41 号の改訂案）」を公表した。本公

開草案は，果実生成型植物（bearer plants: BP）（その生産物を除く）を IAS 第 41 号「農業」の範囲に含めないこととし，IAS 第 16 号「有形固定資産」を適用することを提案した。この提案は，第 2 項の AOSSG による取り組みを受けてのものである。本改訂が最終化された場合，BP は，IAS 第 16 号が適用される有形固定資産として取り扱われ，同基準のすべての規定に準拠することになる。なお，事後測定においても，IAS 第 16 号における原価モデルのほか，再評価モデルを選択することも可能となる。

一方，BP から収穫される農産物（たとえば，アブラヤシから採取されるパーム油）については，引き続き IAS 第 41 号が適用される。また，BP に関連する政府補助金は，IAS 第 41 号ではなく，IAS 第 20 号「政府補助金の会計処理及び政府援助の開示」に従って会計処理されることになる。

今回の提案において，IASB は，BP について新たな定義を提案している。つまり，本改訂案の適用範囲に含まれるのは，BP の定義を満たす生物資産のみであり，現在，IAS 第 41 号の適用範囲に含まれている他のすべての資産に影響はない。

BP は，以下の要件をすべて満たす植物として定義される。

イ）農産物の生産または供給のために使用される。
ロ）1 期間を越えて収穫をもたらすことが見込まれる。
ハ）偶発的な廃棄により売却される場合を除き，植物のまま売却，またはそれ自体を農産物として収穫することが意図されていない。

販売のためにのみ保有される植物（たとえば，材木用の樹木）は，BP には該当しない。さらに，果実の収穫と，生きた植物または農産物としての販売（偶発的な廃棄による売却以外）という 2 つの使用目的を有する植物は，BP の定義を満たさない。たとえば，ゴムの樹液と材木用としてのゴムの木の両方を販売するという目的で，ゴムの木を保有する場合がこれに該当する。

植物と同様に，食肉用家畜も，畜産物として成長させる目的でのみ保有される場合があるが，食肉用家畜は，改訂案の適用範囲から明確に除外されている。これは，IASB が，改訂案を食肉用家畜に適用すると，測定モデルがより複雑になると考えているためである。

提案されている定義は，有形固定資産と同じ方法で使用される植物を捕捉することを意図している。IASB は，BP が，成熟した段階で生産寿命にわたり農産物を収穫する目的でのみ企業が保有する植物であると考えている。しかし，本提案では，農産物を生みだすものの，その生産寿命が 1 年未満である植物などが定義から除外されているが，その理由は明確ではない。

現行基準では，収穫前の BP と農産物は 1 つの資産（すなわち単一の会計単位）と捉え，資産の耐用年数に基づき非流動資産として表示されるが，改訂案によれば，BP と農産物は，2 つの資産（2 つの会計単位）に区分され，それぞれ異なる規定が適用される。この場合，おそらく BP は，引き続き非流動資産として表示される一方で，農産物は，成熟に要する期間に対応して流動資産として表示される可能性がある。

現行の IAS 第 41 号では，BP は，当初認識時と当初認識後のいずれにおいても，売却費用控除後の公正価値で測定される（ただし，

公正価値を信頼性をもって測定できない場合の例外規定が適用される場合を除く）。一方，改訂案では，以下を含むIAS第16号のすべての認識及び測定規定がBPに適用される。

イ）成熟前は，果実生成型植物は，「使用可能」になる前の自家建設工場や自家建設設備の会計処理と同様に，累積原価で測定される。

ロ）成熟後は，企業は果実生成型植物の測定に関する会計方針を選択し，原価モデルと再評価モデルのいずれかに基づき測定を行う。

＊再評価モデルを選択する場合，帳簿価額が報告期間末時点で測定される資産の公正価値と大幅に異なることがないように定期的に再評価を実施する必要がある。

＊減価償却を行うために耐用年数を決定する必要がある。また，耐用年数については毎年，再検討することが求められる。

＊各報告期間の末日時点で，BPに関する減損の兆候の有無を検討する必要がある。減損の兆候がある場合，帳簿価額がBPの回収可能価額（処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方）を下回る場合，減損損失が認識される。

このように，AOSSGの議論のなかで無視されていた生物資産の成熟，未成熟の問題は，改定案においては考慮されている。

本改訂案によれば，BPに関する純損益のボラティリティは緩和されるが，BPから収穫される農産物の公正価値変動については認識することが求められる。また，BPの事後測定には，IAS第16号の原価モデルまたは再評価モデルを適用することができる。

ところで現行のIAS第41号は，BPと農産物は，収穫時までは単一の資産として取り扱われるが，改訂案では，収穫前からBPと農産物を別個に認識することが要求されている。

農産物は，引き続きIAS第41号の適用範囲に含まれ，売却費用控除後の公正価値で測定され，農産物の成長によって生じる公正価値の変動額は純損益に計上される。IASBは，それにより，農地で収穫される農産物とBPから収穫される農産物についての会計処理の整合性が担保されると考えている。結果的に，そうした農産物の公正価値変動は，引き続き各報告期間の純損益に計上されることに変わりはない。

本改訂によれば，企業は，IAS第16号の再評価モデルを適用することにより，果実生成型植物を引き続き公正価値で測定することができるが，その場合の公正価値の変動額は，純損益ではなく，原則としてその他の包括利益に計上される。農産物と再評価モデルを適用したBPの会計処理の違いを仕訳で示すと次のようになる。

期末帳簿価額＜期末における公正価値のケース：

農産物の仕訳

（借）農産物　　×××

　　（貸）農産物評価益（純損益）　　×××

BPの仕訳（再評価モデル）

（借）BP　　×××

　　（貸）BP評価益（その他の包括利益）　　×××

期末帳簿価額＞期末における公正価値のケース：

（借）農産物評価損（純損益）　×××
　　（貸）農産物　　×××

BP の仕訳（再評価モデル）

（借）BP 評価損（純損益）[8]　×××
　　（貸）BP　　×××

なお，改訂案によっても，農産物は引き続き公正価値で測定されるため，公正価値測定の必要性が軽減される訳ではなく，また，純損益のボラティリティが解消されることもない。また，成長し農産物をもたらす BP とは区別して農産物の公正価値を測定しなければならなくなるため，企業は適切な公正価値測定技法を決定する必要があるが，それにより測定の複雑性と主観性が増す可能性があると言わざるを得ない。

Ⅳ　現行の IAS 第 41 号の適用実態

それでは主要な ASEAN 諸国において，現行の IAS 第 41 号の適用実態はどのようになっているのであろうか。プランテーション産業のなかでもパーム油の生産・輸出が盛んなマレーシア，インドネシアおよびタイにおける IFRS の適用状況を整理する。

マレーシアにおいては，2012 年からマレーシア会計基準（FRS: Financial Reporting Standards）の IFRS へのフルコンバージェンスが実施され，IFRS との差異は，その大半は適用時期に起因するもののみとなっている。しかし，先に述べたとおり，農業および不動産業については国際会計基準審議会（IASB）における議論の行方を見極めるために 1 年間延期（2013 年 1 月 1 日以後開始事業年度から）された後，IASB における議論が遅れていることを理由に，その適用を 2014 年 1 月 1 日以後事業年度からとさらに 1 年間延期されている。

一方，インドネシアにおける IFRS の適用に関するアプローチは，自国の会計基準を維持しつつ，できる限り多くの IFRS と徐々にコンバージェンスしていくというものである。これはグラデュアル・アプローチと呼ばれている。グラデュアル・アプローチとは，2009 年 1 月 1 日時点で有効な IFRS と重要な点が同等となるようにインドネシア会計基準（PSAK: Pernyataan Standar Akuntansi Keuangan）を順次改訂するものである。しかしながら 2011 年ならびに 2012 年から適用される主な改訂インドネシア会計基準において，現行の IAS 第 41 号「農業」に相当する PSAK は存在しない。現行 IAS 第 41 号は，インドネシアにおける多くの生物資産において，インドネシアの農業活動に適合しないものとして考えられており，IASB によって改訂された後に適用されるであろう。公正価値測定を求める現行 IAS 第 41 号とは異なり，PSAK は依然取得原価主義を採用している（PWC［2013］, p 14）。

またタイにおける IFRS の適用に関するアプローチであるが，2010 年 7 月にタイの会計基準設定主体である会計職連盟（Federation of Accounting Profession: FAP）が，2011 年 1 月 1 日以降開始事業年度より，2009 年までに公表されている IFRS をほぼそのままタイ語に翻訳した新タイ会計基準（New TAS）をすべての企業に適用することを発表した。つまりタイは，コンバージェンス方式によって IFRS を導入することを決定したが，マレーシアやインドネシアと同様に IAS 第 41 号を含む一部の基準は適用除外となっている。

以上のことから，マレーシア，インドネシアおよびタイでは現行 IAS 第 41 号に相当する基準は適用されておらず，従来通り自国の

会計基準によって処理されている。

それでは各国のプランテーション産業における自国の会計基準はどのようになっているであろうか。これらをまとめたものが次の表5である。

シア会計士協会（MIA）がマレーシア証券取引所に上場するプランテーション産業に属する企業43社のアニュアルレポート（2006年－2008年）を調査したところ，生物資産の会計方針として資本維持法を選択する企業

表5　各国のプランテーション産業における会計基準

国名	適用される会計基準	会計方針
マレーシア	マレーシア会計基準（MAS）第8号（Accounting for Pre-cropping costs）	・　資本維持法（Capital maintenance method）（注1） ・　償却原価法（Cost amortisation method）（注2）
インドネシア	PSAK 第32号（Accounting for forestry company）	インドネシアGAAPにおいては、森林事業に係る基準以外で農業分野に関する基準はなく、実務的には取得原価主義により処理されている。
タイ	TAS 第32号（Inventories）	タイGAAPにおいては、典型的な農業分野における会計基準は存在せず、実務的には販売用の生物資産に棚卸資産の会計基準が適用されている。また、その他の生物資産に関しては、取得原価主義により処理されている。

（注1）資本維持法とは，植林等に係る人件費，整地費用，金利，管理費用等の新たな植林の際に発生する累積原価をバランスシートに計上したまま償却せず，当該累計原価はその後のメンテナンスコストにより維持されるとする考え方である。
（注2）償却原価法とは，生物資産の収穫期間にわたって，新たな植林の際に発生する累積原価を毎期均等に償却する考え方である。

表6は，マレーシア，インドネシアおよびタイにおいてパーム油産業に属する主要な上場企業のBAに関する会計方針である。これらの企業は，いわゆる植林支出（Planting expendure）の一部を生物資産として分類・表示していることに特徴がある。植林支出の定義は各社によって若干幅があるが，たとえばパーム油のプランテーションであれば，整地，植林あるいは樹木の維持管理等に関する支出をいい，新たにアブラヤシを植林する際の新規植林支出と，すでに開墾された古い土地に再度植林するための再植林支出がある。

マレーシアにおいては，多くの企業において償却原価法よりも資本維持法による会計方針が選択されている。表7のとおり，マレーが25社あった（償却原価法は14社にとどまった）。とくにパーム油産業においては，ほとんどの企業において資本維持法が選択されており，これは，アブラヤシの全体的な経済的価値が，アブラヤシの収穫期間にわたって支出する事後的な維持管理コストによって継続的に維持されるとする経済的実態を重視しているのである。本稿ではこれを「マレーシア型」の会計方針と定義する。

一方，インドネシアならびにタイのパーム油産業に属する上場企業においては，生物資産に係るコストを償却する処理を選択している。アブラヤシからパーム油が収穫される前の成長期間を「成熟前」ないし「収穫前」，収穫される後の期間を「成熟後」ないし「収穫後」[9]とし，前者の期間に発生するコスト

表 6　主要な生物資産に関する会計方針

国　名	企業名	会計方針			
マレーシア	● Golden Land Brehad ● Genting Plantation Berhad ● IOI Corporation Bhd ● BLD Plantation Bhd ● Cepatwawasan Group Berhad	新規植林支出	BBA として取得原価による資産計上		未償却
		再植林支出	発生時に費用処理		
	● FAR East Holding BHD ● Hap Seng Plantations Holdings Berhad	新規植林支出	成熟前	BBA として取得原価による資産計上	未償却
			成熟後	発生時に費用処理	
		再植林支出	発生時に費用処理		
	● Harn Len Corporation Bhd	新規植林支出	成熟前	BBA として取得原価による資産計上	定額法による償却（25 年）
			成熟後	発生時に費用処理	
インドネシア	● PT Jaya Agra Wattie Tbk ● PT Astra Agro Lestari Tbk ● PT BW Plantation TBK	BBA として取得原価による資産計上	成熟前	未償却	
			成熟後	定額法による償却（20 年）	
	● PT Bankrie Sumatera Planmtation Tbk		成熟前	未償却	
			成熟後	定額法による償却（20－30 年）	
タイ	● Chumporn Plam Oil Industry Public Company Limited	BBA として取得原価による資産計上	収穫前	未償却	
			収穫後	定額法による償却（20 年）	
	● United Palm Oil Industry Public Company Limited		収穫前	未償却	
			収穫後	定額法による償却（25 年）	

出所：各社のアニュアルレポート（2012 年－2013 年）より作成

表 7　マレーシアにおける生物資産の会計方針

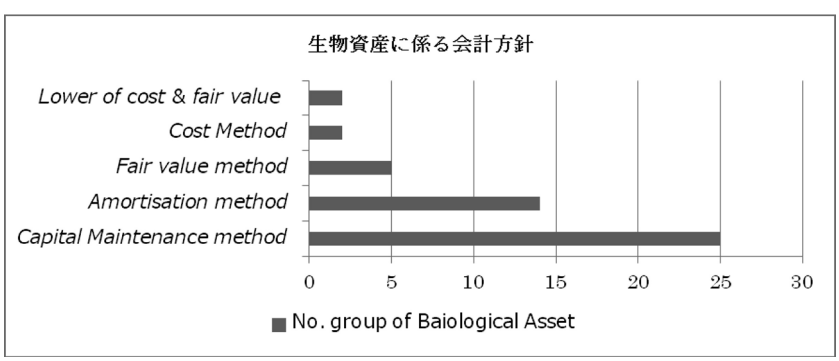

出所：MIA［2010］, p 40

に関しては資産計上のうえ「未償却」として処理し，後者の期間，すなわち収穫可能期間にわたって定額法により償却する。この方法は適正な期間損益計算の観点から，アブラヤシの収穫期間のおける収益認識との対応関係を重視している。本稿ではこれを「インドネシア・タイ型」の会計方針と定義する。

マレーシアのケースをみれば，各社とも新規植林支出と再植林支出の区別したうえで，新規植林支出のみ生物資産として資産計上しているものの，多くの企業が生物資産を減価償却せず未償却としている。また，生物資産を成熟前と成熟後に区別し，成熟後に係る植林支出については発生時に費用処理している。これは，アブラヤシの場合，植林から 3 年－5 年の間はパーム油が採取できないが，その後は毎年パーム油を採取できるという性質から来るものである。すなわち，いったんアブラヤシを植林すると，約 25 年の間コンスタントにパーム油を採取することが可能であり，再植林を行うことによりその期間は再度延長される。したがって，植林－再植林のサイクルのなかで，アブラヤシの経済的価値は維持されると会計上考えられている。

一方，インドネシアおよびタイのケースをみれば，生物資産を成熟前（収穫前）と成熟後（収穫後）に区別し，成熟前（収穫前）は生物資産を減価償却しないで取得原価のまま据え置くが，成熟後（収穫後）は収益の認識に対応する形で各社とも収穫期間（20 年－30 年）にわたって定額法により減価償却を行っている。マレーシアのケースのように，再植林支出の取り扱いは考慮されていないが，生物資産の生物学的変化にともない，成熟前（収穫前）と成熟後（収穫後）で会計処理が異なる点では共通している。

V　おわりに

生物資産のなかでも BP は，建物や機械といった農業活動のなかでそのもの自体を費消する有形固定資産とは異なり，生物学的に成長，変性し，一定期間後に果実を生成することに特徴がある。しかも BP が成熟する前では，企業の将来キャッシュ・フローの源泉となる果実を生成することが不可能である。

現行の IAS 第 41 号においては，生きている動物や植物の物理的属性の変化が直接的に企業の経済的便益を増減させるため，BBA を一律に公正価値測定することが望ましいと考えられている。しかし先に述べたとおり，BBA に対する市場が存在しないなかで公正価値測定を行うことは，コスト，複雑性，その評価の信頼性，ならびに公正価値測定に伴う純損益のボラティリティ等に関する懸念があると指摘されている（AOSSG［2011］，pp. 2−3）。また Elad［2004］によれば，農業分野に関する特別な会計基準の確立を歓迎する一方で，IAS 第 41 号の公正価値測定がもたらす保有利得または損失の取り扱いを問題とし，特に，熱帯雨林諸国における原始的森林について，長期間の樹木の伐採搬出業の利権に係る自然資源会計の点で，満足いく解決策を提供するものではないとの実証的証拠を掲げている。確かに IAS 第 41 号の公正価値測定が，補助金や人為的な政治的介入により偏向しがちである森林企業等による価格決定をめぐる，不公正取引に関する社会的衝突が正当化される場合に，理論的な役割を果たすことを期待する側面もある（川原［2012］，p. 202）。しかしながら，すべての BBA が公正価値により信頼をもって測定できるという前提は，あまりに BBA の生物学的性質や生

産手段としてのその特性を無視したものであり，その点，改訂 IAS 第 41 号の公開草案は，より BBA の生産手段としての経済的実態や成長，変性等といった生物学的性質を考慮したものといえ，より理論的でありかつ，実務的にも優れた改訂であると考えられる。

しかしながらここで一つの疑問が生ずる。公開草案よれば，成熟前の BP と成熟後の BP を区別し，成熟前の BP は，「使用可能」になる前の自家建設工場や自家建設設備の会計処理と同様に累積原価で測定され，成熟後の BP は，原価モデルと再評価モデルのいずれかに基づき測定を行うとしている。そして原価モデルを選択する場合は，減価償却を行うために耐用年数を決定する必要がある。また，各報告期間の末日時点で，BP に関する減損の兆候の有無を検討する必要があるとする。減損の兆候がある場合，帳簿価額が BP の回収可能価額（処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い方）を下回る場合，減損損失が認識されるとしている。したがって，公開草案は，先に述べた適正な期間損益計算を重視した「インドネシア・タイ型」の会計方針に近い考え方を踏襲しているといえる。ところが果実生成型の生物資産は，その収穫期間にわたり（天災などの環境変化がない限り）安定量の果実を生成し，寿命の終了とともに果実を生成する能力が終了する。しかし再植林を繰り返すことにより，全体の生物資産の果実生成能力は維持され，あらたな収穫期間がスタートするという特質をもっている。またマレーシアでの農業活動を行う主要な上場企業の開示例でも明らかなとおり，再植林に係るプログラムのもとでの BP は，そのプログラムの期間にわたってアブラヤシの経済的価値が維持されると考えられている。そうするならば，成熟後の BP を減価償却することなく，成熟後のプランテーションの維持管理支出の費用処理を通じて，BP の取得原価を据え置くことの方が，BP の生物学的変化や経済的実態にあっているのではないかと考えられる。この点，現行の IAS 第 16 号の内容との整合性の問題や生物資産としての動物（消費型ならびに果実生成型）の測定モデルの整理が課題となるが，現行の IAS 第 41 号改訂案に係る測定モデルについて，「マレーシア型」の会計方針を踏まえたうえでの再検討が必要であると考える。

注

（1）累積原価とは，自家建設される機械装置と同様の方法で測定される原価をいう（IASB［2014］, par.18）。つまり，機械装置が完成するまでに支出された原価が累積したものである。

（2）生物資産とは，植物や動物といった生体であり，企業等の経済主体が所有している資産である。IAS 第 41 号では，「生物資産とは，生きている動物または植物をいう」と定義されている（par.5）。

（3）2011 年 11 月に，AOSSG から IASB 宛てに IAS 第 41 号の限定的な改訂を提案するという内容のレターおよび作業グループにおける議論を集約した論点整理文書を送付している。

（4）IAS 第 24 号によれば，「関連当事者とは，財務諸表を作成する企業と関連性のある個人または企業をいう」とし，関連当事者の範囲を具体的に定義している（IASB［2009］, par.9）。

（5）Regional Standard Setters（RSS）は，地域レベルの IASB の基準設定プロセスにおける重要な参加者であり，IFRS の基準を開発するときの IASB における情報源とともに広報手段であって，指定されたプロジェクトの開発を援助するものである。

（6）AOSSG WG は，特に会計基準の開発における AOSSG の目的を実行し達成する内部の組織である。

（7）National Standard Setters（NSS）は，国家レベルの IASB の基準設定プロセスにおける重要な参加者であり，IFRS の基準を開発するときの IASB における情報源とともに広報手段であって，指定されたプロジェクトの開発を援助するものである。

（8）有形固定資産の帳簿価額が再評価の結果とし

て減少した場合，その減少額は費用として純損益で認識しなければならない。つまり BP の場合，当該評価損はその他の包括利益ではなく，純損益として計上される。ただし，同一資産について，再評価の結果として増加した帳簿価額の増加額である「再評価剰余金」（revaluation surplus）が貸記されている場合，当該再評価剰余金の範囲内では，純損益ではなくその他の包括利益として計上される（IASB［2004］, par.40）。

（9）成熟前（収穫前）と成熟後（収穫後）とは，アブラヤシが十分に成長し，将来の経済的便益を生み出す上での重要な生物学的変化が終了するか否かの時点をいう。つまり，農産物が収穫可能になる時点であり，アブラヤシの植林に関して，成熟前（収穫前）に整地費用や維持管理費用，金利などの累積原価が発生し，これらが生物資産として資産計上される。

参考文献

岡本幸江［2002］,「アブラヤシ・プランテーション開発の影」, 日本インドネシア NGO ネットワーク。

加納啓良［2010］,「東南アジア・プランテーション産業の脱植民地化と新展開－インドネシアとマレーシアのアブラヤシを中心に－」,『東洋文化研究所紀要』第 158 冊。

川原尚子［2012］,「農業活動における公正価値測定の意味合い－国際会計基準（IAS）第 41 号「農業」－」,『商経学叢』第 59 巻第 1 号。

企業会計基準委員会［2010］, 企業会計基準公開草案第 43 号「公正価値測定及びその開示に関する会計基準（案）」, 2010 年 7 月。

マレーシア統計庁［2012］, Selected agricultural indicators 2012.

AOSSG［2011］, Appendices part2 to Issues Paper on IAS 41.

Elad, Charles［2004］, “Fair value accounting in the agricultural sector: some implementations for international accounting harmonaization”, *European Accounting Review.*

Elad, Charles and Kathleen Herbohn［2011］, “Implementing fair value accounting in the agricultural sector”, the Institute of Chartered Accountants of Scotland: ICAS, Edinburgh UK.

FASB［1985］, SFAC6, Elements of Financial Statements.

FASB［2006］, SFAS No. 157, Fair Value measurement.

IASB, http://www.ifrs.org/

IASB［2001］, Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements.

IASB［2004］, IAS16, Property, Plant and Equipment.

IASB［2008］, Measuring and disclosing the fair value of financial instruments in markets that are no longer active.

IASB［2010］, IAS2, Inventries.

IASB［2011］, IAS41, Agriculture.

IASB［2011］, IFRS13, Fair Value Measurement.

IASB［2012］, Staff Paper, AOSSG Issue Paper on IAS 41.

IASB［2013］, Exposure Draft of proposals to include bearer plants within the scope of IAS 16 Property, Plant and Equipment.

IASB［2014］, Staff Paper, Feedback from comment letters on the June 2013 Exposure Draft.

MASB［2005］, FRS101, Presentation of Financial Statements.

MIA［2013］, Accountants today.

PWC［2013］, IFRS and Indonesian GAAP（PSAK）: similarities and differences.

（2014 年 4 月 2 日審査受付
2014 年 7 月 30 日掲載決定）

Ⅲ Summary of Articles

Cross-Country Accounting and Auditing Research in the Global Economic Era

HU, Dan
Nagoya University

Cross-country accounting and auditing study has become an increasingly important area of academic research in the current globalized economy. This paper aims to address four important topics on cross-country accounting and auditing research from the Japanese perspective. First, this paper reviews existing Japanese and significant international papers in international accounting and auditing research. Second, this paper attempts to propose a research design framework on the cross-country accounting and auditing research. Third, this paper reveals research challenges and opportunities for Japanese researchers who are interested in pursuing the cross-country accounting and auditing research. Finally, the paper proposes a number of open research questions for future international accounting and auditing research.

International Convergence of Accounting Standards –An Institutional Perspective

Masataka Hiraga
Aichi-Gakuin University

This Paper shows the interpretation of the international convergence of accounting standards into IFRSs from the perspective of new institutional theory. We can find that the phenomenon of accounting standards convergence is explained as the institutional isomorphism, which is the notion presented by DiMaggio and Powell [1983].

The current accounting standards convergence can be restate as the global prevalence of a set of IFRSs, in which the purpose of financial reporting should be offering useful information for the users to make decision. Focusing on the aspect and applying the model of institutionalization of innovation by Tolbert and Zucker [1996], it can be interpreted as the worldwide institutionalization of use-oriented accounting standards.

While a lot of countries adopt IFRSs as their own national standards, they include some jurisdictions where some particular IFRS are excluded or local original standards are approved. Those cases, which appear to be evidences disproving the international convergence as institutional isomorphism, are explained with the concept of "decoupling" or "strategic responses to institutional pressures" argued by Oliver [1991]. The institutional perspective shown in this paper can provide clues to resolve international accounting problems.

On the New Trend of the IFRS' Conceptual Framework

Isamu Iwasaki
Kyushu University

This paper examines the Conceptual Frameworks published by the International Accounting Standards Committee and the International Accounting Standards Board, and explains that there is the trend the new conceptual framework is changing its content from the historical cost accounting based on the traditional thoughts of industrial capitalism and past cash flow to the fair value accounting based on the new thoughts of financial capitalism and future cash flow.

Clarification of Accounting Policies for Bearer Biological Assets and Measurement Model in IAS41 'Agriculture'

—Based on The Actual Situation of The Plantation Industry of ASEAN (The Palm Oil Industry)—

Hironori Okada
Kwansei Gakuin University

This paper represents an attempt to classify accounting policies for bearer biological assets as "Malaysian type" and "Indonesian, Thai type" based on the disclosure regarding the palm oil industry in the plantation industry of ASEAN and examine a theoretical background for an Exposure Draft (ED) of proposed amendments to IAS 16 'Property, Plant and Equipment' and IAS 41 'Agriculture' to include bearer plants within the scope of IAS 16 which has been published by The International Accounting Standards Board (IASB).

In each country, before bearer plants are placed into production they should be capitalized at accumulated cost. However, after they reach maturity, it is not the same whether they would be depreciated or not.

In contrast, IASB proposes that after they reach maturity, bearer plants would be accounted for either under the cost model or a revaluation model.

This study was made to verify whether ED is theoretically consistent with "Malaysian type" or "Indonesian, Thai type" or not and clarify what a measurement model for bearer biological assets should be.

Ⅳ　諸規則

編集委員会規則

国際会計研究学会編集委員会
2011 年 12 月 14 日決定

（趣旨）
第 1 条　会則第 3 条第 2 項による編集委員会の運営は，本規則によって行うものとする。

（構成）
第 2 条　編集委員会は，委員長，委員および幹事で構成する。
2　委員長は，会長が指名し理事会の承認を求める。
3　委員および幹事は，委員長が指名し直近に開催される理事会の承認を求める。

（任期）
第 3 条　委員長の任期は 3 年とし，会長の任期を超えない。再任は妨げない。
2　委員および幹事の任期は 3 年とする。再任は妨げない。

（業務内容）
第 4 条　編集委員会は，『国際会計研究学会年報』（以下，『年報』という。）の編集および発行に関する業務を担当する。
2　編集委員会は，本学会の会員に対して原稿の募集を行う。また，必要に応じて原稿の執筆を依頼することができる。
3　編集委員会は，原稿の枚数，内容等によって，その掲載を拒否ないし制限することができる。

（年報の発行）
第 5 条　『年報』は，原則として，年 2 回発行するものとする。

（掲載内容）
第 6 条　『年報』に掲載する論文および報告等は，次のものとする。
(1) 編集委員会の募集による会員の原稿（以下，「応募原稿」という。）
(2) 編集委員会が依頼する以下の原稿（以下，「依頼原稿」という。）
① 特定のテーマについて執筆されるもの
② 国の内外の学会動向や年度総括的なもの

③ 研究グループ報告
④ その他

（執筆者の資格）
第 7 条　前条による応募原稿の執筆者は本学会の会員（院生会員を含む）に限る。ただし，編集委員会が認める場合は，その限りでない。

（査読制度）
第 8 条　第 6 条 (1) の自由論題応募原稿には，査読を付するものとする。
ただし，統一論題応募原稿はその限りではない。
2　査読制度の運営は，別に定める「査読制度に関する申し合わせ」による。
3　査読による審査を受け，掲載が決定した応募原稿には，編集委員会がその旨を明記する。

（著作権）
第 9 条　『年報』に掲載された原稿の著作権は，本学会に帰属するものとする。

附則　本規則の改廃は編集委員会において委員の過半数の賛成によって行い，理事会の承認を得なければならない。

査読制度に関する申し合わせ

国際会計研究学会編集委員会
2011 年 11 月 21 日決定

一　査読者の決定

1　編集委員会委員長（以下，「委員長」と略す。）は，応募原稿の査読担当候補者を選出するための編集小委員会を設けることができる。

2　編集小委員会は，委員長ならびに委員長が指名した編集委員会委員（以下，「委員」と略す。）および編集委員会幹事（以下，「幹事」と略す。）で構成する。

3　編集小委員会は，各応募原稿につき査読担当者候補 3 名を選定し，編集委員会に諮る。なお，査読担当者候補 3 名のうち 1 名は委員でなければならない。

4　編集委員会は，編集小委員会の提案をもとに査読担当者を決定し，査読を依頼する。

5　編集小委員会を設けない場合には，編集小委員会の業務は編集委員会が行う。

二　査読手続

1　査読担当者は，二 2 に規定する査読評価の基準および二 3 に規定する査読方針に従い査読を行い，二 4 に規定する査読結果およびそれに至った判断理由を回答期日までに委員長宛に書面にて報告する。

2　応募原稿の査読にあたっては，次の査読評価の基準により評価を行う。

(1) 有用性：学界等に貢献があり，論文を公表することに意義がある。

(2) 新規性：論文として新規性および独創性がある。

(3) 信頼性：構成が論理的であり，表現についても適切である。

3　応募原稿の査読にあたっては，次の査読方針により評価を行う。

(1)「有用性」あるいは「新規性」に優れている場合には，積極的に採択する方向で検討する。

(2) 査読結果として「修正の上，掲載可」とする場合には，応募原稿執筆者がどの部分をどのように修正すれば掲載可とされるのかを具体的かつ明瞭に指示する。

(3)「新規性」について問題がある場合には，既発表文献を引用するなどして具体的に指摘する。

(4) 査読担当者は，確認できない内容や事実に関しては，応募原稿執筆者に追加的な説明を求めることができ，査読担当者はその説明に基づいて評価を行う。

(5) 再査読にあたっては，前回の査読結果との論旨の一貫性を保持する。

4　応募原稿の査読結果は，次の (1) から (5) のいずれかを選択する。

(1) 無修正掲載可　　5 点

(2) 語句等の一部修正の上，掲載可　4点
(3) 趣旨に変更のない修正の上，掲載可　3点
(4) 趣旨に影響する修正が必要であり掲載は厳しい　2点
(5) 掲載不可　1点

三　掲載論文の決定と原稿の修正

1　編集委員会は，査読担当者から委員長に報告された査読結果を基にして，査読担当者3名全員が査読結果5点である論文を掲載対象論文として決定し，当該論文の執筆者にその旨を伝える。それ以外の論文については三2に従って掲載対象論文の仮決定を行う。

2　掲載対象論文の仮決定は，原則として，査読担当者3名のうち少なくとも2名の査読結果が3点以上であることを条件とする。ただし，他の1名の査読担当者の査読結果が1点である場合には，この限りではない。

3　編集委員会は，三2で仮決定された論文執筆者に対して回答期日までに査読担当者の指摘事項につき修正するよう依頼する。

4　査読担当者3名のうち委員である査読担当者が修正結果について確認し，編集委員会に報告する。

5　編集委員会は，三4の報告結果に基づいて掲載の決定を行う。

6　編集委員会が指定した期日までに修正論文の返送がない場合には，投稿を辞退したものと見なす。

四　同一執筆者による複数原稿応募の取扱い

同一執筆者が複数の原稿を応募する場合には，第1著者としての原稿の投稿は1論文に限る。同一執筆者を第1著者としない複数論文の投稿は制限しない。ただし，複数論文について査読担当者が掲載を可としても，複数論文を掲載対象論文とするかどうかは委員会で決定する。

附則　本申し合わせの改廃は，委員会の過半数の賛成によって行う。

『国際会計研究学会年報』執筆要領

国際会計研究学会編集委員会
2011 年 11 月 21 日決定

1. 表紙

表紙には，論題，執筆者名，所属および肩書き，論文要旨（日本語（横 30 字×縦 25 行以内）を記載します。

2. 原稿の様式

応募原稿は，MS Word による横書きで，B5 版，横 40 文字×縦 37 行とし，余白は上 25mm，下 20mm，左・右 20mm をとります。原稿は，原則として刷り上がり 15 頁前後とします。ただし，編集委員会が妥当と認めた場合には，制限頁数を超えることができます。

日本語は MS 明朝，英語は Times New Roman とします。見出し，図，表の題目は MS ゴシック（太字）とします。漢字，ひらがな，カタカナ以外の文字（例えば，数字，アルファベット）は半角にしてください。文字化けを避けるために，特殊なフォント文字は使用しないでください。フォントサイズ等は次のとおりです。

論題	14 ポイント	センタリング
執筆者名	11 ポイント	右寄せ
所属	11 ポイント	右寄せ
論文要旨	10 ポイント	左寄せ
本文	11 ポイント	左寄せ
見出し	12 ポイント	左寄せ
注（文末）	10 ポイント	左寄せ
参考文献	10 ポイント	左寄せ

3. スタイル

本文の節，項等については，以下のようにしてください。

（1 行空き）
I　見出し
（1 行空き）
本文
1. 見出し
本文
(1) 見出し

本文
注
参考文献

4. 表記

現代仮名遣い，当用漢字，新字体を使用してください。接続詞（および，ならびに，また，ただし等）についてはひらがなを，数字についてはアラビア数字を使ってください。また，外国人名については原語により表記してください。なお，本文の句読点は，句点（。）と読点（,）とします。

5. 図表

図と表は必要最小限にとどめ，それぞれ通し番号（図 1，図 2，表 1，表 2・・・）を付すとともに，簡単な見出しをつけてください。

6. 引用および注

文献を引用するための注については，本文の該当個所に次の様式で記載してください。
［例］（Sprouse and Moonitz［1962］, pp. 23−24）（年号については西暦を，表記にあたっては半角文字を使用してください）。また，人名の表記において日本人については姓のみとし，頁の表記においてドイツ語文献については S を，和文献については頁を使用してください。なお，上記の表記法においては区別ができない場合には，人名については Sprouse, R. T. または高須教夫のようにフルネームに，年号については年号に a,b を付してください。

説明のための注については，本文の末尾に一括して記載してください。なお，かかる注については本文の該当個所に (1), (2) のようにルビ上ツキで示してください。

7. 参考文献

研究に引用した文献（論文，著書，URL 等）のリストを本文の最後に，和文献と洋文献を区別せず，著者名のアルファベット順に次の様式で記載してください。

・和書　著者名［出版年］『書名』出版社名。
・論文（和）　著者名［出版年］「論文名」『雑誌名』第〇巻第〇号，〇−〇頁。
・洋書　family name, personal name［出版年］, *書名*, 出版地（または出版社名）.
・論文（洋）　family name, personal name［出版年］, “論文名,” *雑誌名*, Vol.〇, No.〇, pp.〇−〇.（ドイツ語文献等については Vol, No, pp 部分を適宜変更してください）

なお，personal name については R. T. のように省略してください。また，論文の頁数については当該論文のフルページを記載してください。さらに，出版年については西暦で記載してください。

著者が複数の場合，日本人については中野常男・高須教夫・山地秀俊のように，外国人については Sprouse, R. T. and M. Moonitz のように記載してください。

論文が著書の 1 章に該当している場合，和書については

著者名［出版年］「論文名」編著者名編［出版年］『書名』出版社名，○−○頁。

洋書については

family name, personal name［出版年］, “論文名,” in family name, personal name（ed.）［出版年］, *書名*, 出版地（または出版社名）, pp.○−○.

としてください。

訳書については，原著書を使用しない場合には和書に準じた取扱いをしてください。原著書を使用する場合には，原著書について洋書として記載した後に，括弧書きで訳書を記載してください。［例］Littleton, A. C.［1933］, *Accounting Evolution to 1900*, New York（片野一郎訳［1978］『リトルトン 会計発達史（増補版）』同文舘出版）.

なお，編著，訳書については，それを引用文献として実際に使用する場合を除いて［出版年］の記載は必要ありません。ただし，その場合には，編著，訳書の出版地（または出版社名）に続いて出版年を記載してください。

8. その他

書式の統一を図るため，文章，仮名遣いなどについて，編集委員会が修正することがあります。

9. 英文要旨

論題，執筆者名，所属および肩書き，論文要旨（英語，1 頁以内）を記載します。

以上

編集後記

本号では，第 4 回東日本部会（2013 年 12 月 14 日，新日本監査法人）および第 4 回西日本部会（2014 年 3 月 8 日，大阪経済大学）で発表された報告論文のうち，統一論題の応募論文 3 篇，自由論題の応募原稿 1 篇が掲載されている。学会報告論文のすべてが投稿されなかったのは残念であるが，査読希望の応募原稿 1 篇に対して厳正なる査読が施され，最終的に編集委員会の議を経て掲載が決定された。

今回も，全くのボランティアにもかかわらず，適正かつ濃密なコメントを提出していただいた覆面レフリーの先生方には，厚く御礼を申し上げたい。また，編集委員の先生方には，査読・編集作業に多大な努力と時間を割いていただいた。幹事の依田俊伸先生（法政大学）には，投稿論文・査読コメントの取りまとめ，メール授受，機関誌の目次作成・調整作業等に従事して頂いた。先生方による無償の作業は，学会の発展・機関誌の学術的品質保証にとって多大な貢献を果たしている。ここに，深い謝意を表したい。

編集委員長　菊谷　正人

編集委員会

委員長	菊谷　正人		
委　員	川村　義則	笹倉　淳史	田中　建二
	徳賀　芳弘	橋本　　尚	藤井　秀樹
	松井　泰則	與三野禎倫	吉見　　宏
幹　事	依田　俊伸		

Bulletin of Japanese Association for International Accounting Studies, 2013

国際会計研究学会　年報

－2013 年度第 2 号（通号 34 号）－

発　　行　2014 年 7 月 31 日

編集･発行　国　際　会　計　研　究　学　会

（事務局）

神戸大学大学院経営学研究科

與三野 禎倫研究室内

印 刷 所　株式会社　信　利

〒545－0001　大阪府大阪市阿倍野区天王寺町北 2-4-16
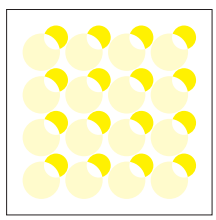
TEL　06－6713－1833　FAX　06－6713－1834